

公共交通施設編

基本的考え方	2
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	4
2 移動等円滑化経路	6
3 駅舎等の出入口	9
4 駅舎等の駐車場	12
5 駅舎等の通路等	14
6 駅舎等の出札、案内所等	17
7 駅舎等の階段	20
8 駅舎等の傾斜路	24
9 駅舎等のエレベーター	27
10 駅舎等のエスカレーター	33
11 駅舎等の便所	36
12 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	43
13 駅舎等の戸	49
14 駅舎等の案内板等	52
15 駅舎等の案内装置等	56
16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	59
17 駅舎等の手すり	63
18 駅舎等の券売機	67
19 駅舎等の公衆電話	71
20 駅前広場	73
21 自転車等駐車場	75
22 こ線橋	77
23 踏切	79
24 鉄軌道駅の改札口	80
25 鉄道駅の乗降場	83
26 軌道の停留所	88
27 バス停留所	89
28 タクシー乗り場	92
29 水飲み・構内売店	94

基本的考え方

1 基本的考え方

高齢者、障害者等を含めた全ての人々が、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第一の五に定める公共交通施設を安全、安心、快適に利用できるように移動等の円滑化をするために必要な下記の3条件を踏まえ、本マニュアルに記載された事項を適切に反映した施設を整備し、適切に維持管理することが望まれる。

① 移動等円滑化経路の確保

高齢者、障害者等を含めた全ての人々にとって安全、安心に円滑に移動等できるよう、可能な限り最短距離で、かつ連続してわかりやすく通行できる経路を確保されていること。

② 誘導案内設備の提供

高齢者、障害者等を含めた全ての人々が駅舎等を利用するために、分かりやすく必要となる情報を適切に提供されていること。

③ 施設、設備の性能確保

駅舎等の施設、設備（券売機、便所等）は、高齢者、障害者等を含めた全ての人々にとって安全に、かつ容易に利用できる構造、性能等を備えること。また、これらの施設、設備にも移動等円滑化経路の確保をすること。

2 公共的施設及び特定公共的施設の範囲

- ① 鉄道の駅（鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設又はこれに関連する施設で利用者の用に供するもの）
- ② 軌道の停留場（軌道法第1条第1項に規定する軌道の施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの）
- ③ 自転車駐輪場やレンタサイクルポート等（世田谷区立自転車等駐輪場、世田谷区立レンタサイクルポート又は鉄道事業者若しくはその関係団体が設置する自転車等駐輪場若しくはレンタサイクル施設）
- ④ 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの
- ⑤ その他これらに類する施設

3 整備の対象項目

それぞれの項目の冒頭に基本的な考え方を示し、鉄軌道の旅客施設は「駅舎等」と定義され、基準が適用される。また、駅のホームや軌道の停留場などの基準はそれぞれ項目別に基準をかけている。

整備基準の定めが無い部分については、望ましい整備を掲載している。

施設を使用しながら工事を実施する場合、本マニュアルの解説に基づき、高齢者や障害者を含む全ての人に対し配慮すること。

4 整備の対象範囲

駅舎等の新設及び大規模な改良時に、駅舎等の全体が整備基準に適合することが義務付けられ、改良については次のように定めている。

- 全ての本線の高架化、地下化への構造変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良。
 - ※ エレベーターや便所等の部分的な改良は、大規模な改良時には該当しない。
 - ※ 駅舎等以外の改良時においては、当該改良箇所を対象とした施設や設備の整備基準のみ遵守することが義務付けられている。
 - ※ 店舗等の商業施設を駅舎等に設置する場合、商業施設及び付帯施設や設備については、建築物の整備基準も遵守することになる。
 - ※ 建築確認が必要になる範囲については、建築物編の整備基準も参照する。

5 工事中箇所における対応

工事期間中、以下の事項に配慮する。

- 工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。エレベーター等の経路確保が難しいときは代替的な段差解消措置を施す。
- 夜間の迂回経路の利用に配慮し、照明により十分な明るさを確保する。
- 視覚障害者誘導用ブロックが分断されるときは、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- 工事仮設物等を設置する際には、白杖での感知ができるよう、隙間を設けない。

1 道路等から駅舎等の出入口までの経路

【基本的考え方】

駅舎等への経路とそれに接する道路との境界は、つまずきや滑りを誘発しやすいため、連続性を考慮し安全性を高める。

整備基準

道路等から鉄道及び軌道の旅客施設（以下「駅舎等」という。）の出入口までの経路は、次に掲げる構造とすること。

ア 路面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。

イ 路面には、段差を設けないこと。

ウ 路面には、排水口、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造の蓋を設けること。

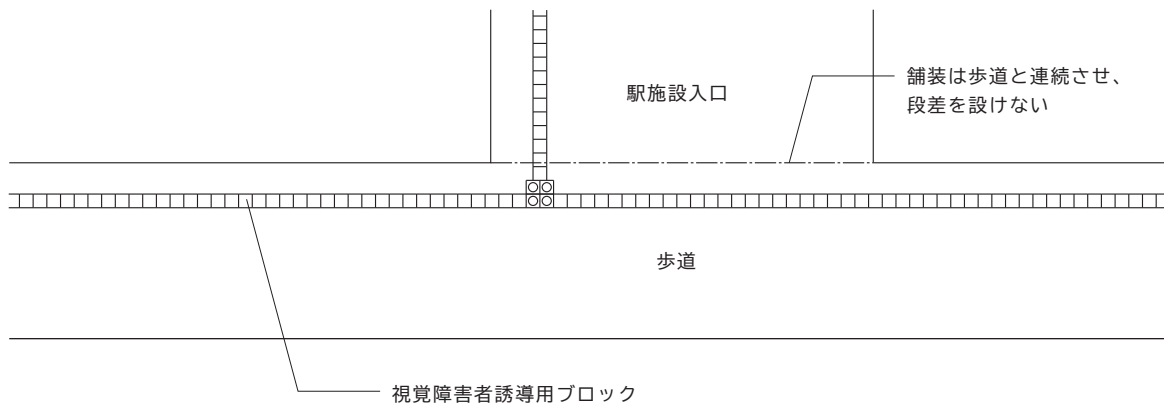
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

路面の舗装材等	◇舗装材の仕上げは、ぬれても滑りにくいものとし、道路との連続性を確保する。 ◇視覚障害者誘導用ブロックを通行動線の結節点、歩道状況の変化地点、立体横断施設の昇降口、地下道の出入口、その他公共施設の出入口などに敷設する。 ◇杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造とは、排水、集水のためのすき間などが10mm以下のものとする。	→【図1-1】 →【図1-2】
その他の注意事項	◇段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、「8 駅舎等の傾斜路」を参照する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

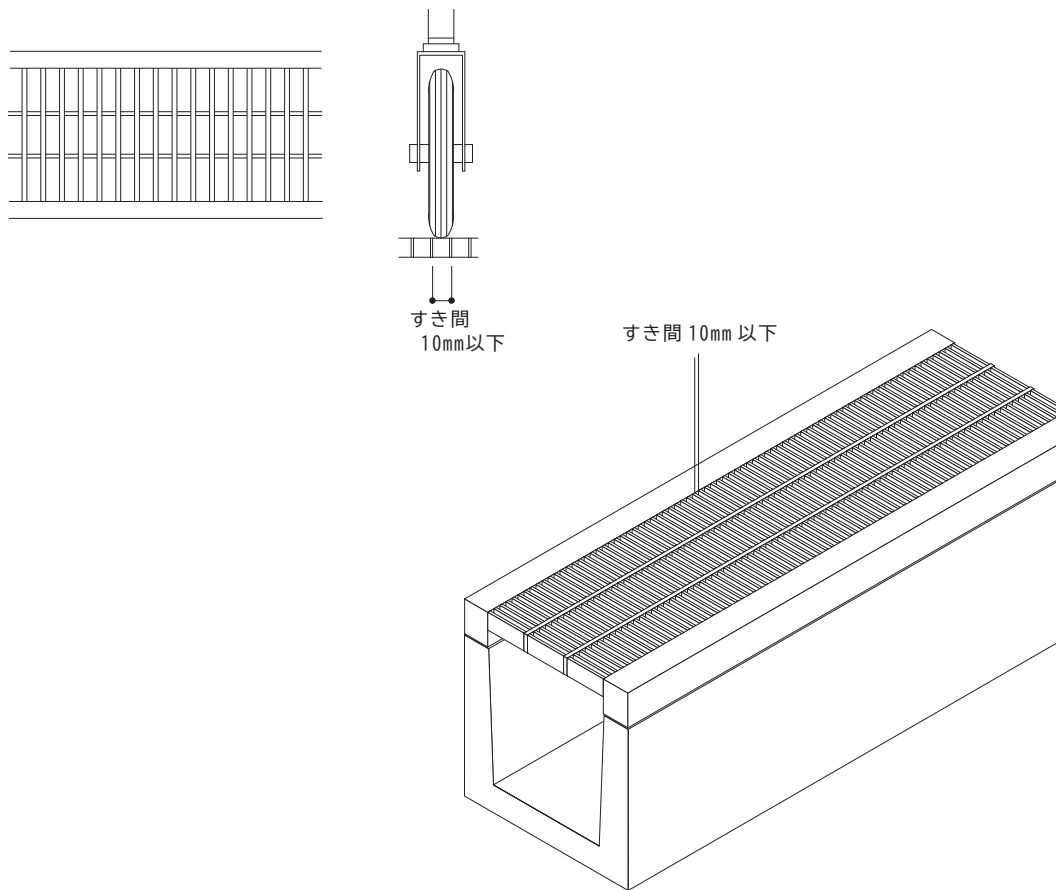
道路以外からのアプローチ	☆他の鉄道会社の路線からのコンコースなど、道路以外の場所からの経路を整備する。	
--------------	---	--

【図1-1】 駅施設入口周辺の例



【図1-2】 排水溝等のふたの仕様の例

■細目タイプの溝ふた及び集水ます



2 移動等円滑化経路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人の移動等円滑化に配慮し、外部から駅舎等内へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できる連続性のある移動動線を確保した構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。	(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に連続して利用することができる経路（以下この表及び次表において「移動等円滑化経路」という。）とすること。
(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	(2) 同左
(3) 乗継ぎ経路のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。	(3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下この表及び次表において「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。
(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	(4) 同左
(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。	(5) 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

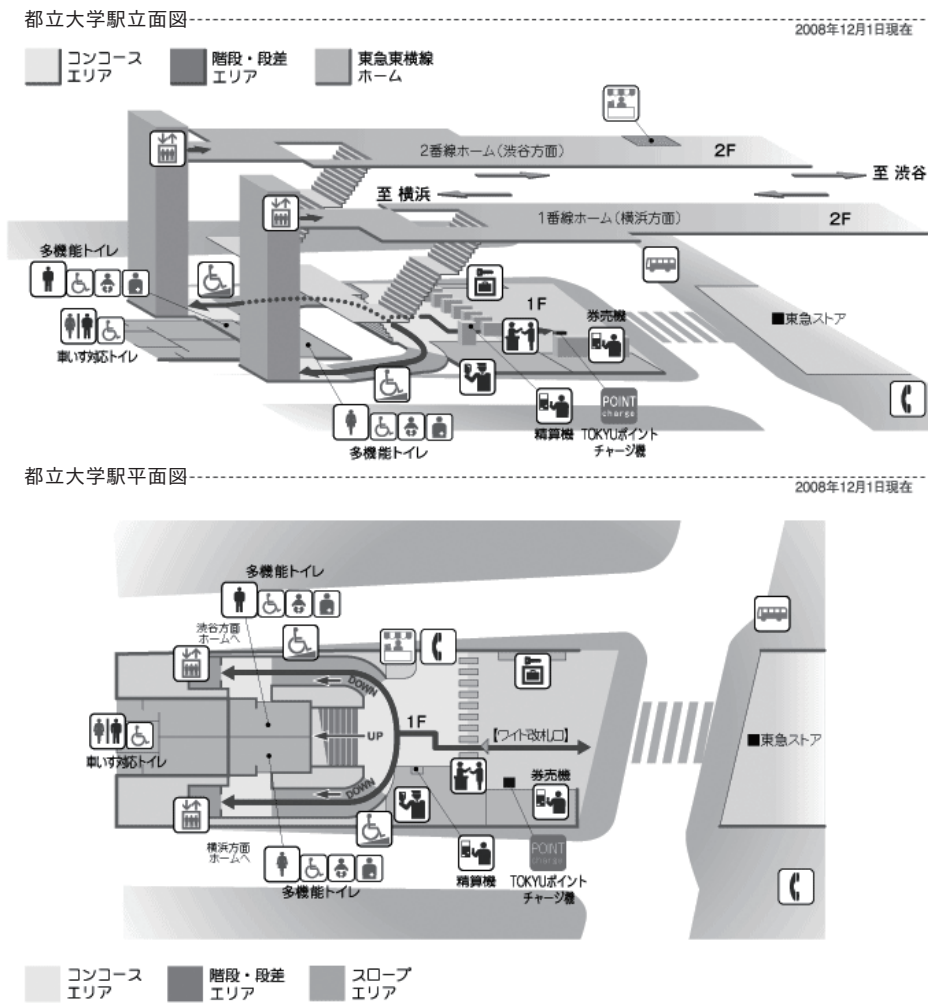
車両等	●車両等とは、鉄道車両、軌道車両、バス車両をいう。	
経路確保	<p>◆工事等で移動等円滑化経路が遮断される場合は、う回経路等について案内掲示をする。ただし、う回経路が困難な場合は、代替措置を講ずるよう配慮する。</p> <p>◆公共交通施設に隣接しており、かつ、公共交通施設と一体的に利用している他の施設の傾斜路やエレベーターを利用することにより、移動等円滑化経路が確保される場合は、当該公共交通施設の移動等円滑化経路とすることができる。ただし、エレベーターや傾斜路は整備基準を満たしており、公共交通施設の営業時間内において、常時確保できること。</p>	→【図 2-1】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

移動等円滑化経路以外の経路	<p>◎特に離れた位置に複数の出入口がある場合等、全ての経路においても可能な限り、移動等円滑化経路を確保する。</p> <p>◎規模の大きい、又は利用者の多い旅客施設、特に鉄道駅にあっては、主要な出入口から移動等円滑化された経路を確保する。</p> <p>◎利用者数に限らず、病院、障害者施設等の周辺施設の状況や高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して移動等円滑化された経路を確保する。</p> <p>☆他の事業者や他の公共交通施設への乗換経路に関しても移動等円滑化経路と同様の整備をする。他の事業者とは、公共交通施設と隣接している建築物、駅前広場、道路等の所有者又は管理者をいう。</p>	<p>→【図 2-2】</p> <p>→他の事業者とは、公共交通施設と隣接している建築物、駅前広場、道路等をいう。</p>
---------------	--	---

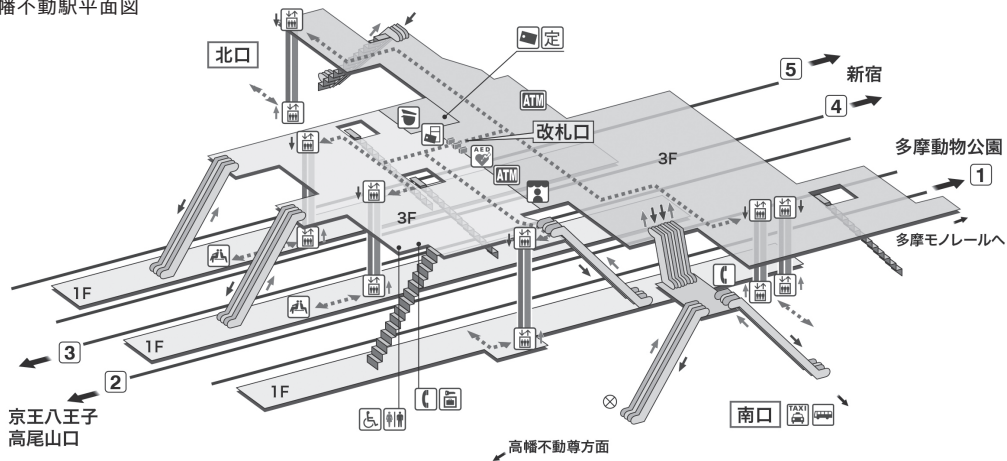
【図2-1】移動等円滑化経路の事例

■ 1 経路の例



【図2-2】移動等円滑化経路が複数の例

高幡不動駅平面図



3 駅舎等の出入口

【基本的考え方】

全ての人が、道路又は駅前広場などから駅舎等に支障なく出入りできる構造とする。

遵守基準	整備基準
駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、「8 駅舎等の傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	ア 同左
イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1 以上の出入口については、段差を解消すること。	イ 同左
ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとし、出入口の内外の滑りにくさは、同等とすること。
エ 幅は、90cm 以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85cm 以上とすることができる。	エ 同左
—	オ 駅舎等の出入口に車椅子使用者のための停車区画を設ける場合には、車椅子使用者のための停車区画である旨を見やすい方法により表示すること。
—	カ 駅舎等の出入口の上屋は、コンコース、通路等が雨等によりぬれない構造とすること。

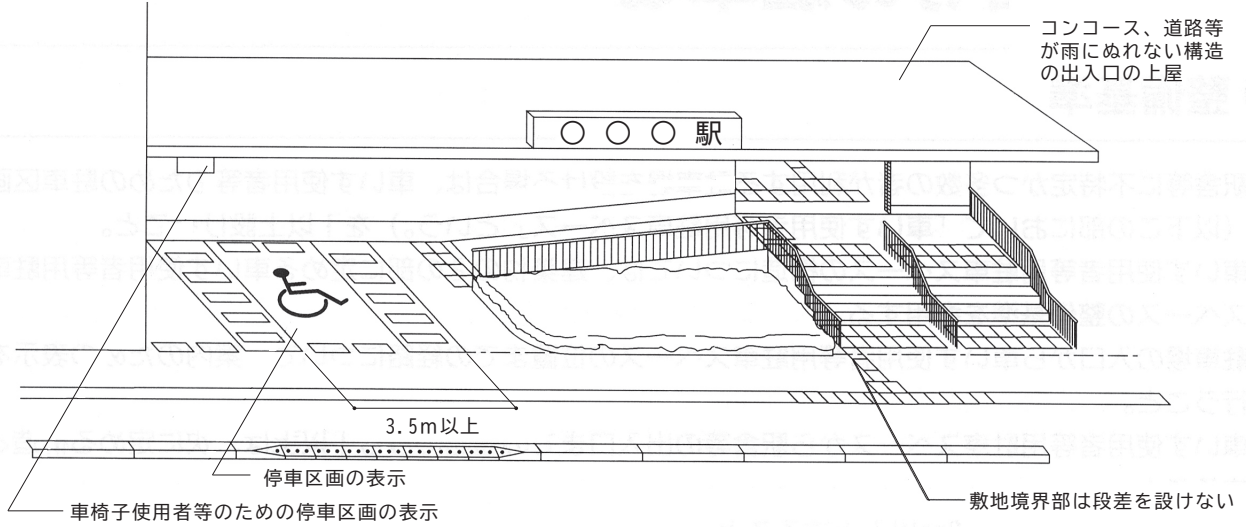
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

段差	◆地形上又は構造上困難な駅舎等の場合であっても、少なくとも1以上の出入口については段差を設けない。	→【図3-1】 【図3-2】
床面	◆床面については、建築物「30床の滑り」を参照する。	
出入口の上屋	◆ひさし等を設ける場合は、建築基準法等との関連を検討する必要がある。	
その他の注意事項	◆出入口付近には、「14 駅舎等の案内板等」に定める構造の点字案内板又は触知図案内板を設ける。ただし、駅舎等の出入口から乗降場まで単一の経路だけで構成されている場合は、この限りではない。 ◆車椅子使用者のための停車区画の表示については、だれにでも分かりやすいよう、路面に国際シンボルマークのペイントなどを設ける。	

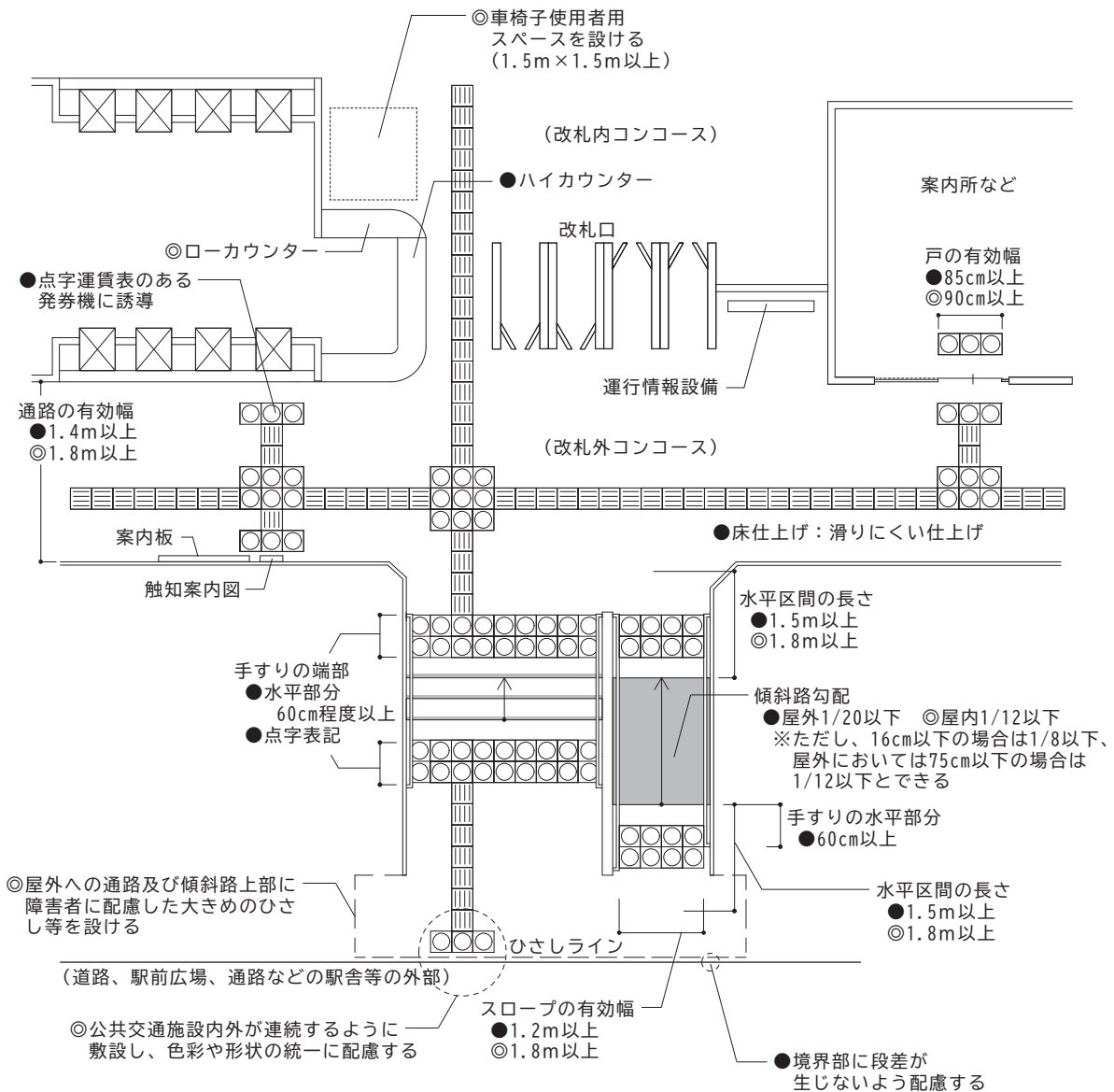
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

有効幅	<p>◎全ての出入口を整備基準に適合させる。</p> <p>◎駅舎等の出入口は、車椅子利用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とする。</p>	<p>→資料編 P2-26、2-27 参照</p>
その他の 注意事項	<p>☆車椅子利用者等のための停車区画を設ける。停車区画の位置は、利用者が駅舎等出入口まで安全かつ、雨にぬれないで通行できる位置に設け、停車区画の幅は350cm以上とする。また、バンタイプの車椅子利用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。</p> <p>◎出入口の上屋、ひさしは、高齢者、障害者等の自動車への乗降に配慮し、雨にぬれないような大きさとする。</p> <p>☆出入口には誘導チャイム又は音声誘導装置を設ける。</p> <p>☆歩道上に連続誘導がされている場合は、駅舎等側の出入口に整備された視覚障害者誘導用ブロックと連続させる。整備については、道路編「12 視覚障害者誘導用設備」を参照する。</p> <p>◎側溝の蓋（グレーチング）を設ける場合は、車椅子の前輪や、白杖等が落ち込まない様に格子を細かくするなど配慮した構造とする。なお、金属は水にぬれると滑りやすくなるため、表面の仕上げはノンスリップ加工とするなど滑りにくくする工夫が必要である。</p> <p>◎出入口に戸を設ける場合は、「13 駅舎等の戸」を参照する。</p>	<p>→雨天時を想定して設ける。</p> <p>→「15 駅舎等の視覚障害者誘導案内装置等」参照</p> <p>→建築物（集合住宅以外）【図 9-1】参照</p>

【図3-1】段差を解消した出入口の例



【図3-2】出入口の例（鉄軌道駅）



4 駅舎等の駐車場

【基本的考え方】

車椅子使用者、杖使用者等の歩行困難者が日常生活の外出手段である公共交通の利用促進のために、駅舎等にも車椅子等使用者が利用できるパークアンドライド式の駐車場の整備に努める。

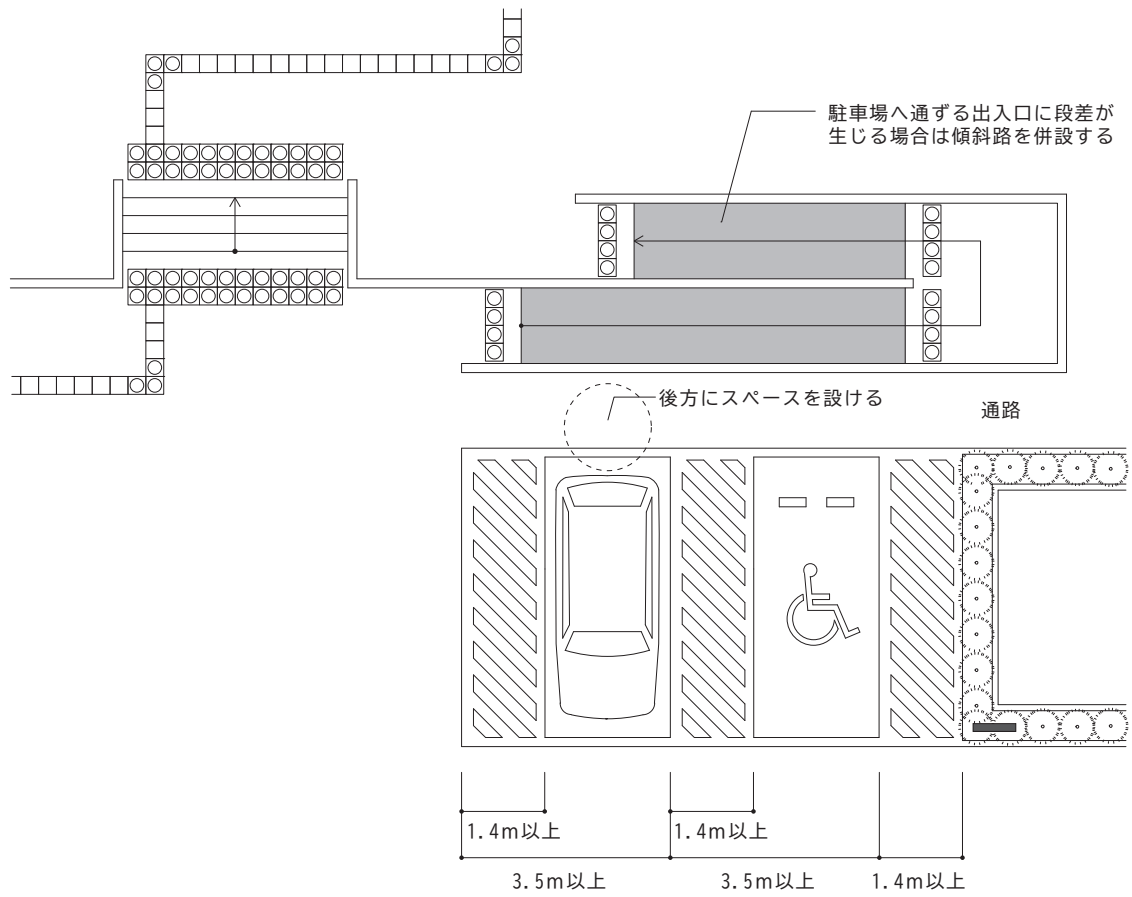
駐車場を設ける場合は、障害者の利用に配慮した計画とする。また、障害者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とする必要がある。なお、ここでは、公共交通施設に付属した駐車場を対象としている。

遵守基準	整備基準
駐車場を設ける場合の位置、構造等については、建築物「10 駐車場」に規定する遵守基準を準用する。	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、建築物「10 駐車場」に規定する整備基準を準用する。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

駐車スペースの位置	◆車椅子使用者等自身が運転する場合は、安全な乗降スペースの確保が必要である。また、介護者付きで同乗する場合は、車両後方からリフト又はスロープを使用して乗降することもあるため、駐車スペースの前後に必要なスペースを確保する。	→【図 4-1】
-----------	--	----------

【図4-1】 駐車場の整備例



5 駅舎等の通路等

【基本的考え方】

全ての人が安全かつ容易に通行・利用できる構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。	(1) 同左
ア 幅は、140cm 以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120cm 以上とすることができる。	ア 幅は、200cm 以上とすること。
イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、「8 駅舎等の傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は「9 駅舎等のエレベーター」に定める要件を満たすエレベーター※1を設ける場合は、この限りでない。	イ 同左
ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。	ウ 同左
エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。	エ 同左
(2) 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	(2) 同左

※1 地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、「10 駅舎等のエスカレーター」に定める要件を満たすエスカレーター

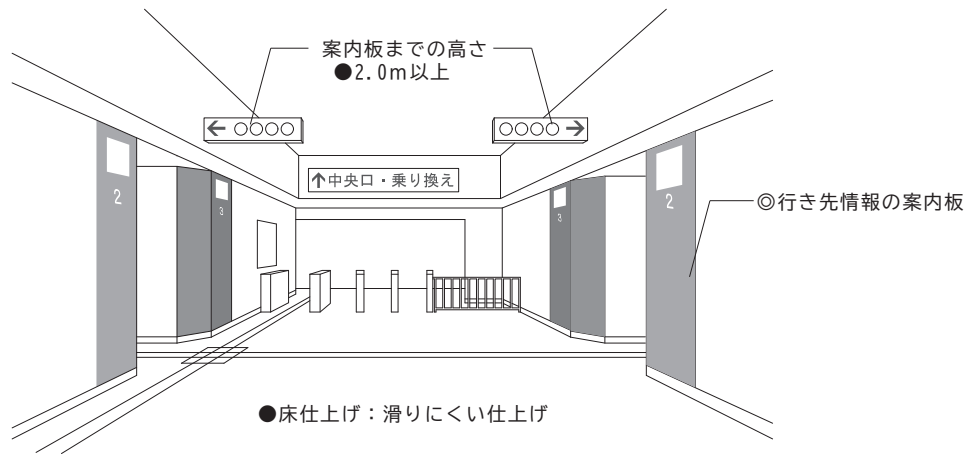
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

移動等円滑化経路を構成する通路等	<p>◆移動等円滑化経路を構成する通路等とは、高齢者、障害者等が常時利用する通路をいう。</p> <p>◆構造上やむを得ない場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で有効幅 120cm 以上とすることができる(遵守基準)。</p>	
床面	<p>◆排水施設を設ける場合は、通行に支障のない位置に設ける。蓋は、スリットを 10mm 以下にするなど杖、車椅子のキャスター等が落ちない構造とし、ぬれても滑りにくい仕上げとする。(「1 道路等から駅舎等の出入口までの経路」を参照)。</p>	
突出物	<p>●原則として床面から高さ 200cm 程度までには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような安全を確保するための措置を講ずる。</p> <p>→安全な措置とは、柵や点状ブロック等の設置で、白杖で感知できる措置とする。</p>	→【図 5-1】 【図 5-2】
手すり	<p>◆設置については、「17 駅舎等の手すり」を参照する。</p>	
照明	<p>●むらがなく、通行に支障のない明るさとする。</p>	

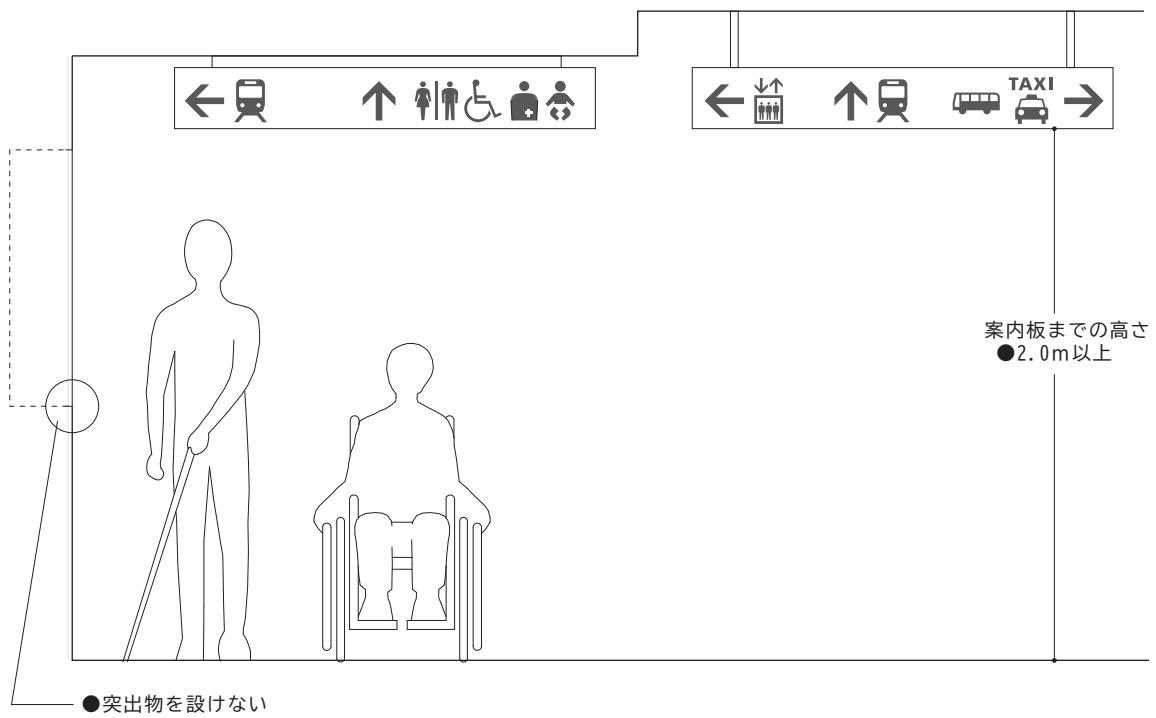
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	◎全てのコンコース・通路・ホール等を整備基準に適合させる。	
有効幅	◎車椅子利用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。	→資料編 P2-26、 2-27 参照
その他の 注意事項	◎動く歩道を設ける場合は、高齢者、障害者等に配慮して設ける。 ◎曲がり角は、面取りなどにより危険防止の配慮を行う。 ◎高齢者、障害者等に配慮して手すりを設ける。手すりを設置した場合は、整備基準の有効幅を確保できるように計画する。 ☆改札口外のコンコース・通路等は、24 時間開放する。	→「17 駅舎等の 手すり」参照

【図5-1】コンコース、通路、ホール等の例



【図5-2】突出物の配慮例



6 駅舎等の出札、案内所等

【基本的考え方】

出札・案内所等のカウンターを設ける場合は、車椅子使用者・視覚障害者が支障なく利用できる構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。	
(2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	
(3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。	

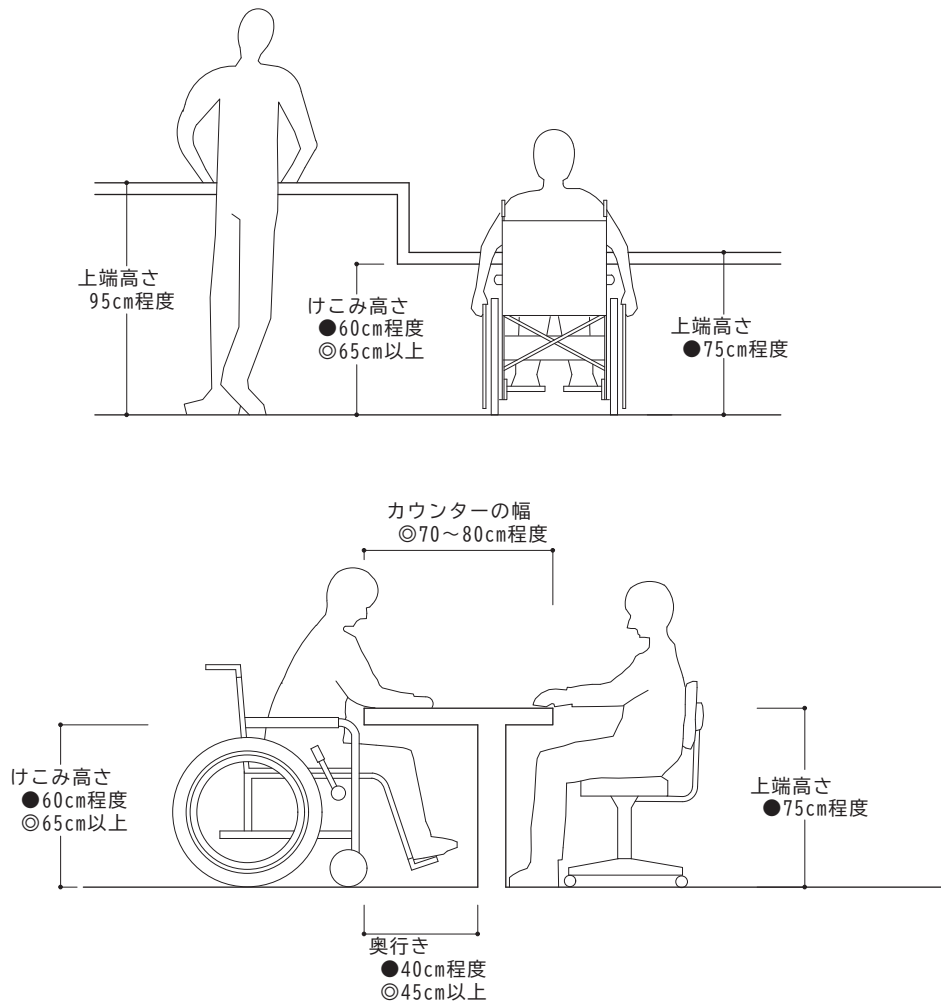
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

カウンター	<ul style="list-style-type: none"> ●対話を主とするカウンターの一部は車椅子使用者のひざが当たらないよう配慮し、高さ 75cm 程度、けこみ高さ 60cm 程度、奥行き 40cm 程度のスペースを設ける。 ●車椅子使用者の利用に配慮して、ついたてまでの奥行きは 30～40cm 程度とする。 ◆常時勤務する者がカウンターの外に出て対応できるように配慮する。 	→【図 6-1】
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ●出札・案内所等のカウンターの 1ヶ所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 	
筆談用具等	<ul style="list-style-type: none"> ●筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮する。 ●筆談用具等がある旨の表示については、駅員及び旅客から見やすく、分かりやすく表示する。 	→【図 6-2】 →【写真 6-1】

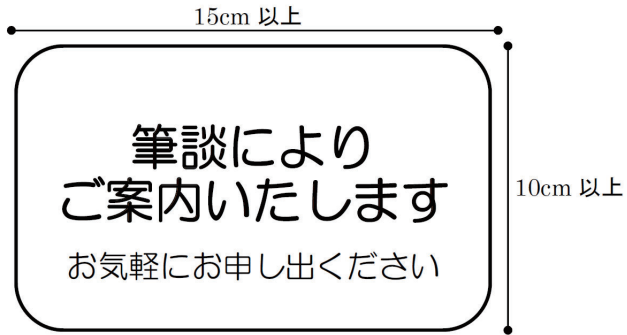
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

カウンター	<ul style="list-style-type: none"> ◎カウンターは、有効幅 70～80cm 程度とする。 ◎カウンターの下部に車椅子のアームサポートが入るように、けこみ高さ 65cm 以上かつ奥行き 45cm 以上とする。 ◎車椅子使用者に配慮したカウンターの周囲には、電動車椅子使用者が 360 度回転できる 180cm×180cm 以上の空間を確保する。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障害者、外国人等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。 ◎手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。 	→ICT 機器の活用も有効である。

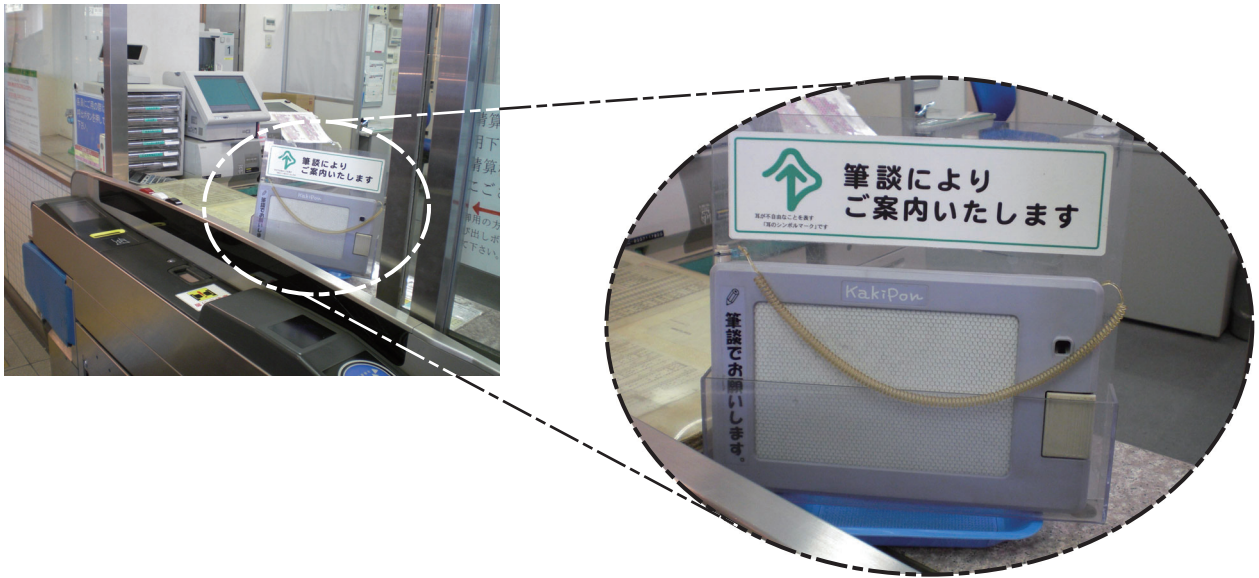
【図6-1】 カウンターの例



【図6-2】筆談用具等がある旨の表示例



【写真6-1】筆談の例



7 駅舎等の階段

【基本的考え方】

自力歩行可能な高齢者・障害者等が支障なく利用できる構造とする。

遵守基準	整備基準
階段は、次に掲げる構造とすること。	同左
—	ア 主要な階段の踏面及びげあげの寸法は、一定とすること。
ア 主要な階段は、回り階段としないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。	イ 主要な階段は、直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。
イ 幅は、120cm以上とすること。	ウ 同左
ウ 高さ 300cm以内ごとに踊り場を設けること。	エ 同左
エ 踏面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	オ 同左
オ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	カ 同左
カ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。	キ 同左
キ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。	ク 同左
ク 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。	ケ 同左
ケ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	コ 同左

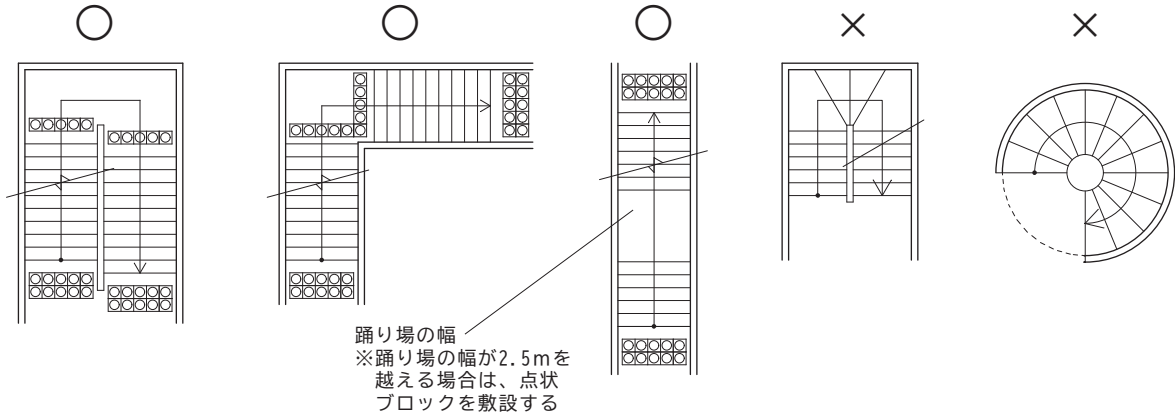
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

主要な階段	●主要な階段とは、一般旅客が常時利用する全ての階段をいう。	
階段の形式	◆階段の踏面及びげあげの寸法を一定とすることで、視覚障害者等にとって、一定のリズムで安定して乗降することができる。回り階段は踏面が一定ではなく、足の踏み外しのおそれがあるため設置しない。	→【図 7-1】
有効幅	◆有効幅は、手すりの内側の寸法とする。	→【図 7-2】 【図 7-3】
手すり	◆手すりの設置は、「17 駅舎等の手すり」を参照する。 ◆手すりは、踊り場部分にも両側に連続して設ける。 ◆段差が 100cm 以内の階段についても両側に手すりを設ける。	
踊り場	●長さは 120cm 以上とする。	→【図 7-2】 【図 7-3】
点字	●上段手すりに階段の行先情報を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ●点字は、はがれにくいものとする。 ●階段始末端部に敷設した点状ブロック付近の手すり端部（水平部分）に表記する。	→資料編 P2-2、 2-3 参照

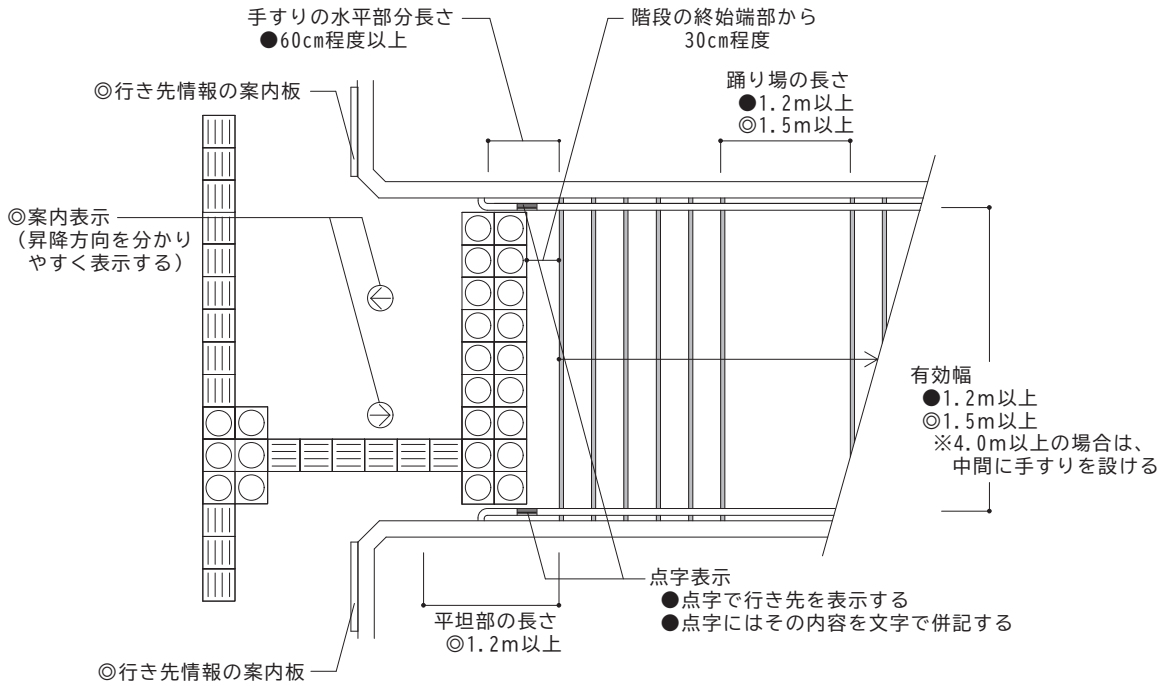
踏面等の形状	<ul style="list-style-type: none"> ◆けこみは 2cm 以下とする。 ●けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するためにも必ず設ける。 ●段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいため、突き出しは設けない。 ●踏面の端部（段鼻部）は、全幅にわたって十分な太さ（幅 5cm 程度）とし、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。 	→【図 7-4】
点状ブロック	◆踊り場部分については、原則として敷設しない。ただし、直線の踊り場において長さ 250cm を超える場合、又は折返しのある階段の踊り場には、点状ブロックを敷設する。	→【図 7-1】
階段下の空間	<ul style="list-style-type: none"> ◆視覚障害者が白杖（はくじょう）等を使用して歩く場合、足下などの低い位置に障害物がないと、安全と判断して前へ進む。このため、階段下のような空間は視覚障害者にとって大変危険であるため、十分な配慮を行う。 ◆階段下の十分な高さとは、概ね床面から高さ 200cm 程度をいう。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、柵・ベンチ・プランター等を配置し、視覚障害者の侵入防止措置を講ずる。 	→【図 7-5】 進入防止措置とは、柵等の設置で、白杖で感知できる措置とする。
立ち上がり	●側壁がない場合は、高さ 5cm 程度まで立ち上がりを設ける。	
照明及び採光	<ul style="list-style-type: none"> ●むらがなく、通行に支障のない明るさとする。 ◆トップライトや窓から入る自然光を活用する。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
有効幅	◎全ての階段を整備基準に適合させる。	
手すり	◎2 本杖使用者の円滑な通行に配慮し、有効幅 150cm 以上とする。	
踊り場	☆有効幅 400cm を超える階段には中間にも設ける。 ☆1 段目・最終段目からそれぞれ水平部分を 60cm 以上確保する。	
踏面等の形状	◎2 本杖使用者の昇降に配慮し、長さ 150cm 以上とする。	
視覚障害者誘導用ブロック	◎寸法は、けあげ 16cm 以下、踏面 30cm 以上とする。 ◎階段と側壁下部又は全体の色との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、床の端部を容易に識別できるものとする。	
その他の注意事項	☆手すり側に誘導できるように敷設する。	
	◎階段の始点、終点は階段につながる通路から 120cm 以上後退させ、手すり壁を延ばして平坦なふところ部分を設ける。 ◎階段の上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該階段の昇降方向を分かりやすく表示する。 ◎階段付近には、階段の行き先情報の案内板等を設ける。	→「14 駅舎等の案内板等」参照

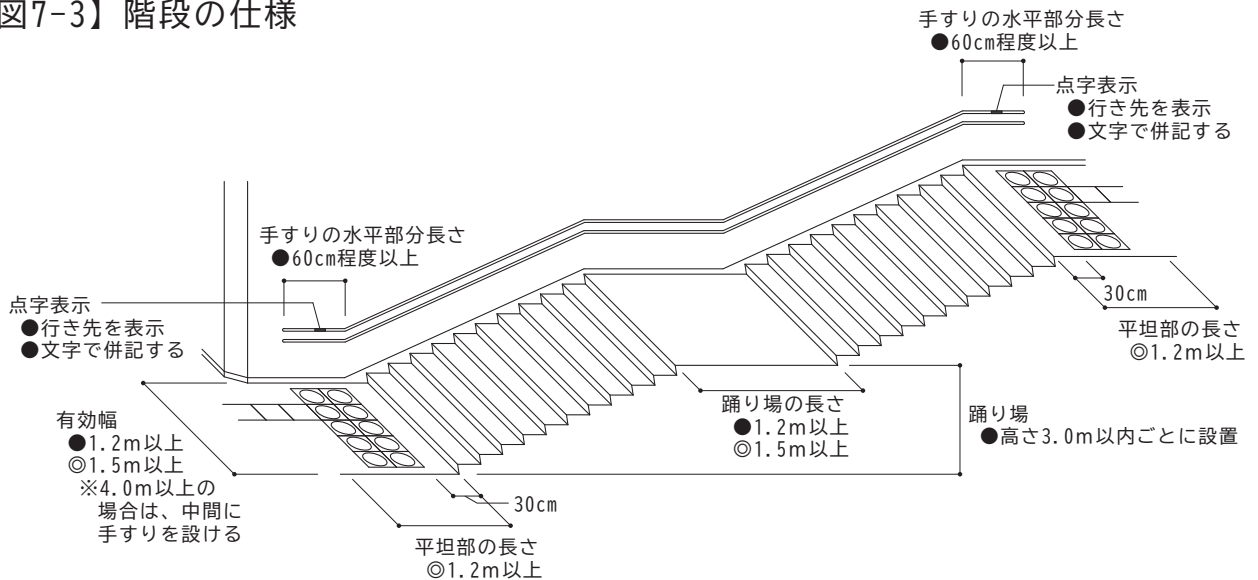
【図7-1】 階段の形式



【図7-2】 階段の例

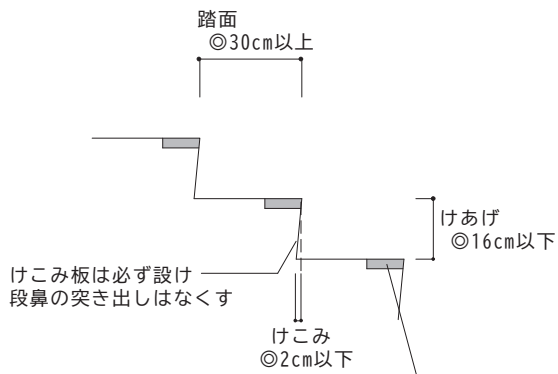


【図7-3】 階段の仕様

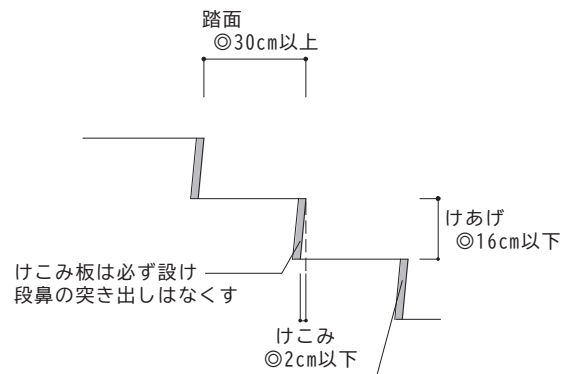


【図7-4】 けあげ、踏面の例

■ 段鼻部分のみ色分けした例



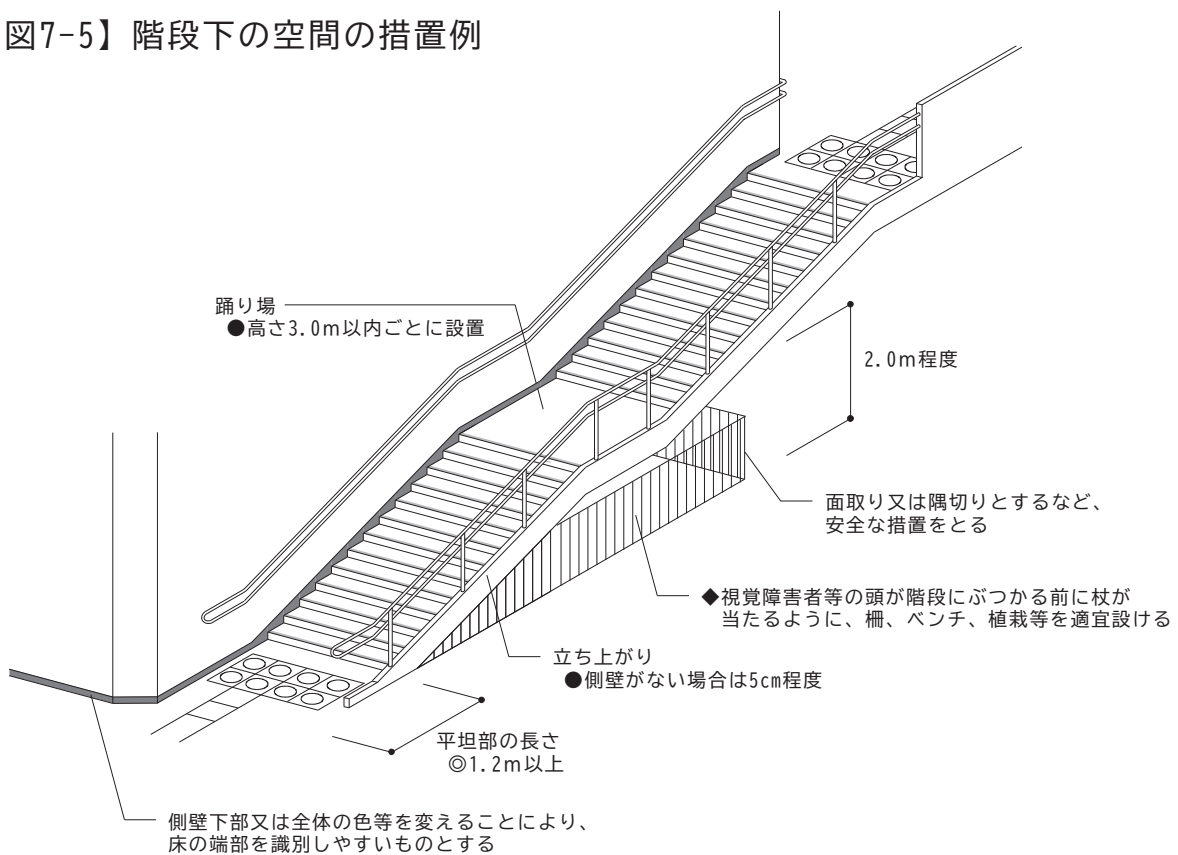
■ 段鼻及びけこみ板を色分けした例



踏面の端部（段鼻部）

- ◎全長にわたって十分な太さ
（幅5cm程度が識別しやすい）で周囲の部分との色の明度の差が
大きいこと等により段を容易に識別できるものとする
- ◎色は始まりの段から終わりの段まで統一する

【図7-5】 階段下の空間の措置例



8 駅舎等の傾斜路

【基本的考え方】

路面に段差がある場合には傾斜路を設置し、高齢者、車椅子使用者を含む全ての人が安全かつ容易に通行できる構造とする。また、傾斜路は一般旅客が常時利用する主要な部分に設け、特別な動線にならないような工夫をする。

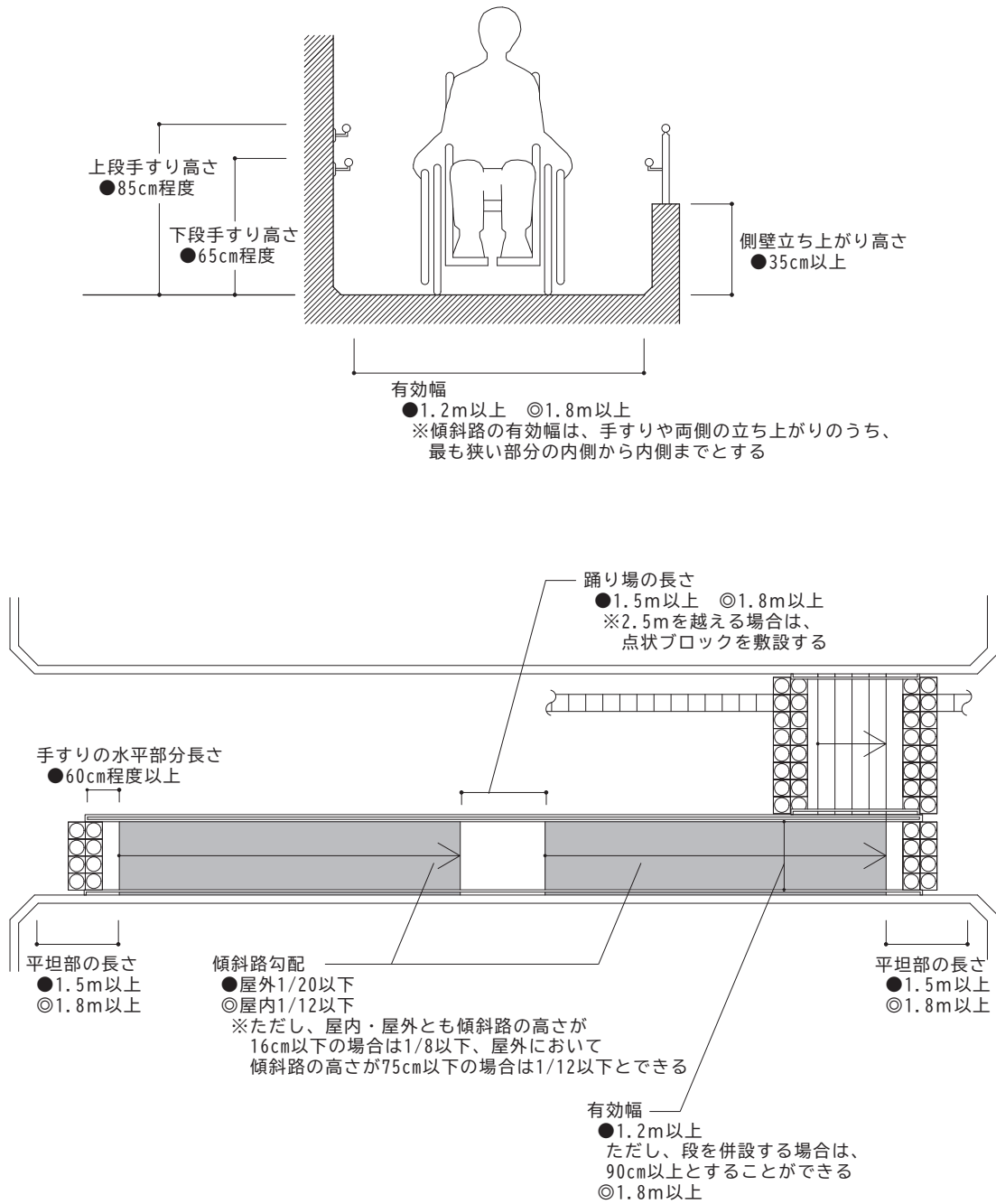
遵守基準	整備基準
(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。	(1) 同左
ア 幅は、120cm 以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm 以上とすることができる。	ア 幅は、120cm 以上とすること。
イ 勾配は、屋内にあっては 1/12 以下、屋外にあっては 1/20 以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが 16cm 以下の場合は 1/8 以下、屋外において高さが 75cm 以下の場合は 1/12 以下とすることができる。	イ 同左
ウ 高さが 75cm を超えるものにあつては、高さ 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の踊り場を設けること。	ウ 高さが 75cm を超えるものにあつては、高さ 75cm 以内ごとに長さ 180cm 以上の踊り場を設けること。
エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。	エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、長さ 180cm 以上の水平部分を設けること。
(2) 傾斜路の両側に、高さ 35cm 以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	(2) 同左
(3) 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	(3) 同左
(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。	(4) 同左
—	(5) 屋外に設ける傾斜路については、上屋を設けること。

■基準の解説		凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備	
識別	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。 ◆車椅子使用者の利用に配慮するため、傾斜路の始点、終点に 180cm 以上の水平区画を設ける。 ◆屋外に設ける場合は、障害者等に配慮した大きめの屋根又はひさし等を設ける。 ◆有効幅は、車椅子使用者と歩行者のすれ違いを考慮し、120cm とする。ただし、段と併設する場合は 90cm とすることができる（遵守基準）。 	→【図 8-1】	→雨天時を想定して設ける。
手すり	◆手すりの設置は、「17 駅舎等の手すり」を参照する。		

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	◎全ての傾斜路を整備基準に適合させる。	
有効幅	◎車椅子利用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。	
勾配	◎屋内においても、1/20 以下とする。	
踊り場	◎車椅子利用者等の円滑な利用に配慮し、長さ 180cm 以上とする。	
視覚障害者誘導用ブロック	☆視覚障害者の転落やつまずき防止のため、傾斜路の上下端に点状ブロックを敷設する。 ☆直線の踊り場において、長さが 250cm を超える場合、又は折返しのある傾斜路の踊り場では、視覚障害者が状況を認識できず、つまずきや転落、あるいは方向を見失うことがあるため、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を上下端部に敷設する。	
手すり	☆傾斜路の始終点から 60cm 以上延長する。	
その他の注意事項	◎傾斜路と側壁下部又は全体の色等を変えることにより、床の端部を識別しやすいものとする。	

【図8-1】 傾斜路の例



9 駅舎等のエレベーター

【基本的考え方】

エレベーター及び乗降口ビーは、高齢者、車椅子使用者、視覚障害者等を含めた全ての人が安全に、かつ容易に利用できるように配慮した構造とする。

また、傾斜路によって解消できない高低差のある駅舎等においては、エレベーターの設置を原則とする。

遵守基準	整備基準
移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合又は地形上若しくは施設管理上エレベーターを設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、地形上又は施設管理上エレベーターを設けることができない場合で、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができるとき、「10 駅舎等のエスカレーター」に定める要件を満たすエスカレーターを設けるととき又は当該高低差のある部分が「8 駅舎等の傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路及び通路によって連続しているときは、この限りでない。
ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とすること。	ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 90cm 以上とすること。
イ 籠の容量は、11 人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	イ 籠の容量は、11 人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、駅舎等における高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合	(ア) 同左
(イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合	(イ) 同左
ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備を設けること。	ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備、音声誘導装置等を設けること。
エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	エ 同左
オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。	オ 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

内容	●旅客施設においてエレベーターを設ける場合には、当該旅客施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、籠の内法幅及び内法奥行きを検討する。	
出入口の有効幅	◆バリアフリー法や ISO（国際標準化機構）では、車椅子使用者が通過できる最低限の幅を 80cm 以上としている。しかし、公共交通施設においては、短時間に多数の人が利用するという特長があるため、特に安全性を考慮し 90cm 以上とする。	→【図 9-1】

<p>設備</p>	<p>《操作盤》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者等が円滑に操作できる位置に操作盤等の設備を設ける。また、操作盤は以下の構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・操作ボタンは高さ100cm程度に設ける。 ・出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものとし、車椅子使用者等の余裕を見込み、円滑に乗降できるよう配慮した開閉時間を設定する。 ・籠内に設ける操作盤は、車椅子使用者の利用に配慮して籠の左右壁面中央付近に設ける。 <p>《鏡》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者が乗降する際に、籠及び昇降路の出入口や背後の状況を確認するため、籠内に鏡を設ける。 <p>《表示装置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。 ◆乗降口ビー及び籠内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう、階の数字等を浮き出させること等により分かりやすいものとする。また、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 <p>《音声案内》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備を設ける。 ●乗降口ビーには、籠の到着や昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。ただし、籠内に出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 <p>《点字表示方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乗降口ビー及び籠内に設ける操作盤のうち、それぞれ1以上は点字を表示する。点字による表示方法はJIS T 0921にあわせたものとする。 <p>《籠出入口乗降者検出装置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旅客の安全を図るために、光電式、静電式又は超音波式等にて、籠の出入口の乗降者を検出し、戸閉を制御する乗降者検出装置を設ける。 	<p>→【図9-4】</p> <p>→鏡はステンレス鏡面又は、安全ガラス等を設ける。</p> <p>→スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる。</p> <p>→視覚障害者が容易に操作できる構造の操作盤を設ける。</p> <p>→一般社団法人日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）」及び、「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515E）」参照</p>
-----------	---	---

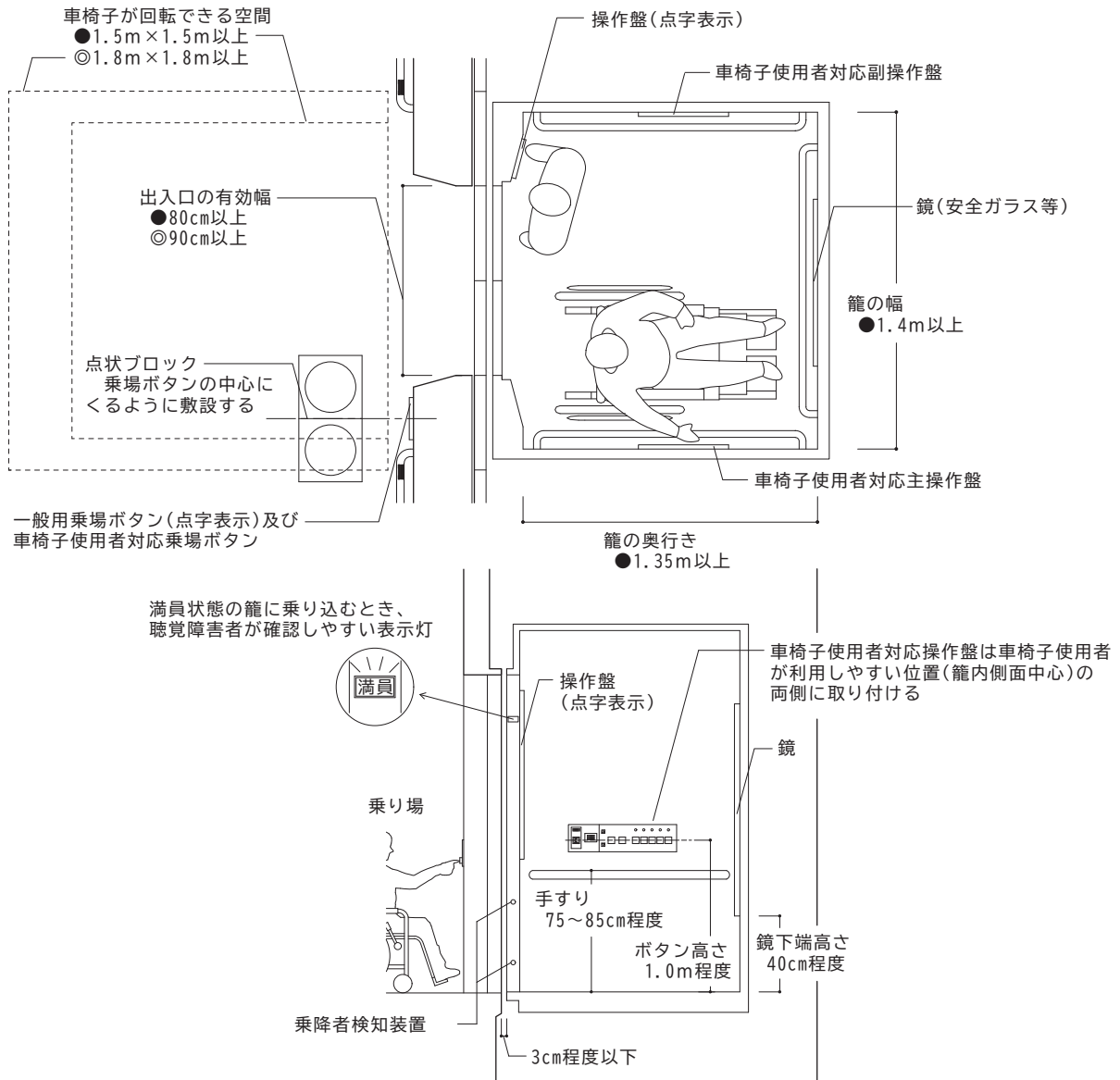
乗降 ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ●手動車椅子使用者が 360 度回転できる 150cm×150cm 程度の空間を確保する。また、新設の場合は、付近に下り階段及び下り段差を設けない。 ◆床の表面は、車椅子使用者の乗降がしやすいよう平坦とするとともに、滑りにくい仕上げとする。 ◆できるだけ乗降ロビーの扉及びボタンは周囲の壁と異なる色とし、識別しやすいものとする。 ●乗降ロビー付近に下り階段及び下り段差が存在する既存施設の場合は、転落防止策を講ずる。 	
籠内外部との 連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●籠内部の防犯や事故時の安全確保のため、籠の内部が確認できるガラス窓を設ける。 ●籠外部から、籠内の車椅子使用者や子供、また転倒した旅客が視認できるように、ガラス窓の下端は床面から高さ 50cm 程度にする。 	→【図 9-2】 【図 9-3】
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●ただし書における駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用できる場合とは、公共交通施設の営業時間内において常時利用でき、かつ距離が著しく離れていない場合をいう。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口の有効幅	◎全てのエレベーターを整備基準に適合させる。 ◎離れた位置に複数の出入口や改札口がある場合等は、エレベーターを複数箇所に設ける。	
容量	◎手動車椅子使用者が 360 度回転でき、かつ 15 人乗り以上とする。 (一般的な 15 人乗りの籠内寸法は 160cm(W)×150cm(D)) ◎エレベーター利用者が特に多い場合は、20 人乗り以上のエレベーターを導入する。 ◎緊急時の対応等に配慮し、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き(概ね 200cm 以上)のあるエレベーターが望ましい。	
形状	◎旅客施設の構造によっては、利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設ける。	
車椅子あたり	◎床上から高さ 35cm 程度まで車椅子あたり(キックプレート)を設ける。	

設備	<p>◎視覚障害者や聴覚障害者等に配慮して、籠内外の操作及び情報が音と表示等で分かるものとする。</p> <p>◎籠内外の操作ボタン及び表示の色の組み合わせ等は、周囲の色との明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。</p> <p>◎非常時における聴覚障害者のための視覚的情報伝達手段（外部からの手話、文字による情報伝達等）として、次の配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時聴覚障害者対応ボタンを設ける。 ・非常時（停電時等）に情報表示ができる聴覚障害者対応モニター、電光表示盤を設ける。 ・係員に連絡中である旨や、係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。 <p>◎地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設ける場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。</p> <p>☆出入口が双方向にあるタイプでは、車椅子使用者が転回する必要がないため、使用しやすいが、後方を確認できる鏡の設置が望ましい。また、視覚障害者には分かりにくいいため、別方向の扉が開くときには音声案内が必要である。</p>	→到着階に何かあるか（地上出口、改札口等）、具体的に音声案内する。
駅務室等	<p>◎駅務室等の管理室にエレベーターを監視できる設備を設ける。</p> <p>◎籠内部が確認できるカメラ（ITV 設備）を設ける。</p>	
開閉時間	<p>◎高齢者や障害者、子供連れ等に配慮して、出入口の戸閉め開始時間を設定する。</p> <p>◎ドアが開いた状態は最低4秒維持するものとし、車椅子使用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる（10秒以上）機能を設ける。</p>	
乗降ロビー	<p>◎電動車椅子使用者が360度回転できる180cm×180cm程度の空間を確保する。</p>	
表示	<p>◎障害者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設ける。</p>	
その他の注意事項	<p>◎垂直移動距離の長いエレベーターを設ける場合は、トランク付きとするなど、救急用の担架等が収納できる構造とする。</p>	

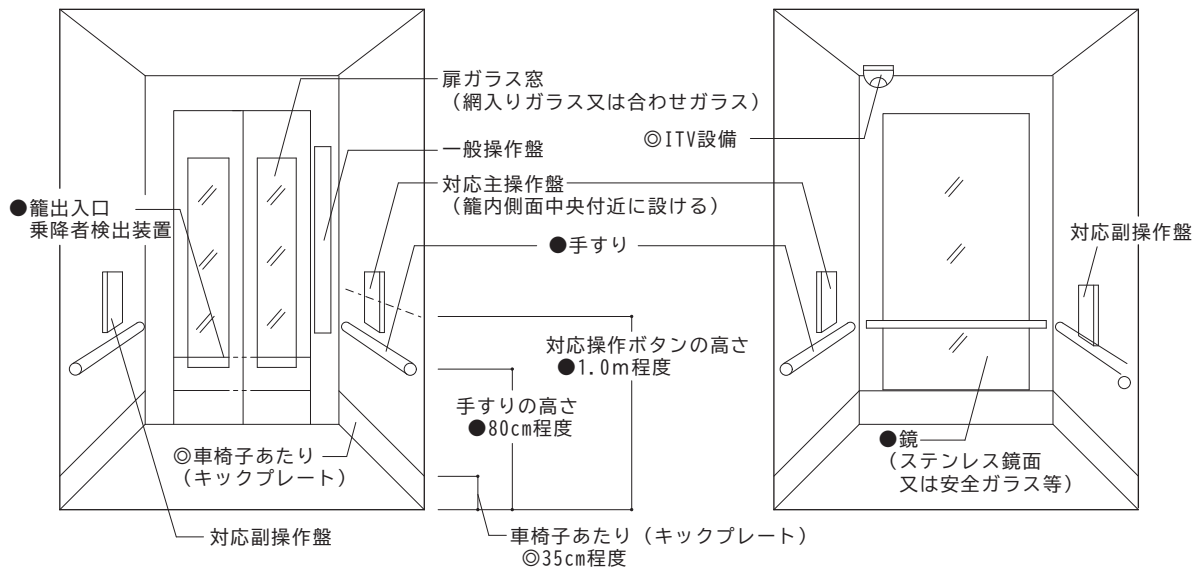
【図9-1】エレベーターの平面図



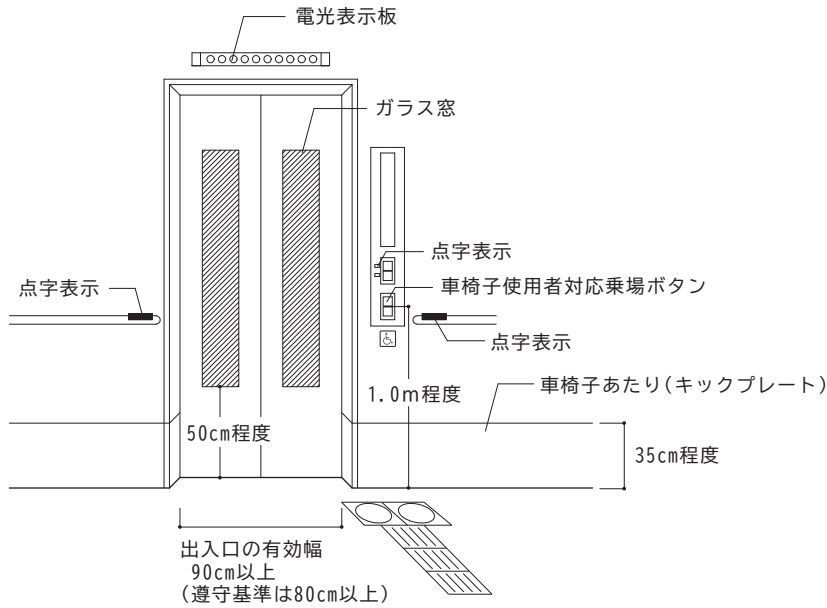
【図9-2】エレベーター籠内の例

■籠の仕様(扉側)

■籠の仕様(背面側)



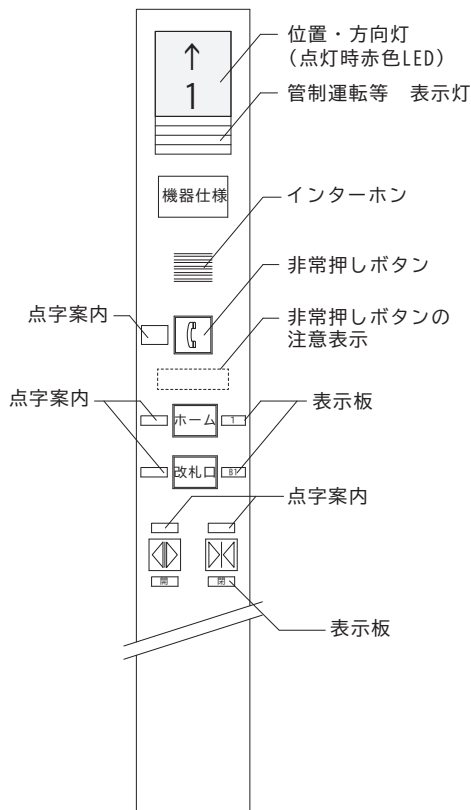
【図9-3】エレベーターの出入口（乗り場）



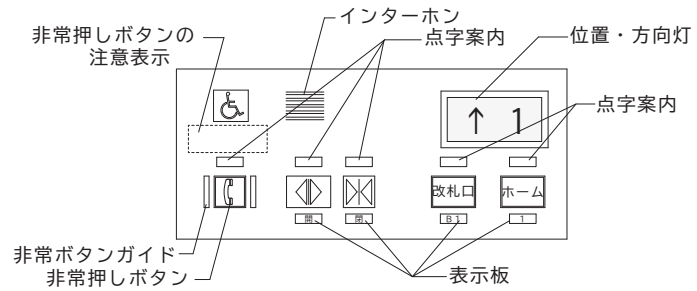
※エレベーター付近に下りの階段又は段、下りのスロープを設けない。
やむを得ず設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分配慮する。

【図9-4】籠内操作盤

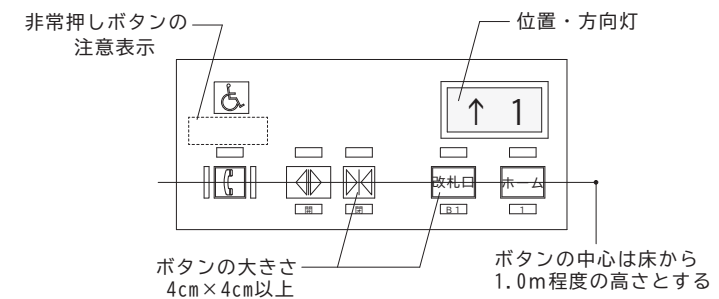
■一般操作盤



■対応主操作盤



■対応副操作盤



10 駅舎等のエスカレーター

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

遵守基準	整備基準
エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。	エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。
－	ア 改札口にできるだけ近い位置に設けること。
－	イ 上下専用であること。
ア 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	ウ 同左
イ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。	エ 同左
ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。	オ 同左
エ 「9 駅舎等のエレベーター」に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。	カ 同左
オ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。	キ 同左
カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。	ク 同左
キ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上下専用でないエスカレーターについては、この限りでない。	ケ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。

■基準の解説	凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
車椅子対応型エスカレーター	●踏み段の面は車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さが確保できる構造（踏み段が3枚水平のまま昇降できるもの）とし、脱輪防止のための車止めを設ける。 ◆エレベーター及び車椅子対応型エスカレーターのいずれもが設置困難な場合は、高低差の諸状況に応じて車椅子使用者が利用できる傾斜路、階段昇降機、階段リフト等を設ける。
踏み段	●踏み段の端部に縁取りを行うなど、端部全体のその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、踏み段相互を容易に識別できるものとする。

→【図 10-1】

音声案内	●音声案内を周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設ける。	
視覚障害者誘導用ブロック	◆点状ブロックは、エスカレーターのライディングプレート（床板）の端部に近接して敷設する。	
配置	◆視覚障害者にも利用しやすいよう改札口の近くに、上下専用のものを設ける。	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●エスカレーターと建物の梁や天井との間に三角部が生じる場合は、子供等が挟まれることを防ぐため、固定保護板及び可動警告板を取り付ける。 ●エスカレーターと階段手すりとの間に三角部等のすき間が生じる場合は、子供等が挟まれることを防ぐための配慮をする。 ●エスカレーター下には階段下と同様に十分な高さを設けること。十分な高さとは、概ね床面から高さ 200cm 程度をいう。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、視覚障害者の侵入防止措置を講ずる。 ●昇降速度は、30m/分を標準とする。 ●エスカレーター上の照明は、乗り降り safely 行うことができるよう、明るさや配置に配慮する。 	→建築基準法施行令及び建設省告示のエスカレーターの一般構造を定める件に準ずる。

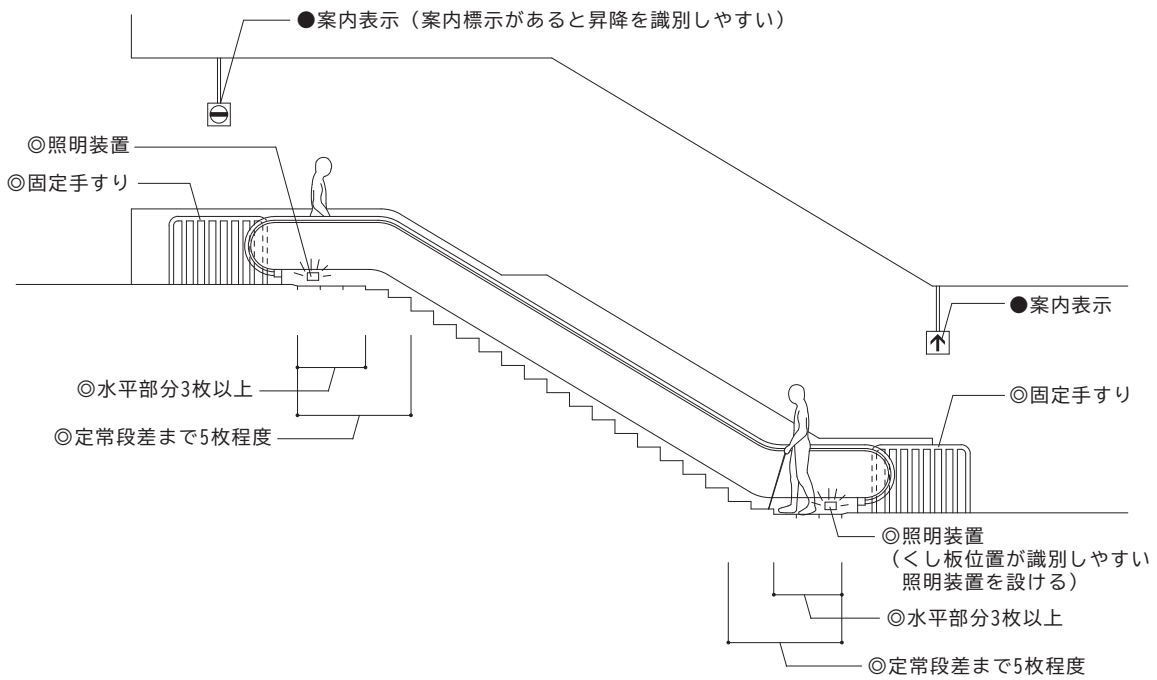
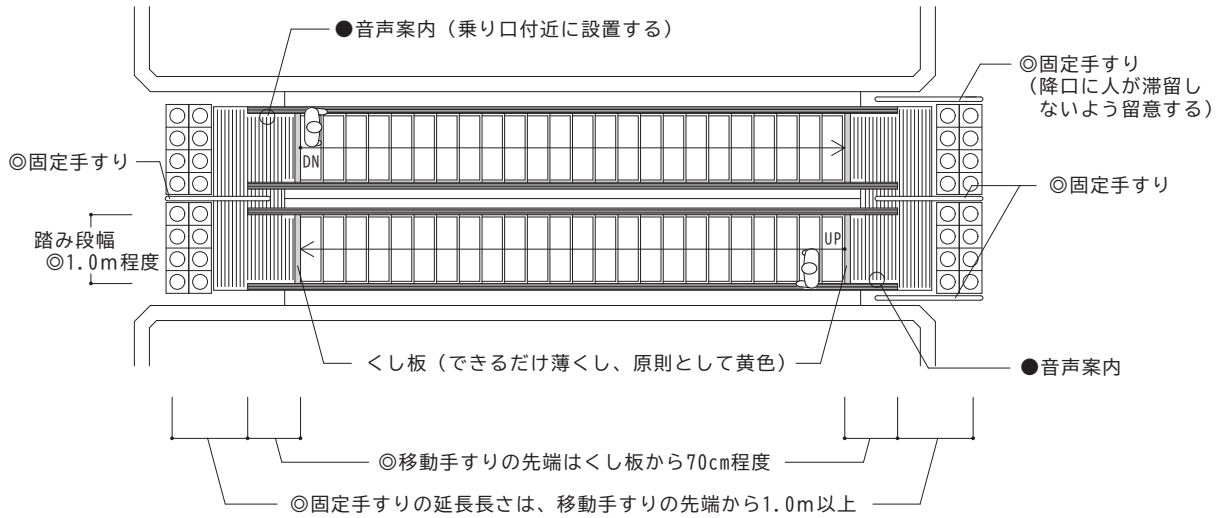
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

設置	◎階段による垂直移動の高さが 500cm 以上となる駅舎等においては、上下専用のエスカレーターをそれぞれ設ける。	
幅	◎S1000 形（踏み段幅：100cm 程度）以上とする。	
乗降口	◎踏み段の水平部分は 3 枚以上、定常段差に達するまでの踏み段は 5 枚程度とする。	
照明	◎乗降口に近い位置にくし板位置が識別しやすい足元灯等の照明装置を設ける。	
手すり	◎乗降口は、くし板から 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ◎乗降口には、動線の交錯を防止するための固定柵又は固定手すり（長さ 100cm 程度）等を設ける。	

(ソフト面の工夫)

	◎転落事故等を防止するため、利用ルールについて掲示やアナウンス等で周知する。	
--	--	--

【図10-1】 エスカレーターの例



11 駅舎等の便所

【基本的考え方】

不特定かつ多数の者が利用する便所は、車椅子使用者、オストメイトの方、乳幼児を連れた方等それぞれが円滑に利用できるようにブース（個室）を男女別の便所内に配置すること。

遵守基準	整備基準
(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	(1) 同左
ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。	ア 同左
イ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	イ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。
ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	ウ 同左
エ 出入口の幅は、85cm以上とすること。	エ 出入口の幅は、90cm以上とすること。
オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便秘器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。	オ 同左
カ 男子用小便秘器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35cm以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。	カ 同左
－	キ 洗面器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、洗面器の1以上の付近に手すりを設けること。
ク 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	ク 同左
ケ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。	ケ 同左
コ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。	コ 同左
コ キからケまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	サ クからコまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容がJIS Z 8210に定められているときは、これに適合すること。）。)
(2) (1)の便所の内部又は近接した分かりやすく利用しやすい位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。	(2) (1)の便所の内部に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。
ア 出入口の幅は、85cm以上とすること。	ア 出入口の幅は、90cm以上とすること。
イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	イ 同左
ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	ウ 同左
エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。	エ 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
(一般便所)

構造等	◆構造については、建築物「8 便所」の基準の解説「一般用便房」を参照する。	→【図 11-1】 ～【図 11-3】
案内表示	●男女別及び便所の構造を便所の出入口付近の外部に音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。 ◆男女別表示を図記号（ピクトグラム）等を用いて分かりやすく表示する。 ●点字により表示する場合の表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合は、JIS T 0922 にあわせたものとする。	→【図 11-6】 JIS T 0921 JIS T 0922 資料編 P2-2 ～2-6 参照
大便器	●高齢者等足腰の弱い人にとって、和式便所の利用は非常に困難を伴うため、腰掛け式の大便器を 1 以上設ける。また、当該大便器には手すりを設ける。	→【図 11-2】
水洗器具	●水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置、水栓を含む）をいう。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。	→【図 11-4】
ベビーチェア	●便所（一般用トイレ）に設ける場合は、男女別にそれぞれ 1 以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。	→建築物「21 子育て支援環境の整備」参照
ベビーベッド	●便所（一般用トイレ）に設ける場合は、男女別にそれぞれ 1 以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、乳幼児のおむつ交換ができる設備を車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。	→建築物「21 子育て支援環境の整備」参照
表示	●トイレの表示は、だれでも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。	
その他の注意事項	●操作部の形状、色、配置及び器具の配置は JIS S 0026 にあわせたものとする。 ◆それぞれの便房（ブース）の戸は、緊急時に外部から開閉できるように上部を開放する構造とする。なお、内開きのドアは便房内で転倒した場合、体や車椅子が妨げになって戸が開かず、救出しにくいため避ける。	→【図 11-5】

(車椅子使用者用便房)

案内表示	◆トイレの表示は、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。	
大きさ	●手動車椅子使用者が 360 度回転可能な 150cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。 ●車椅子使用者が便器の前に行くためには、障害の程度・種類により様々な動きができるように、便器の前面は車椅子使用者の動きに支障にならないように、できる限り空間を確保する。	
設備	●付属器具（洗浄装置、ペーパーホルダー、フック、棚、鏡、握り手、鍵等）は、車椅子使用者の行動空間やアクセスなど、高齢者、障害者等に配慮したものとし、適切に配置する。 ●便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置に設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 にあわせたものとする。 ●洗浄装置の基本はボタン式とし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の周りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設ける。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	→音、光等で押したことが確認できるものが望ましい。
戸	●便房の戸は、車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60～70cm 程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。	→【図 11-7】

■望ましい整備 凡例：☆区追加望ましい整備

(一般便所)		
手すり	◎整備基準の(4)及び(6)以外の便器にも手すりを設ける。	
水洗器具	◎パウチやしびん及び腹部等が洗浄できる水洗器具及び汚物流しを設ける。 ◎水洗器具は、パウチ等の洗浄のため温水が出るようにする。 ◎整備基準の(7)、(8)、(9)の設備を、便所（一般用トイレ）と車椅子使用者用便房に複数設ける場合は、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人々が利用可能となるように配慮する。	
簡易型車椅子使用者用便房	◎小型の手動車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を 1 以上（男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ 1 以上）設ける。また、簡易型車椅子使用者用便房は次に定める構造とする。 ・簡易型車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路とする。 ・正面から入る場合は、200cm×130cm 以上のスペースと出入口の有効幅 80cm 以上 ・側面から入る場合は、180cm×150cm 以上のスペースと出入口の有効幅 80cm 以上 ・整備基準の(7)、(8)の設備のいずれかの設備を設置し、車椅子使用者用便房の機能の分散化を行う。	→【図 11-8】
便房の機能分散	◎車椅子使用者用便房や簡易型車椅子使用者用便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、水洗器具やベビーチェア等の機能を備えた便房を設ける。	

緊急時通報	<p>◎便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。</p> <p>◎視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。</p>	
設備・備品等	<p>◎小便器の前には荷物の置ける棚を、便房には荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを設ける。</p> <p>◎小便器や洗面器の脇には、杖や傘等をたてかけるくぼみ又はフックを設ける。</p>	
その他の注意事項	<p>◎便房の戸は、高齢者、障害者等に配慮した取っ手、錠等を設置し、引き戸式又は折戸式とし、便房内の空間に余裕を作る。</p> <p>◎洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。</p> <p>☆便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音などにより視覚障害者に伝えるための設備を設ける。</p>	

（車椅子使用者用便房）

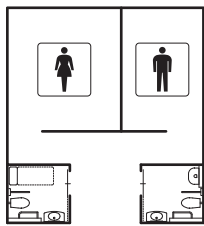
設置位置	<p>◎移動等円滑化経路が複数方面ある場合は、方面ごとに1以上設ける。</p> <p>◎男女別に設ける場合は、異性介助の際に入りやすい位置に設ける。</p> <p>◎障害者の利便性を考慮して、設備等のレイアウトを左右別、障害部位別等に、複数設ける。</p>	→【図 11-1】
有効幅	◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、出入口の有効幅 90cm 以上とする。	
音声案内	◎複数設置してある場合は、当該種別を分かりやすく知らせる音声案内を便所の出入口付近に設ける。	
大きさ	<p>◎車椅子使用者の移乗に配慮して、便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の空間を確保して、衛生器具等を設ける。</p> <p>◎電動車椅子使用者が 360 度回転可能な 180cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。</p>	
設備	<p>◎障害者等のおむつ替え用等に、大型の折り畳み式又は収納式のおむつ交換シートを設ける。その場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。</p> <p>◎高齢者、障害者等に配慮した荷物等が置ける棚やフック等を設ける。</p> <p>◎出入口の戸から 70cm の範囲には、壁に付属物を設置しない。</p> <p>◎便座には背もたれを設ける。</p>	→【写真 11-1】
緊急時通報	◎音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。	

【写真11-1】 車椅子使用者用便房の例

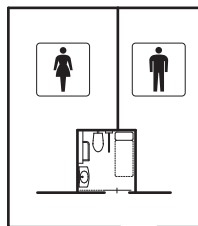


【図 11-1】 車椅子使用者用便房の配置例

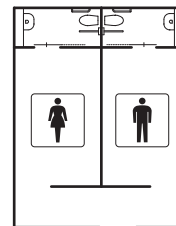
■異性介助がしやすい



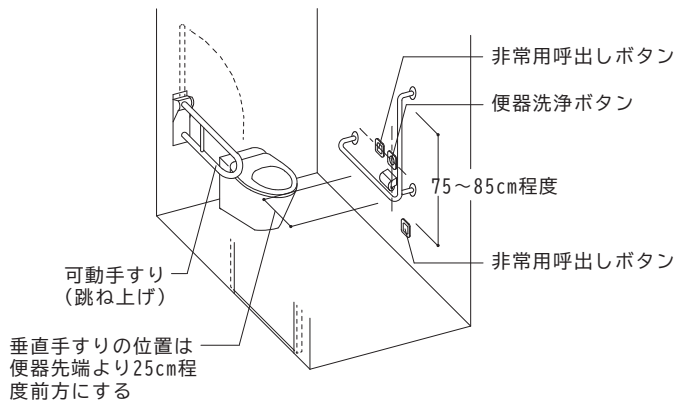
便器と手すりのレイアウトを左右対称にし、どちらからでもアクセスできる



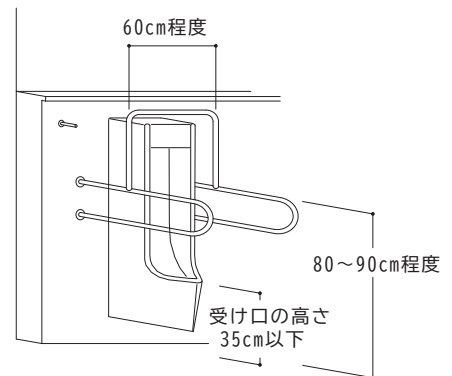
■異性介助がしづらい



【図 11-2】 大便器の手すりの設置例



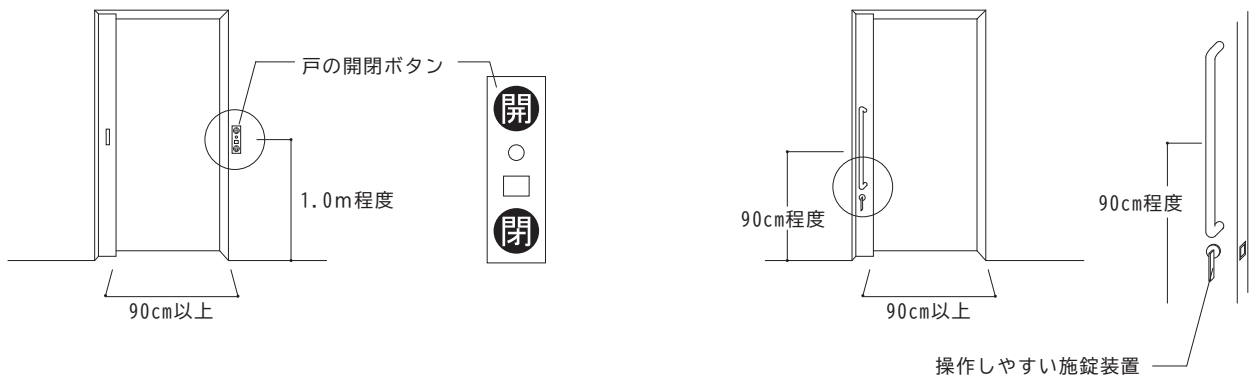
【図 11-3】 小便器の手すりの設置例



【図 11-6】トイレの表示例



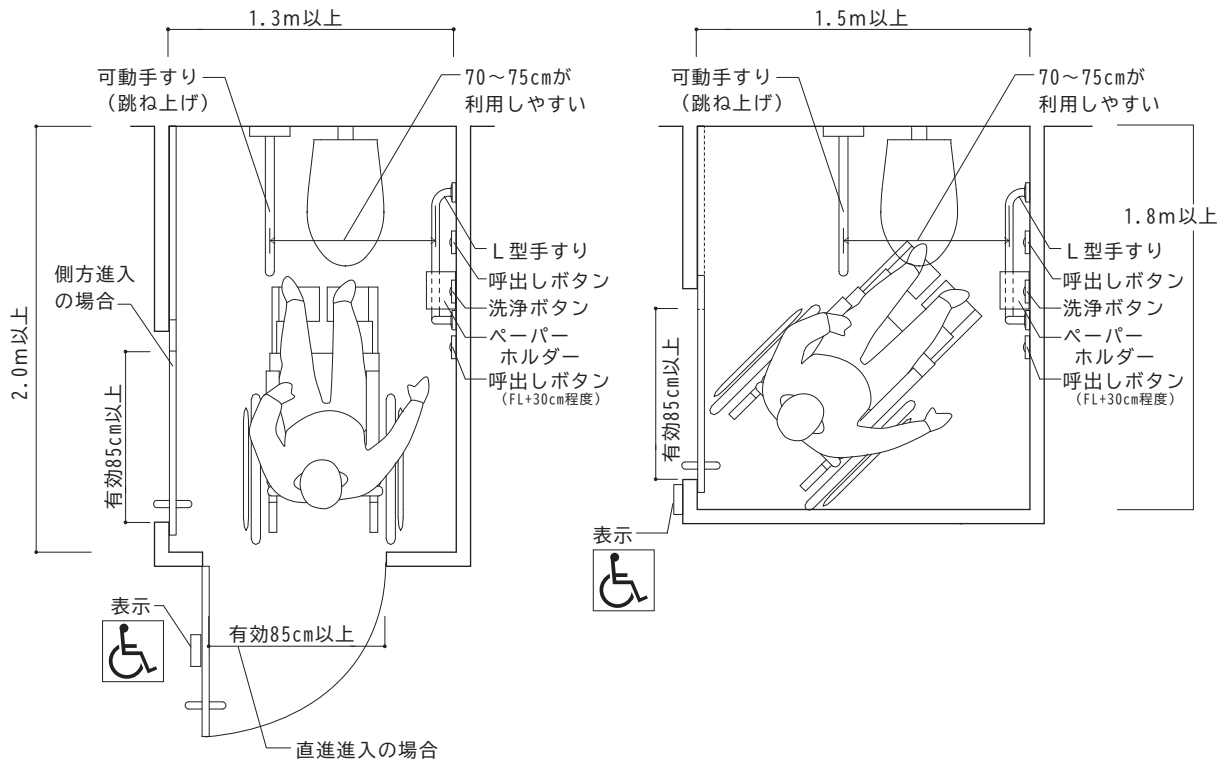
【図11-7】車椅子使用者用便房の戸の例



【図11-8】簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

■側方進入の場合



12 駅舎等の旅客待合所 及び休憩設備（ベンチ等）

【基本的考え方】

旅客が乗車、乗船及び搭乗までの時間調整や休憩等のため常時利用する待合いの用途に供する施設等（以下「旅客待合所」という。）を設ける場合は、利用しやすい位置に高齢者、障害者、乳幼児を連れた者等を含む全ての人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

また、車両等の待合いのために、高齢者、障害者等を含めた全ての人が快適に休憩するための設備を利用しやすい位置に設ける。

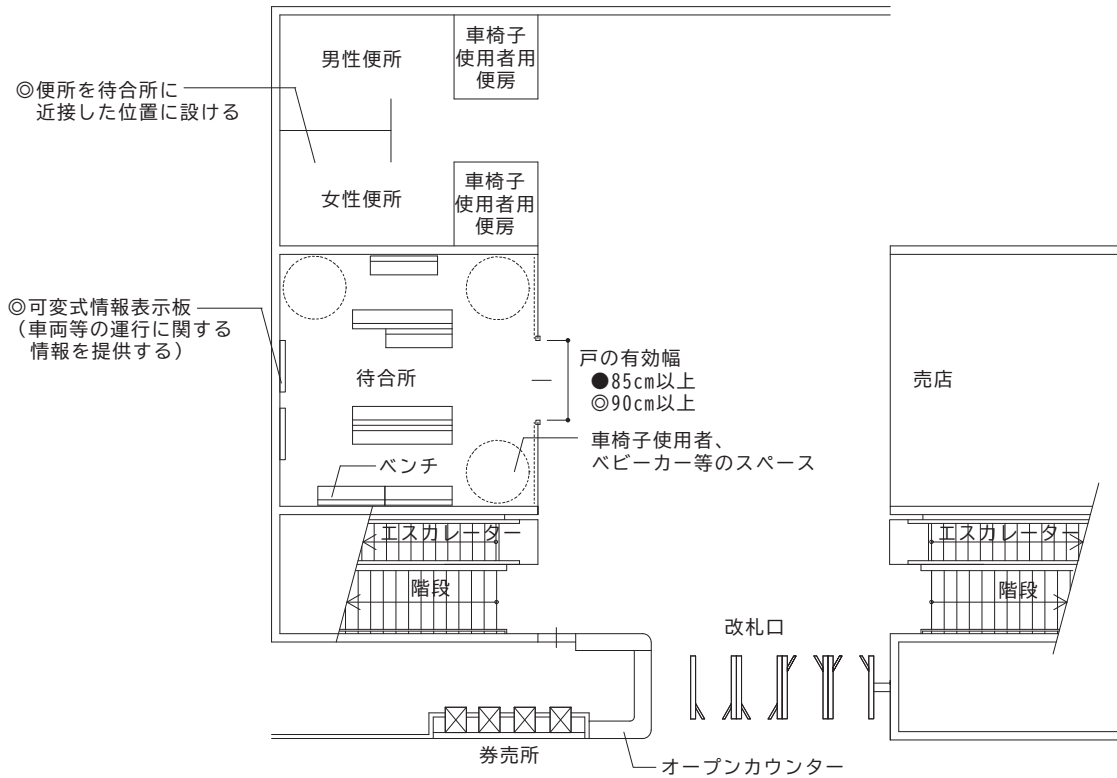
遵守基準	整備基準
(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。	(1) 同左
ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	ア 同左
イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140cm以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120cm以上とすることができる。	イ 同左
ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、「8 駅舎等の傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。	ウ 同左
エ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。	エ 同左
オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。	オ 同左
カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。	カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ、テーブル等を適宜設けること。
(2) 通路等又は乗降場に高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下この項において「休憩設備」という。）を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	(2) 通路等又は乗降場に次に掲げる構造等の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
—	ア 分かりやすく利用しやすい位置に配置し、通路等から休憩設備までの経路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように配慮すること。
—	イ 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ等を適宜設けること。
—	ウ イの設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。
(3) (2)の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。	—

■基準の解説		凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備	
有効幅 (転回スペース)	●旅客待合所への主要な通路の有効幅を 120cm 以上とした場合は、50m 以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ 170cm×140cm 角以上）を設ける。		
突起物	◆視覚障害者の通行の障害とならないよう、原則として床面から 210cm 程度の高さまでには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような安全な措置を講ずる。		→安全な措置とは、柵や点状ブロック等の設置で、白杖で感知できる措置とする。
ベンチ	◆ホームにはベンチを設ける。車両の優先席のそばには特に必要である。		
構内店舗	●構内店舗（飲食店、物品販売業を含む店舗）及び付随した施設を設置した場合は、高齢者、障害者等に配慮した施設とする。		→構内店舗及び付随した設備は、建築物編も基準となる。
水飲み	●水飲みを設ける場合は、車椅子使用者が使いやすいよう、高さは 70～80cm のものを併設し、下部に車椅子のフットサポート及びひざが入るスペースを確保し、壁付きの場合には、けこみの高さは 60cm 程度、奥行きは 35～40cm 程度とする。		→【図 12-3】 【図 12-4】
ベンチ	●ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の疲れやすさ等に配慮し、旅客の流動を妨げないよう配慮しつつ主な経路上の使用しやすい位置に設ける。		→【写真 12-1】 ～【写真 12-3】 ホーム端などは避けることが望ましい。
優先席	●ベンチに優先席を設ける場合は、優先席や付近の見やすい位置に、優先的な利用の対象者を表示するステッカー等の標識を設けることにより、優先席であることを識別できるようにする。		

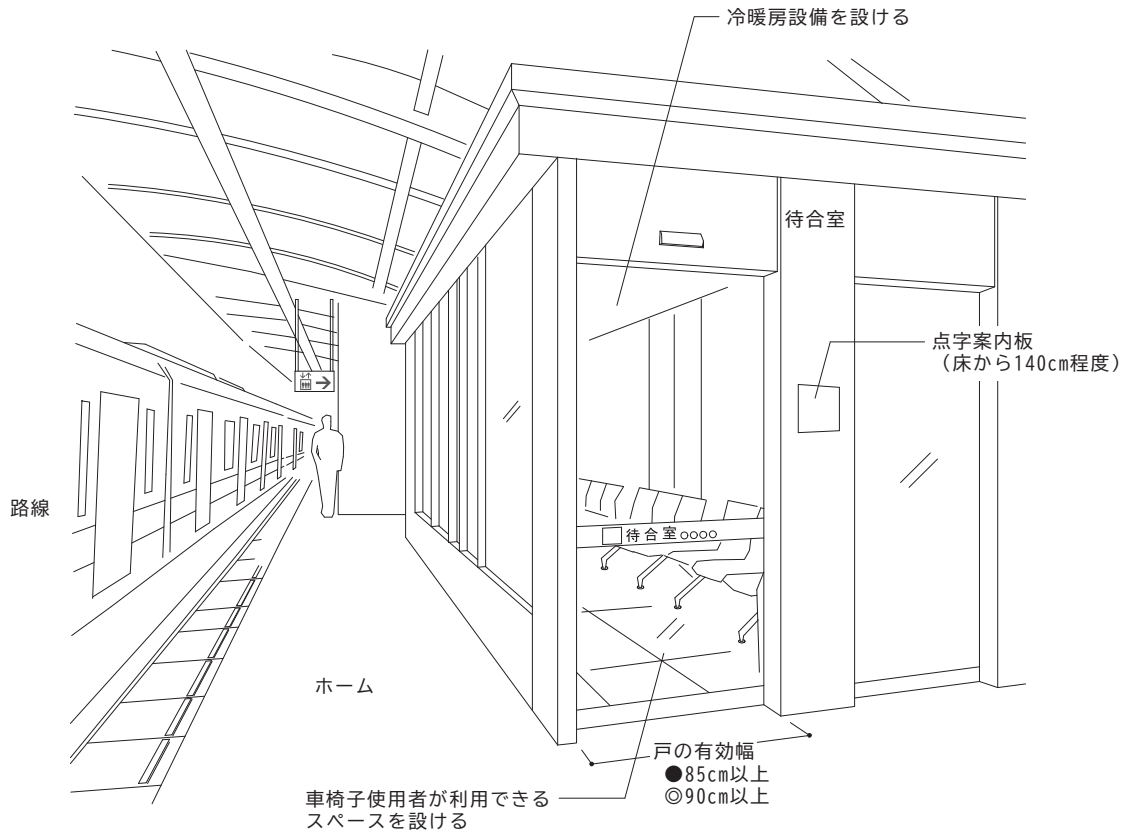
■望ましい整備		凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備	
旅客待合所等	◎旅客待合所は、乗降場に近接した位置に設ける。 ☆休憩施設等を設ける場合には、ベビー休憩室を設ける。ベビー休憩室の構造、設備の配置等は、建築物（集合住宅以外）「21 子育て支援環境の整備」を参照する。		→【図 12-2】
ベンチ	☆多様な旅客の利用を考慮し、座面の高さの異なるベンチを設ける。 ◎旅客待合所内又は近接した位置に子育て支援環境の設備（授乳及びおむつ交換のできる場所等）や構内店舗等の休憩設備を設ける。		
構内店舗	◎複数の集合した構内店舗等が設置された区画（以下「商業施設」という。）において、当該商業施設内にも移動等円滑化経路を確保する。 ◎商業施設内にも、高齢者、障害者等に配慮した便所や案内設備等を設ける。		
水飲み	◎操作方法は、光電式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のものは手動式のものと同用する。 ◎周囲には、車椅子使用者が近づける十分なスペースを確保する。		→使い始めに勢いよく水が出ないものとする。

ベンチ	<p>◎車両等に高齢者、障害者、乳児を連れた旅客等への優先した席等がある場合は、当該席等のそばにベンチを設ける。</p> <p>◎はね上げ式や折り畳み式を避け、固定式とする。</p> <p>◎車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮した場所に設ける。</p>	→背もたれがあるベンチが望ましい。
自動販売機	◎取出口やボタン等の位置を車椅子使用者の利用に配慮した機械を設ける。	→建築物【図 27-1】参照
子育て支援環境の整備	◎乳児を連れた旅客のため、授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッド等を適切に配置する。	→建築物「21 子育て支援環境の整備」参照
その他の注意事項	<p>◎旅客待合所内又は近接した位置に「11 駅舎等の便所」を設ける。</p> <p>◎旅客待合所内又は近接した位置に、車両等の運行に関する情報を提供するための設備を設ける。</p>	→既存施設で所内に設置できない場合は、所内から視認ができる場所に運行情報設備を設ける。

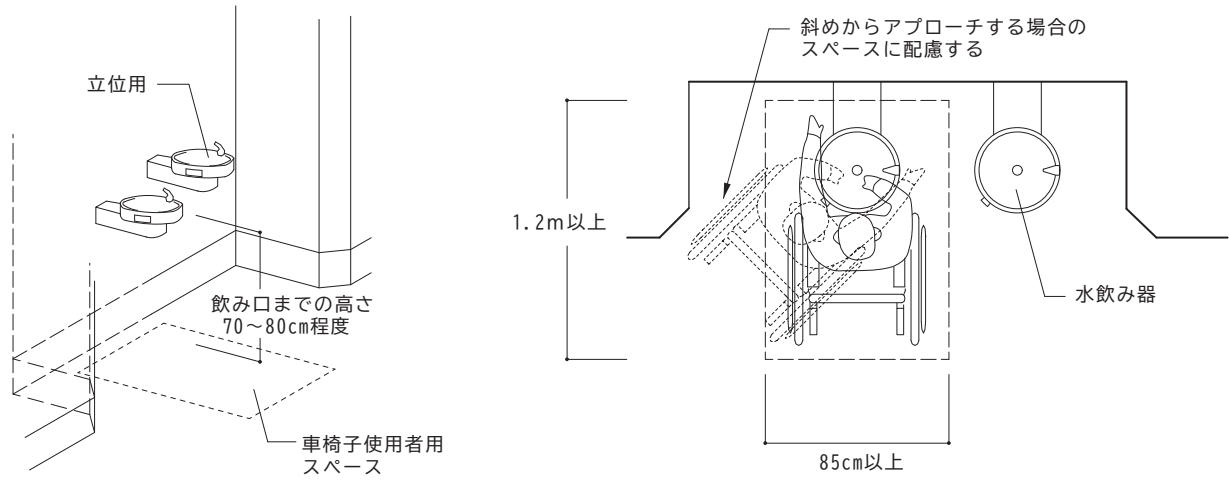
【図12-1】 旅客待合所の配置図



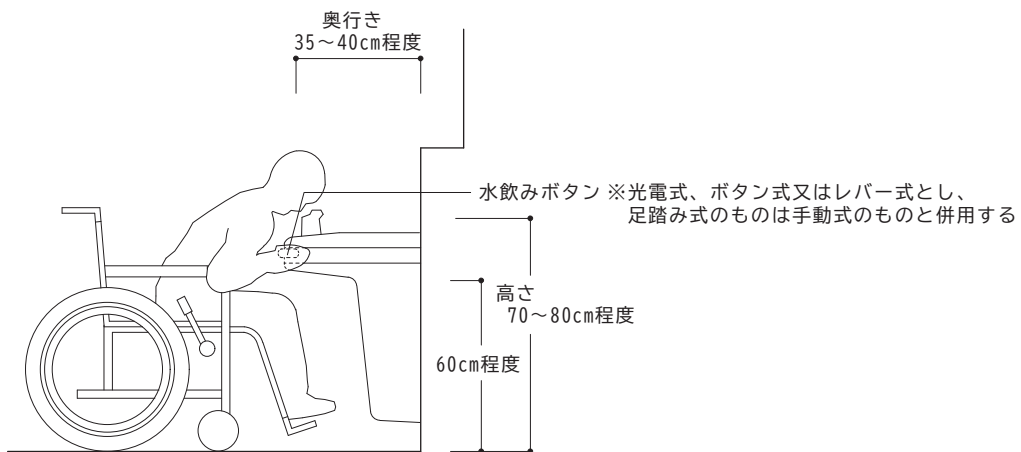
【図12-2】 乗降場(プラットフォーム)に設けた旅客待合所の例(ホーム待合室)



【図12-3】高さの違う水飲み器の例



【図12-4】水飲みの例



【写真12-1】 多様な人に配慮した、高さの異なるベンチ



【写真12-2】 ベンチとベンチの間に荷物置きを設置した例



—— ベンチとベンチの間に荷物置きを設置

【写真12-3】 コンコースにアルコーブを設け、ベンチを設置した例



コンコースにアルコーブを設け、ベンチを設置した事例

13 駅舎等の戸

【基本的考え方】
 車椅子使用者を含む全ての人が安全かつ容易に通行できる構造とする。

遵守基準	整備基準
駅舎等の不特定かつ多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。	駅舎等の不特定又は多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。
ア 幅は、85cm以上とすること。	ア 幅は、90cm以上とすること。
イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。	イ 同左
ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。	ウ 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

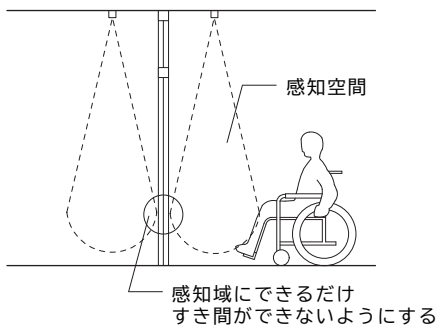
構造	◆戸の構造は、自動引き戸又は手動引き戸が望ましい。やむを得ず開き戸を設ける場合は、パニックバー、キックプレートを設ける。	→【図 13-1】 【図 13-2】
有効幅	◆有効幅 90cm は、車椅子使用者がゆとりを持って通過できる寸法である。 ●幅とは、戸の開放時における有効幅をいう。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。	
段差	●戸の枠や敷居により、車椅子使用者の通行に支障となる段差を設けない。	→建築物（集合住宅以外）【図 2-4】参照
その他の注意事項	●回転ドアは車椅子使用者の利用は困難であり、高齢者、障害者、幼児等も危険があるため配慮を要する。回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設する。 ●手動式引き戸の場合は、軽い力で開閉できるものとする。 ●開き戸は、車椅子使用者が通過しやすいように袖壁と開閉スペースを戸の前後に確保する。 ●自動式扉の開閉方法及び開閉時間は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。 ◆その他、建築物（集合住宅以外）「2 出入口」の基準の解説の「戸」「その他」を参照する。	→120cm 以上の開閉スペースが望ましい。 →自動式扉の開閉速度は、開く時はある程度速く、閉まる時は遅いものとする。

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

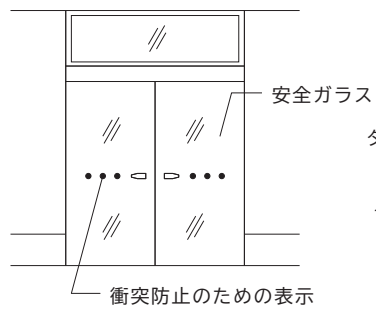
有効幅	<p>◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。</p> <p>◎公共用通路との出入口の戸の幅は、車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。</p>	
構造	<p>◎構造上やむを得ない場合以外は開き戸としない。</p> <p>◎自動式扉の開閉装置は、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。</p> <p>◎内部と外部が視認できる透明部分を設け、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにする。</p> <p>◎ドアハンドルを設ける場合は、高齢者、障害者等に配慮して安全かつ容易に開閉できるように、次に定める基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者、子供等に配慮した高さに設ける。 ・形状は、棒状やレバーハンドル等とする。握り玉のものは手に障害のある人が使いにくいいため避ける。 ・周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。 	<p>→建築物（集合住宅以外）【図 2-8】参照</p>

【図13-1】自動ドアの例

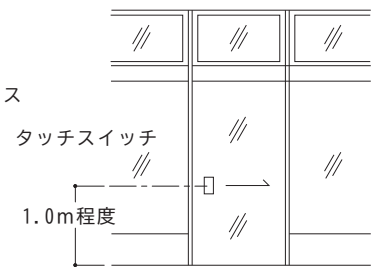
■赤外線スイッチ



■衝突防止表示

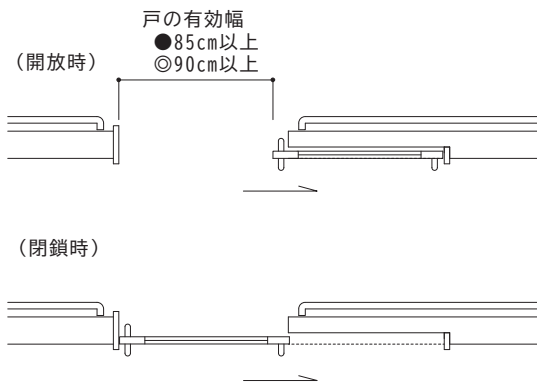


■タッチスイッチ

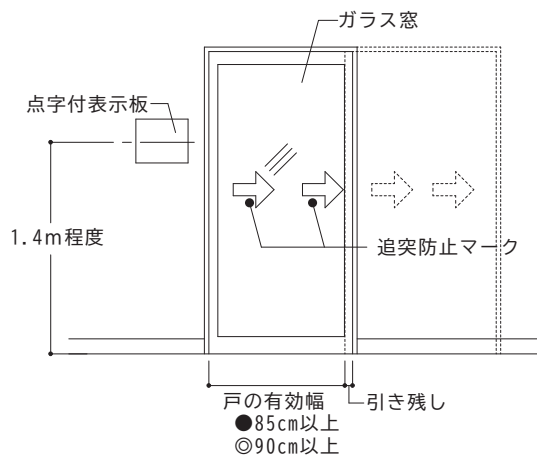
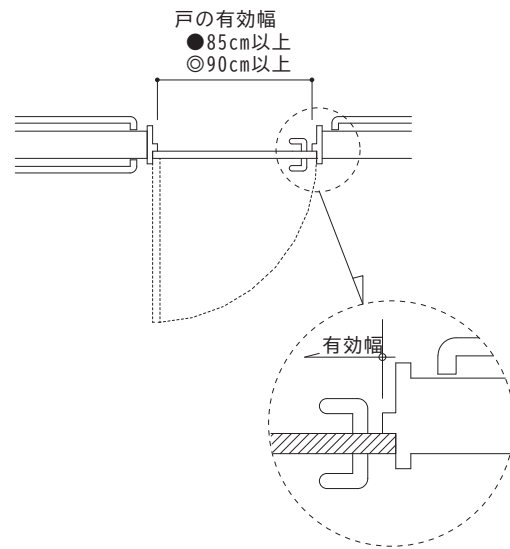


【図13-2】戸の例

■引き戸の場合



■開き戸の場合



14 駅舎等の案内板等

【基本的考え方】

案内板等は高齢者や車椅子使用者、視覚障害者、子供、外国人等の利用に配慮した構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 駅舎等の出入口付近その他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。ただし、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。	(1) 駅舎等の出入口付近はその他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。
—	(2) 駅舎等の出入口付近には、周辺の施設等の案内板等を設けること。
—	(3) 駅舎等の要所に駅の名前を表示し、及び路線の案内板、乗降場その他の主要な施設の案内板等を設けること。
(2) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。	(4) 同左
—	(5) 駅舎等の案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
(3) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。	(6) 同左
(4) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。	(7) 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

誘導案内板	◆移動等円滑化等の措置がとられた主要な設備等（以下「主要な設備」という。）とは、エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備とする。	
案内板等の表示	<p>◆高齢者、障害者等に配慮して大きく太い文字（例えばゴシック体）を使用し、できるだけ簡潔な表現とする。</p> <p>●案内板の地図、文字等は、高齢者、障害者等に配慮して分かりやすい色彩を用いる。</p> <p>◆誘導案内板は、JIS Z 8210 に適合する案内用記号等の全ての方が分かりやすい図記号（ピクトグラム）を用いて表記する。</p> <p>◆十分な照明設備を設ける。</p> <p>◆文字の大きさ、色調及び明度とし、見やすく分かりやすい記載内容にする。</p> <p>●案内板面の中心が 135cm 程度の高さになるように設ける。</p> <p>◆便所、ベビー休憩室等を誘導する案内板を設ける。</p>	<p>→資料編 P2-24、2-25 参照</p> <p>→資料編 P2-21～2-23 参照</p> <p>→公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン 令和4年3月 国土交通省 P113 参考 2-2-11 参照</p>

設備標識	●(1)誘導案内板の解説の主な設備に標識を設ける。	→文字、図記号、位置等は、(2)表示を参考とする。
運行情報	●車両等の運行に関する情報とは、発車番線、発車時刻、車両種別、行先等とする。 ●旅客の流動が多いコンコースのほか、改札口付近や乗降場（プラットホーム）等に配置する。	→文字、位置等は、(2)表示を参考とする。

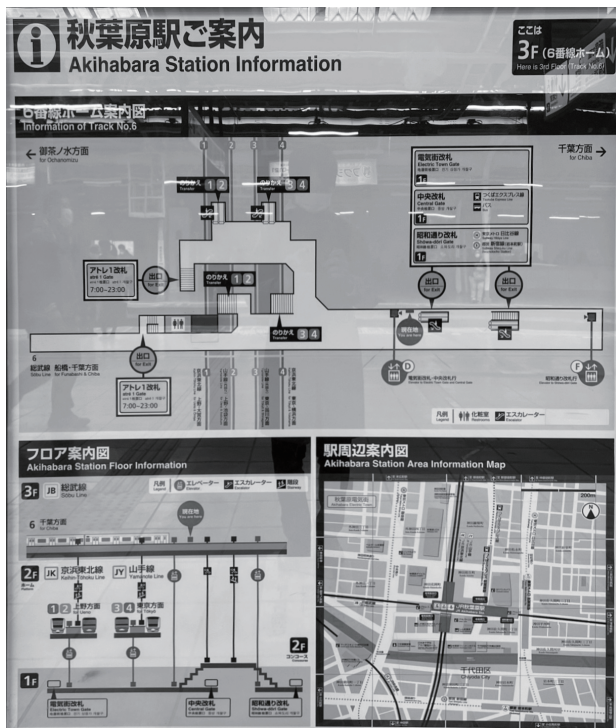
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

設備案内板	◎出入口及び改札口付近の分かりやすい場所に、設備案内板と併設して、誘導案内板を設ける。 ◎誘導案内板には、施設構内及び周辺の案内として、駅名（停留所名）、路線案内、乗場案内、駅の周辺の公共公益施設等必要なものを表記する。 ◎他の事業者や他の公共交通機関への乗換経路への誘導にあたっては、エレベーターを利用した経路も分かりやすく表示する。	→【写真 14-1】 ～【写真 14-6】 →他の事業者や公共交通機関への接続施設については、統一して適切な情報提供をする。
表示	◎文字案内は、和文とし、英文（駅名など固有名詞はローマ字）併記する。また、和文は漢字による表現とし、必要に応じひらがなを併記する。 ◎出口、便所、乗車券販売所等の主要な施設名には、多言語（英語、中国語、韓国語等）を併記する。	→鉄軌道駅については、駅長事務室、精算機も表記する。
設備標識	◎主要な設備以外にも標識を設ける。	
運行情報	◎LED（発光ダイオード）、液晶ディスプレイ等を用いた可変式情報表示装置とする。	
緊急時の案内用設備	◎視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態、事故情報等を音声・文字表示によって提供できる設備を整える。	
その他の注意事項	☆駅務室又は案内所に連絡できるインターホンを併設する。	

【写真14-1】 壁付駅施設誘導標の例



【写真14-2】 案内板の例



提供：東日本旅客鉄道株式会社

【写真14-3】 位置サインの例



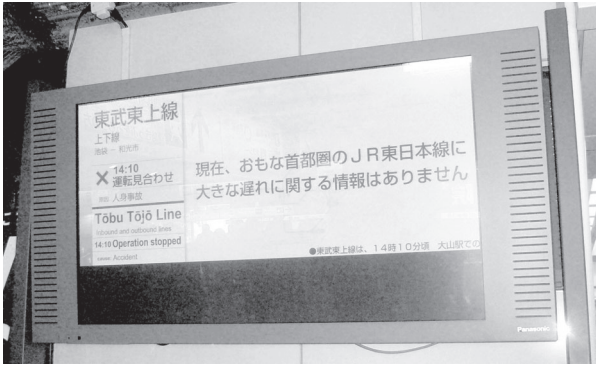
提供：東日本旅客鉄道株式会社

【写真14-4】 天井吊下げ型の誘導サインの例



提供：東日本旅客鉄道株式会社

【写真14-5】 可変式情報表示板の例



【写真14-6】 可変式情報表示板の配置例



15 駅舎等の案内装置等

【基本的考え方】
視覚障害者、聴覚障害者等が駅舎等構内の施設を支障なく利用できるように配慮する。

遵守基準	整備基準
—	(1) 列車の到着及び通過、行き先等を知らせるための放送設備等を設けること。
—	(2) フラッシュ及び音声により聴覚障害者及び視覚障害者に緊急事態の発生を知らせるための点滅型誘導音装置付誘導灯を設けること。
—	(3) 連続した手すりの曲がり角及び手すりの端部付近には、点字又は記号により案内表示をすること。
(1) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等の設備等の配置が単純な場合は、この限りでない。	(4) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。
—	(5) 乗降場には、列車の到着、通過、行き先等を知らせるための文字による案内表示をすることができる情報提供表示器を設置すること。
(2) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。	(6) 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

放送設備	◆早朝、深夜の音量に配慮できるものとする。	
緊急情報	◆視覚障害者に対する音声の案内だけではなく、点滅やフラッシュにより聴覚障害者に緊急事態を知らせる。	→【図 15-1】
手すりの点字案内	◆通路、階段及び傾斜路の始末端部、分岐部等の要所には、行き先・方面等（乗降場手前では、路線名・左右の番線を含む。）を点字で表示すると共に、文字(墨字)による併記を行う（「17 駅舎等の手すり」参照）。	

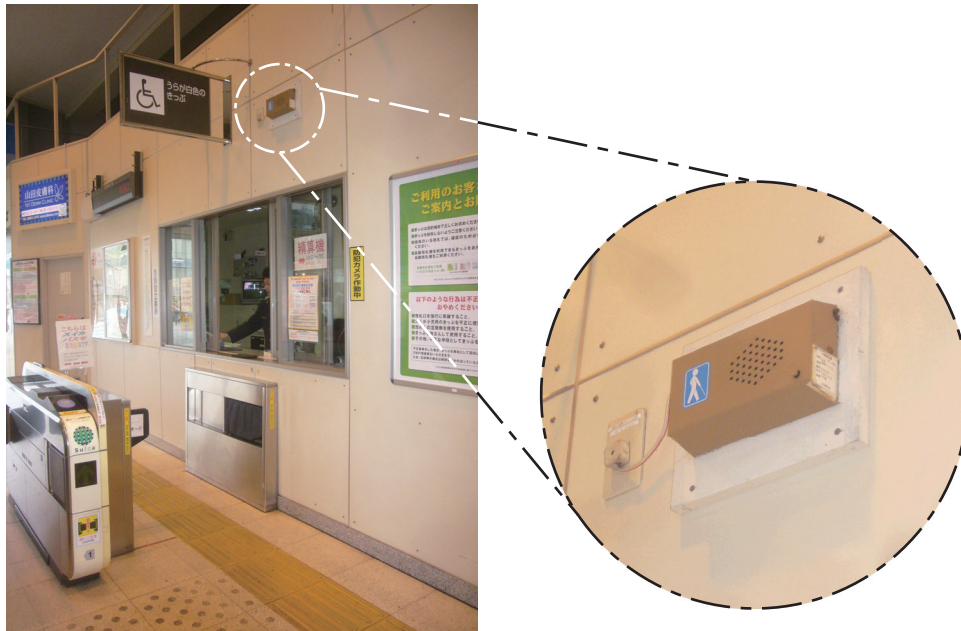
触知案内図等	<ul style="list-style-type: none"> ● 旅客施設や便所の配置を触知にて案内をする図（以下「触知案内図」という。）の情報内容及び形状並びに表示方法は、JIS T 0922 にあわせたものとする。 ● ただし書の「施設の配置が単純な場合」とは、出入口から乗降場まで単一の経路だけで構成されている場合をいう。 ● 旅客施設の配置の触知案内図を設ける場合は、出入口付近や公共交通施設を利用する際の起終点となる場所であるとともに、人的サポートを求めることのできる場所（例えば改札口付近）に設ける。 ● 鉄軌道駅は、駅舎等の改札口、便所、エスカレーターに音響又は音声誘導装置を設ける。 ● 点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。 	<p>→【図 15-2】 触知案内図とは、主要な設備、階段、通路等の位置情報を凹凸がある線、点、触知記号、点字等で理解できるようにしたものである。</p> <p>→資料編 P2-4～2-6 参照</p> <p>→出入口と改札口等の場所が離れている場合は、それぞれの箇所に設ける。</p> <p>→各設備の基準を参照</p> <p>→室名板等は、床面から 140cm の高さに設ける。</p> <p>→資料編 P2-2、2-3 参照</p>
運行情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 列車の運行に関する情報とは、列車の到着、通過、発車番線、発車時刻、車両種別、行先とする。 ◆ 配置は、旅客の流動が多いコンコースのほか、改札口付近や乗降場（プラットフォーム）等とする。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
触知案内図等	<ul style="list-style-type: none"> ◎触知案内図は、駅舎等の案内窓口につながるインターホン並びに、施設構内の主要な設備等の位置を音声で案内できる装置も設ける。 ◎触知案内図までは、視覚障害者誘導用ブロックのほか、音、点字その他の方法により視覚障害者に案内するための設備を設ける。 	
音響案内	<ul style="list-style-type: none"> ☆地下駅の地上出入口、鉄軌道駅の乗降場（プラットフォーム）の階段には、誘導チャイム又は音響案内装置を設ける。 	<p>→【写真 15-1】 施設外に聞こえる音については、周辺の街並みを考慮して設置を行うこと。</p>
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者、障害者等に配慮して、列車等の発車時刻、発車番線、到着案内、当駅名放送等を聴覚障害者等にも聞き取りやすく配慮した音量、音質で放送できる設備を設ける。 ◎鉄軌道駅の乗降場（プラットフォーム）では、行き先方面別や上り下り等によって男性と女性の声に分けて分かりやすく放送する。 	
点滅機能及び音声誘導機能付誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> ◎フラッシュや音声により緊急事態の発生を知らせることができる点滅機能及び音声誘導機能付誘導灯を設ける。 	<p>→建築物【図 20-1】～【図 20-4】参照</p>

【図15-1】点滅型誘導音声装置付誘導灯

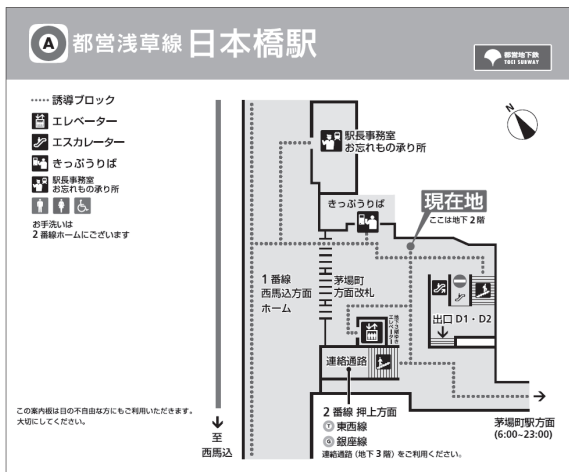


【写真15-1】改札口の音声誘導装置の例

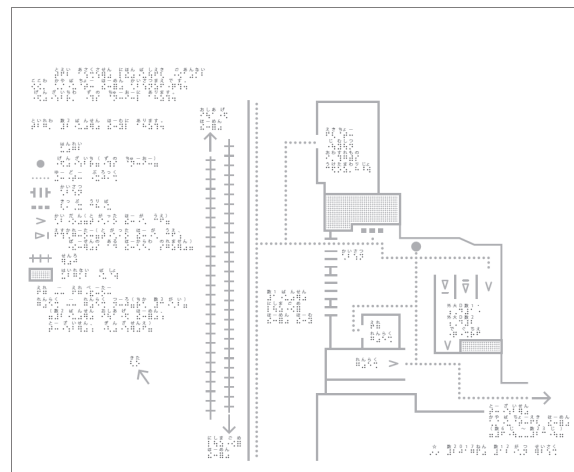


【図15-2】触知案内図の例（設置型の場合）

■文字による表示例



■点字による表示例



引用：東京都交通局都営地下鉄旅客案内標識設置基準

16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック

【基本的考え方】

駅舎等の出入口から乗降場まで、視覚障害者が安全かつ確実に到達できるよう連続して誘導を行う。

遵守基準	整備基準
(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。	(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。	(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、駅舎等の設備等の配置を表示した点字案内板及び触知案内図（以下この表及び次表において「設備等配置点字案内板等」という。）、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
-	(3) 券売機から改札口までの経路及び改札口の通路の1以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降口ビークの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロックを敷設すること。	(4) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降口ビークの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。	(5) 同左
(5) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。	(6) 同左
(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	(7) 同左
(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。	(8) 同左

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

敷設方法	<p>◆視覚障害者誘導用ブロックは、駅舎等の平面形態を考慮して、なるべく曲がり角や分岐等を少なくし、単純な経路で連続させて敷設する。</p> <p>●水平通路の誘導は、線状ブロックを連続して敷設し、迷いやすい曲がり角や分岐では点状ブロックを敷設して注意喚起を行う。</p> <p>◆段差位置の注意表示として、点状ブロックを敷設する。なお、乗降場から階段の位置を明確にするために、線状ブロックで誘導する。</p> <p>◆乗降場の縁端部の危険表示として、ホーム縁端警告ブロック等を縁端から 80cm 以上離れた位置に連続して敷設する。</p>	<p>→【図 16-2】 道路編「12 視覚障害者誘導用設備」の項を準用する。</p> <p>→柱や床置ききの設備等からも適度に離して敷設する。</p>
点状ブロック	<p>●線状及び点状ブロックは、壁面等から 30cm 以上離して敷設する。</p> <p>●点状ブロックは、(3)点状ブロックの敷設場所以外に、視覚障害者の継続的な移動に警告を発する場所に敷設する。</p> <p>●点状ブロックは、階段、傾斜路及びエスカレーターの終始端部から 30cm 程度離し、奥行き 60cm 程度に全幅にわたって敷設する。</p> <p>●「階段」の踊り場において、点状ブロック間の距離が十分確保できない場合は、敷設しなくてもよい。ただし、長さが 250cm を超える踊り場、又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。</p> <p>●「傾斜路」の方向が 180 度折り返しているなど、方向が変わる踊り場には敷設する。</p> <p>●点状ブロックは、エレベーターの点字表示のある乗降ロビー側操作盤から 30cm 程度離して敷設する。</p> <p>●点状ブロックは、トイレの壁面等に設置した触知案内図等の正面に設ける。</p> <p>●点状ブロックは、設置形触知案内図の前端から 30cm 程度離れた正面に設ける。</p> <p>●点状ブロックは、点字表示等された視覚障害者の利用に配慮されている券売機カウンターの前端から 30cm 程度離れた正面に設ける。</p> <p>●線状ブロック及び点状ブロックについての形状・寸法は、JIS T 9251 にあわせたものとする。</p>	<p>→【図 16-3】</p> <p>→【図 16-1】 資料編 P2-8～2-11 参照</p>
色彩	<p>●黄色を原則とする。ただし周辺の床材との対比を考慮して、色の明度・色相又は彩度の差が十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合はこの限りでない。</p> <p>◆周辺の路面がカラー舗装などの場合で、舗装面と視覚障害者誘導用ブロックとの輝度比が日中の晴天時において確保できる場合は、状況に応じて適切な色を採用できるものとする。</p>	
材質	<p>◆材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久、耐摩耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とする。</p>	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

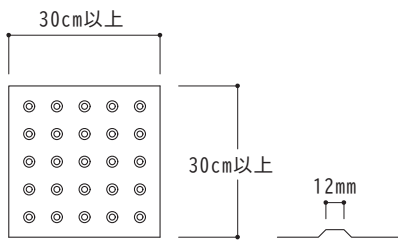
敷設方法	<p>◎他の事業者や他の公共交通機関等と統一的な連続した誘導経路となるように、整備基準と同様に敷設する。</p> <p>◎JIS T 9251 にブロックの部分補修を行う場合は、近接したブロックを JIS T 9251 にあわせたブロックに交換する。</p>	
------	---	--

■工事中箇所における対応

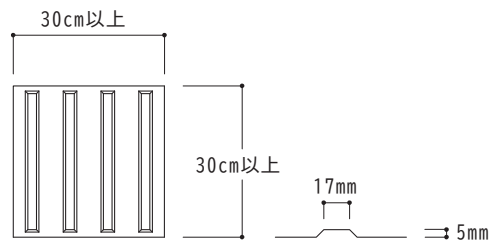
	<p>◇工事範囲の工事仮設物により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</p>	
--	---	--

【図 16-1】 視覚障害者誘導用ブロックの形状

■点状ブロック

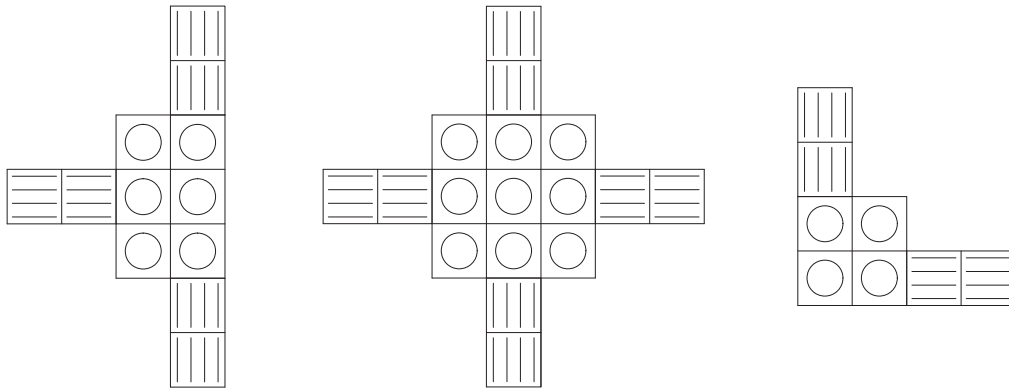


■線状ブロック

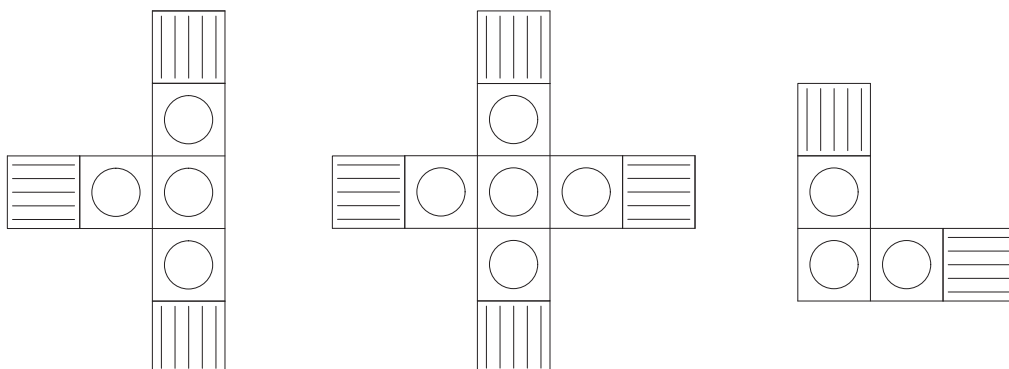


【図 16-2】 経路分岐点における標準的な敷設方法の例

■30cm角の場合

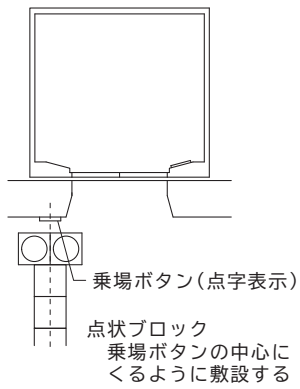


■40cm角の場合

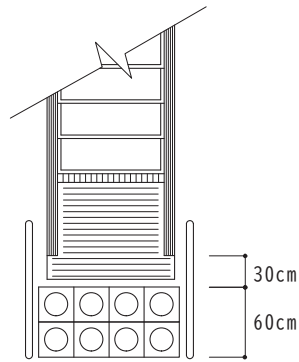


【図 16-3】 視覚障害者誘導用ブロック敷設例

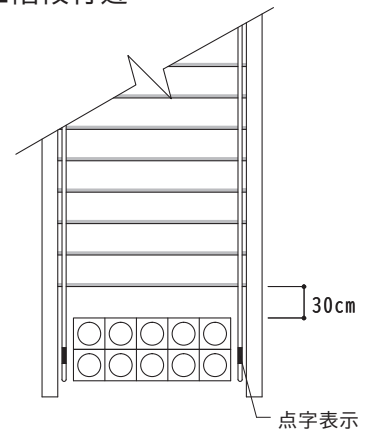
■エレベーター付近



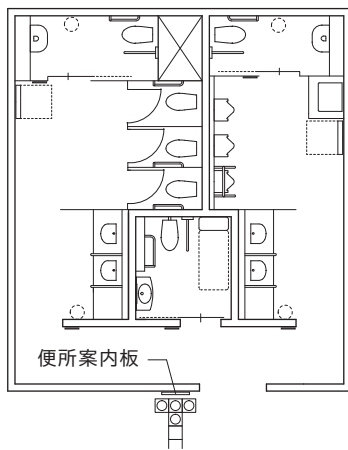
■エスカレーター付近



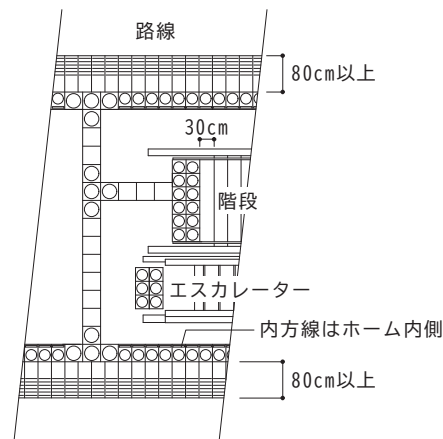
■階段付近



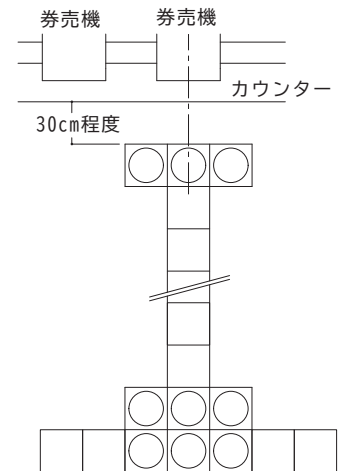
■トイレ付近



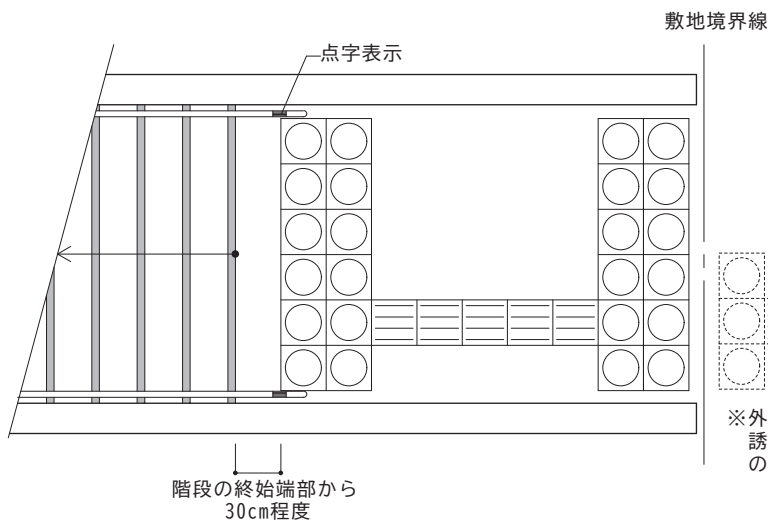
■乗降場



■券売機付近



■出入口上屋までの敷設例



※外部から駅舎等出入口まで点状ブロックで誘導されている場合は、双方の線状ブロックの通りをなるべく合わせるよう敷設する。

17 駅舎等の手すり

【基本的考え方】

駅舎等の通路等、傾斜路、階段に設ける手すりは、高齢者、障害者等の誘導・落下防止・移動動作補助等について有効な設備であり、目的に応じた取り付け位置、形状、材質、寸法等で堅固に設ける。

遵守基準	整備基準
—	(1) 一般旅客が常時利用する主要な通路においては、両側に二段手すりを設けること。
(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。	(2) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して二段手すりを設けること。
(2) (1)の手すりは、次に掲げる構造とすること。	(3) (2)の二段手すりは、次に掲げる構造とすること。
ア 取付高さは、一段手すりの場合は床面から 80cm 程度、二段手すりの場合は下段が床面から 65cm 程度、上段が床面から 85cm 程度とすること。	ア 取付高さは、下段が床面から 65cm 程度、上段が床面から 85cm 程度とすること。
イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。	イ 同左
ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。	ウ 同左
エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。	エ 同左
(3) 便所、エレベーター等においては、移乗等動作補助手すりを設けること。	(4) 便所、エレベーター等においては、次に掲げる構造の移乗等動作補助手すりを設けること。
—	ア 移乗等動作に応じて、水平型又は垂直型とすること。
—	イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。
—	ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。

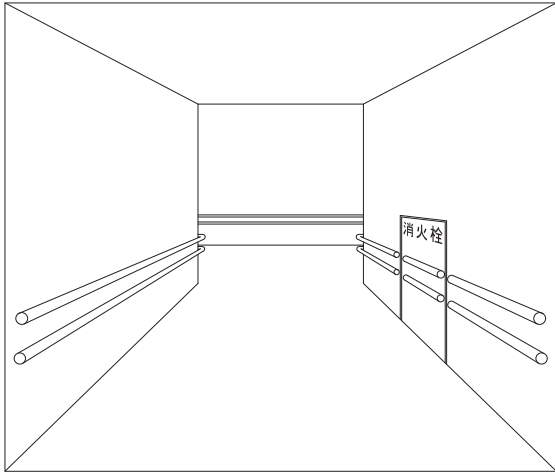
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

設置場所	●傾斜路及び階段等においては、踊り場にも連続して手すりを設ける。ただし、構造上設置が困難で片側のみ設置となる場合は、廊下・踊り場等と連続する側に設ける。	→傾斜等ある場所においても、曲げ加工等で連続性を持たせる。
移乗等動作補助	●エレベーター内には、扉以外の壁面に設ける。	
取付高さ	●床面からの寸法は、床面から手すりの上端までの寸法とする。	→【図 17-3】 階段の手すりは、踏面先端から手すりの上端までの寸法とする。
形状等	●手すりの形状は外径 3~4cm 程度の握りやすい円形とし、下段は高齢者や子供等の利用を考慮して上段よりも外径寸法を小冊するなど、利用者にとって使いやすい形状とする。 ●手すりと壁との空きは 5cm 程度とし、手すり周辺の壁面は凹凸のない仕上げとする。 ●手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。 ●手すりを支持するブラケットは、手の動きを妨げないように手すりの真下から支える形状とする。 ●床面からの自立式 2 段手すりを設ける場合は、下段が子供等の足掛かりとならないよう、安全性に十分配慮し設ける。	→【図 17-5】 →壁面にとれない場合は、下向きに巻き込む。
材質	●手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。	
手すりの点字表示	◆通路、階段及び傾斜路の始末端部、分岐部等の要所には、行き先・方面等（乗降場手前では、路線名・左右の番線を含む。）を点字で表示すると共に、文字（墨字）による併記を行う。 ●点字を貼付けた場合は、はがれにくいものとする。 ●点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ●階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部（水平部分）に表示する。 ●2 段手すりを設ける場合は、上段手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。	→【図 17-4】 →資料編 P2-2、2-3 参照

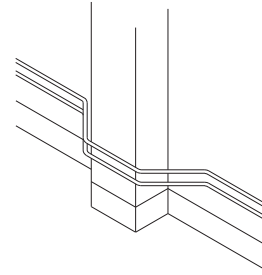
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

設置場所	◎整備基準の(1)の設置場所以外の通路等にも、高齢者、障害者等に配慮して手すりを設ける。	→高さが 100cm 以内の階段についても設ける。
形状等	◎高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設ける。 ◎幅が 400cm を超える階段には、中間手すりを設ける。 ◎始末端部においては、手すりの水平部分を 60cm 以上とする。 ◎2 段手すりを設ける場合の構造は以下のとおりとする。 ・下段は手の小さい方をはじめ、高齢者や幼児の利用を考慮して上段よりも外径寸法を小さくするなど、利用者にとって使いやすい形状とする。 ・下段は、上段より壁等からの離れを大きくする。 ◎手すりの視認性を容易にするために、壁等の周囲と識別しやすい色とする。	→【図 17-1】 【図 17-2】 例えば、2 段手すり等とする。 →【図 17-6】 【図 17-7】

【図17-1】連続的な手すり設置例

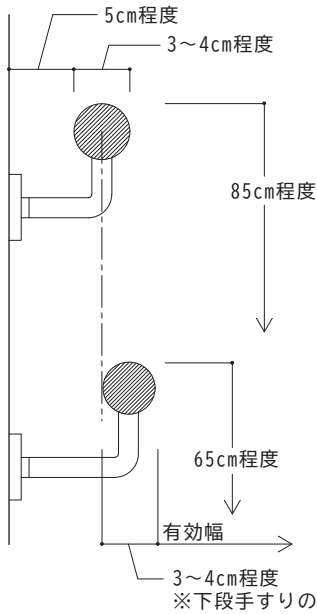


【図17-2】突出部分がある場合の手すりの設置例

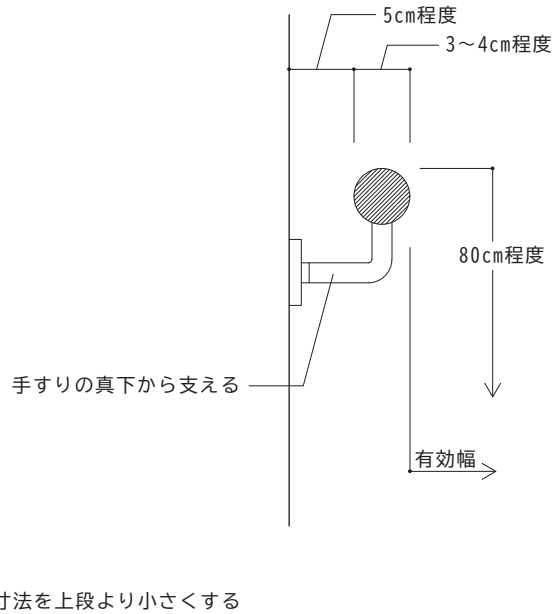


【図17-3】手すりの位置と形状の例

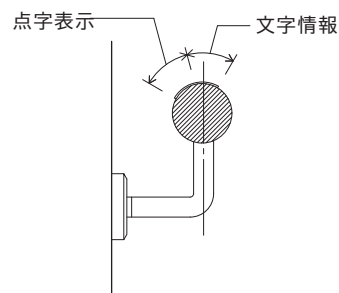
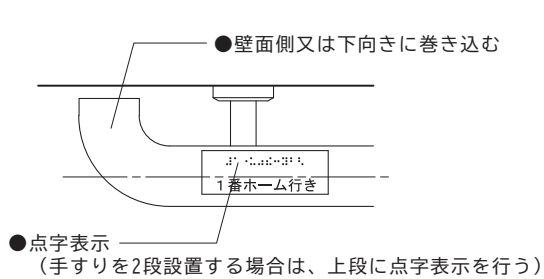
■2本の場合



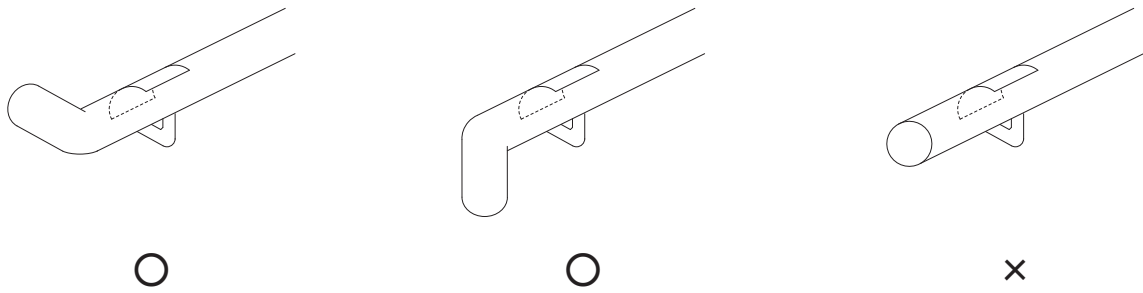
■1本の場合



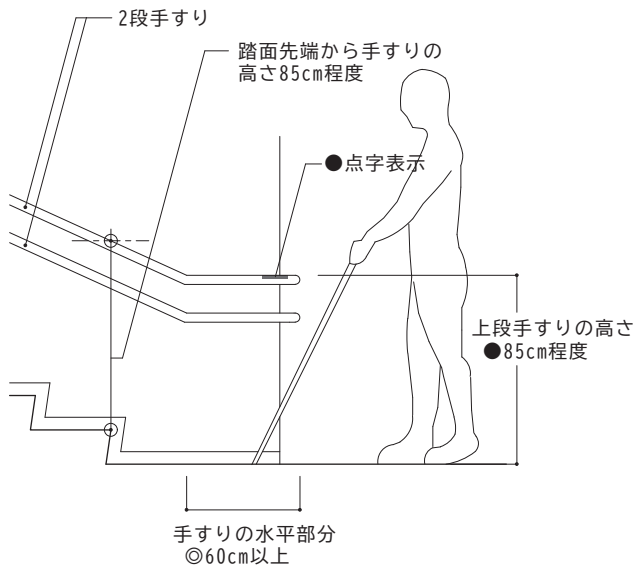
【図17-4】手すりの端部と点字表示の例



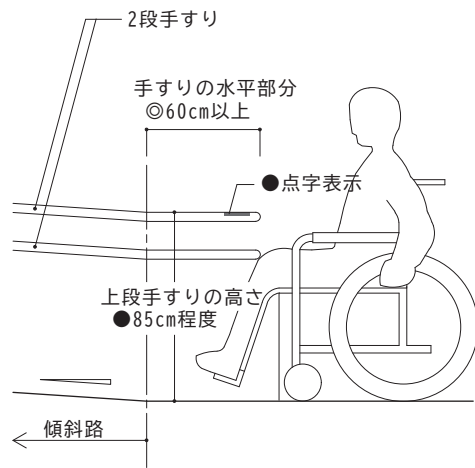
【図 17-5】手すり端部の形状



【図17-6】階段の手すりの例



【図17-7】傾斜路の手すりの例



18 駅舎等の券売機

【基本的考え方】

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、券売機及び券売機周辺を視覚障害者、車椅子使用者等を含む全ての人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

遵守基準	整備基準
(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴込み（けこみ）付券売機とすること。	(1) 同左
(2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。	(2) 同左
—	(3) 運賃表は、内容を容易に読み取ることができる文字の大きさとし、高齢者、障害者等に見やすい位置に設けること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

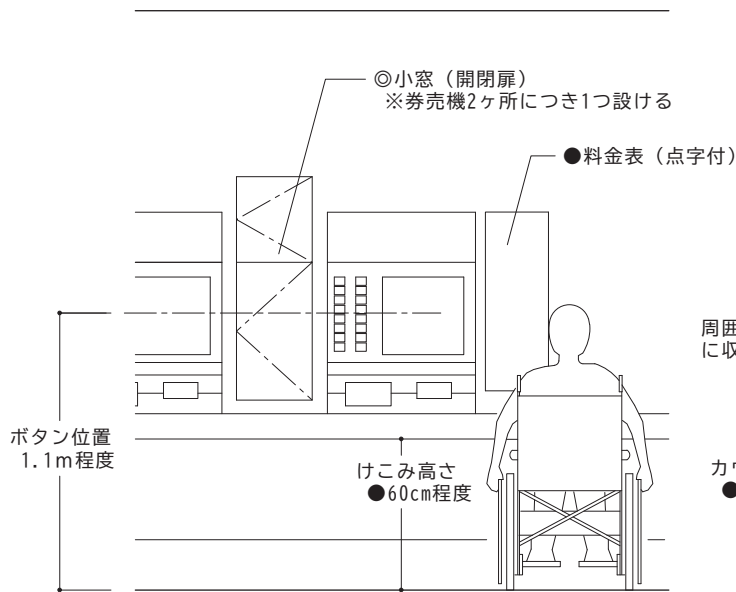
構造・位置	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者が容易に接近しやすいように、カウンター下部に床面からの高さ 60cm 程度のけこみを設ける。 ●金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に投入できるようにする。 ●主要なボタン及び金銭やカード等の投出入口（以下「金銭投入口等」という。）は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。 ●金銭投入口等の高さは、110cm 以下とする。ただし、構造上やむを得ない場合を除く。 ●タッチパネル式の券売機を設ける場合は、テンキーをつける等、視覚障害者が支障なく利用できるよう配慮する。 	<p>→【図 18-1】</p> <p>けこみ付き券売機のけこみの奥行きは 40cm 程度とし、車椅子のフットサポートが入り込める空間を確保できるものとする。</p> <p>→テンキーの脇に操作方法等を点字で表示する。</p>
点字	<ul style="list-style-type: none"> ●点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用客との動線ができる限り交錯しないよう配慮する。 ●券売機の横にも点字運賃表を設ける。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。 	<p>→点字で表示するのは、運賃、呼出案内とする。</p> <p>→資料編 P2-2、2-3 参照</p>
呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> ◆駅舎等の係員に連絡できるインターホン又は呼出しボタン等を券売機又は券売機付近の分かりやすい位置に設置し、使用しやすい構造とする。 	
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ◆点状ブロック等と券売機カウンターの間隔は 30cm 程度とする。 ◆視覚障害者誘導用ブロックは、移動等円滑化経路上の視覚障害者誘導用ブロックから点字表示された券売機まで、連続して設ける。 	<p>→【図 18-2】</p>
運賃表	<ul style="list-style-type: none"> ◆運賃表は、車椅子使用者、子供にも見やすい位置（サインの表示板面の中心が 130～135cm 程度の高さ）になるように設ける。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

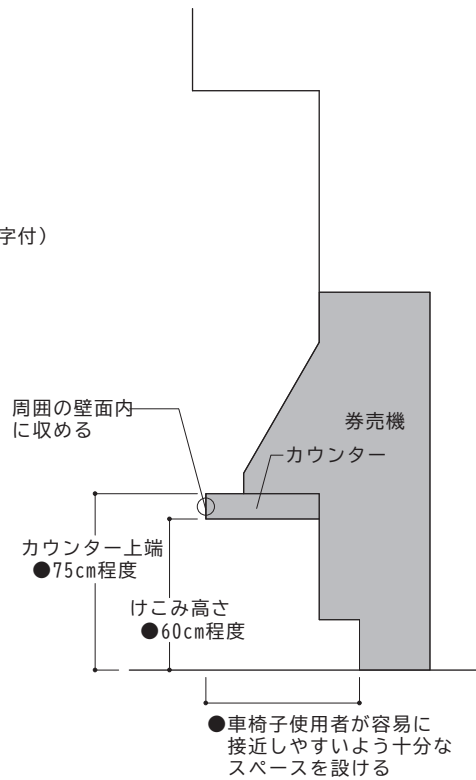
設置場所	<p>◎整備基準の(1)以外の券売機に関しても可能な限り、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを確保する。</p> <p>◎弱視者の利用に配慮して、券売機内のボタン、金銭投入口等は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差がある縁取りなどにより、容易に識別できるものとする。</p> <p>◎タッチパネル式の券売機を設ける場合は、表示や操作の画面を高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮する。</p>	→文字の大きさ、配色等に配慮する。
点字	<p>◎(2)以外のボタンや金銭投入口等に関しても可能な限り、点字を併記する。</p>	
その他の注意事項	<p>◎券売機の横に窓を設置し、係員と共に聴覚障害者が券売機の操作をできるように配慮した構造とする。</p> <p>◎乗車券等の販売を行うものが常時対応する窓口が設置されていない場合は、聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮し、文字や映像により案内ができるインターホン等の設備を設ける。</p>	→【写真 18-1】

【図18-1】 券売機の例

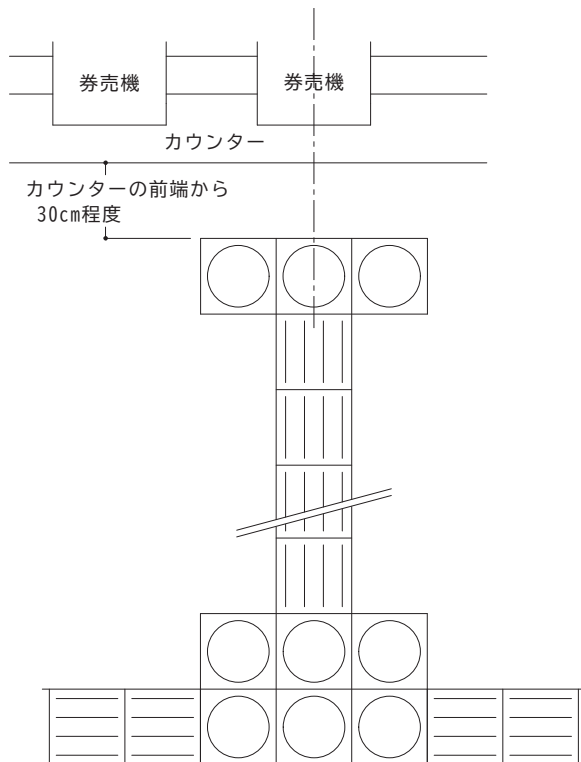
■ 立面図



■ 断面図

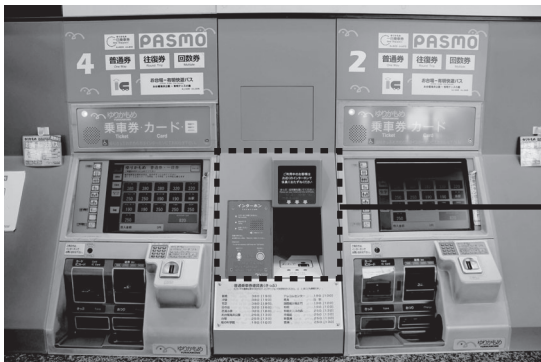


【図18-2】 券売機への誘導



【写真18-1】モニター付きインターホンを券売機横に設置した例

券売機は、福祉ボタン押下時に画面に文字案内が表示されるほか、インターホンによるお客様センター係員呼び出しが行われる連動機能を有している。



例：株式会社ゆりかもめ

19 駅舎等の公衆電話

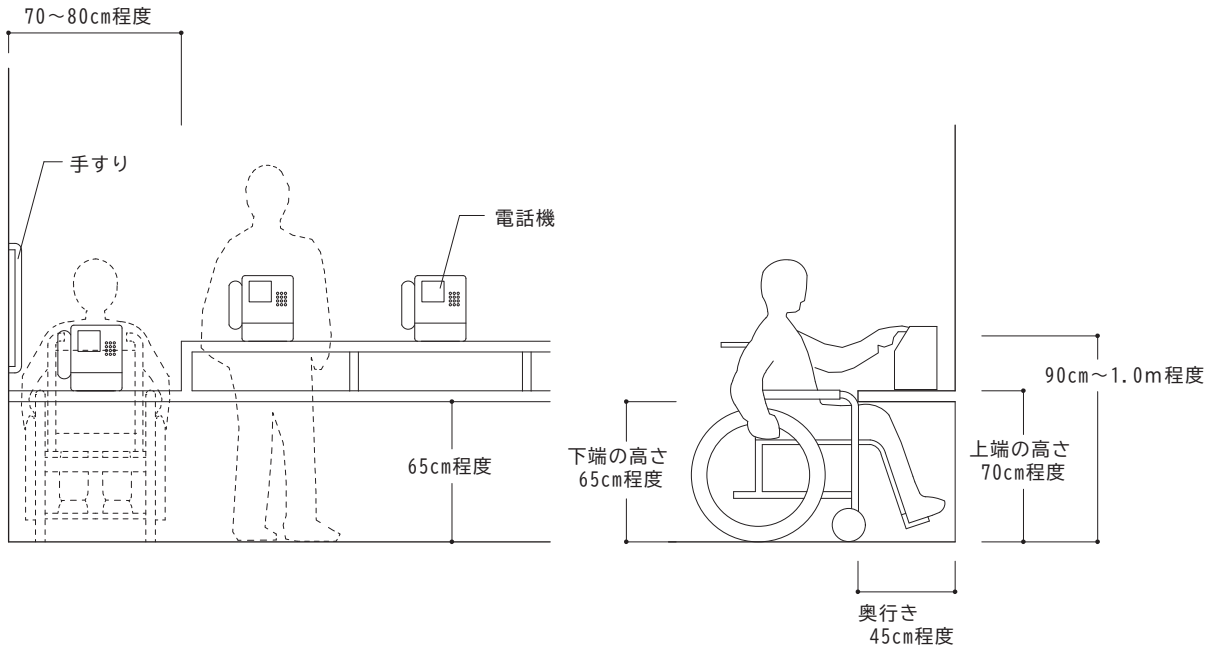
【基本的考え方】
 公衆電話を設ける駅舎等においては、車椅子使用者やその他の障害者などが利用することができる公衆電話を分かりやすい場所に設ける。

整備基準	
公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の台の上に置くこと。	
ア	高さは、70cm程度であること。
イ	下部に高さ65cm以上、奥行き45cm程度の空間があること。

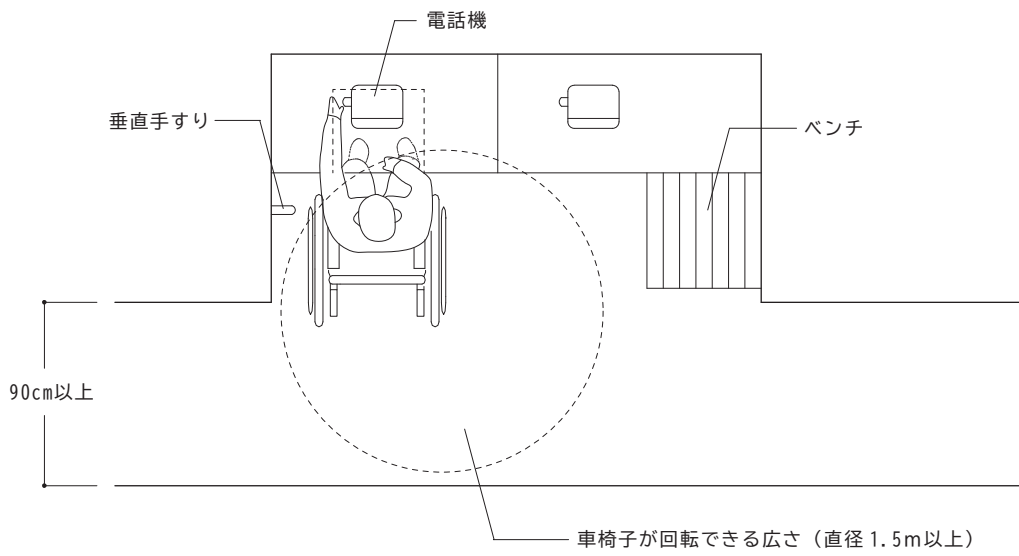
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備		
台の高さ等	◇電話ダイヤル及びプッシュボタンの中心は、90～100cmの高さとする。 ◇台の周辺には、車椅子使用者が近づける十分なスペースを確保する。	→【図19-1】 →【図19-2】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
通信環境設備	◎外部と連絡及び情報がとれるように、携帯電話、無線LAN等が利用できる環境とする。	
公衆電話	◎公衆電話を設ける場合は、1以上を車椅子使用者に配慮した電話機及び台を設ける。 ◎障害者の利用に配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、分かりやすい場所にその旨を表示する。	→建築物「23公衆電話」参照
救護環境設備	◎旅客の救護をするために、救護室やAED等を設ける。また、救護室には、ベッド等の救護設備を設ける。 ◎だれもが分かりやすく使いやすい位置にAEDを設けるとともに、使用方法を分かりやすく表示する。	

【図19-1】電話台の寸法



【図19-2】電話台周辺の整備例



20 駅前広場

【基本的考え方】

駅前広場は、不特定又は多数の人が頻繁に利用する空間であり、多くの交通機関が交差する結節点であることから、高齢者、障害者等を含む全ての人が安全で分かりやすく容易に利用できる配置、構造、形態及び地域の実態に応じた規模とする。

整備基準

駅前広場は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる規模及び配置とし、次に掲げるものとする。
ア 歩行者用通路は、車路と分離すること。
イ 駅舎等の出入口付近に必要な応じて歩行者が留まることができる空間及び休憩施設を設けること。
ウ 歩行者用通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
エ 歩行者用通路は、平坦でぬれでも滑りにくい仕上げとすること。
オ バス停留所は、運行本数及び路線数に応じて配置すること。
カ 必要に応じて案内板、説明板、標識等（以下この表及び次表において「案内板等」という。）を設けること。
キ 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
ク 案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。
ケ 案内板等の表記は、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。

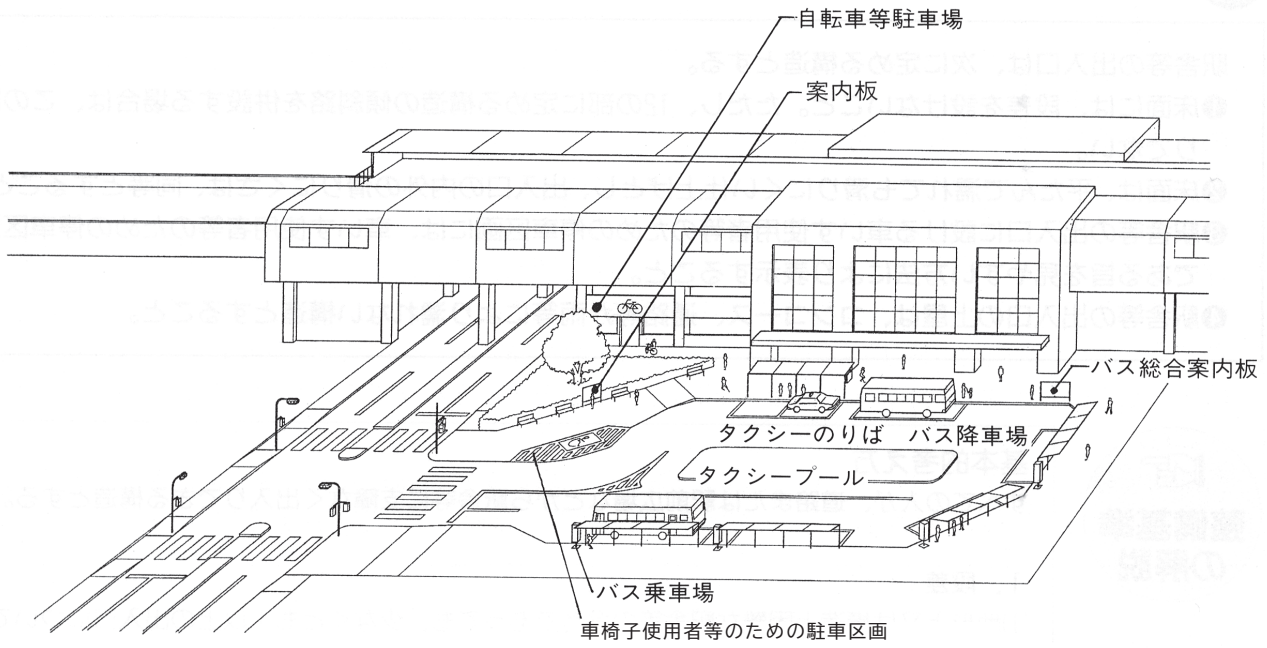
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

休憩施設	◇休憩施設を設ける場合は、道路編「14 休憩施設（ベンチ等）」を参照する。
バス停留所	◇バス停留所を設ける場合は、「27 バス停留所」を参照する。
案内板等	◇案内板等を設ける場合は、道路編「17 案内板等」及び建築物（集合住宅以外）「12 案内設備等」を参照する。
その他の注意事項	◇車止め柵等を設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に通行することができる構造とする。

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

バスの降車場	☆バス停留所を設ける場合は、バスの降車場を1以上設ける。 ☆駅舎等の出入口からバスの乗降場まで連続したひさしを設け、雨にぬれずに乗降できると望ましい。
--------	--

【図20-1】駅前広場の整備例



21 自転車等駐車場

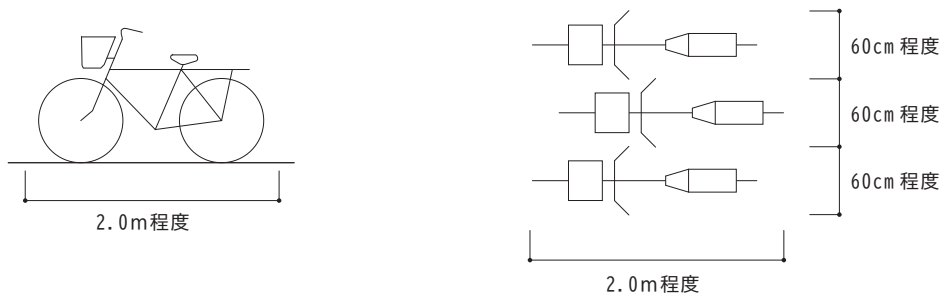
【基本的考え方】
 駅周辺には自転車利用者の動線を考慮した位置に、自転車等駐車施設を設け、自転車等の利用者が安全かつ容易に利用できる構造とする。

整備基準	
自転車等駐車場は、次に掲げる構造等とすること。	
ア 出入口は、車の通行等を考慮して安全な位置に設けること。	
イ 自転車等の入出庫は、入出が容易な構造とすること。	
ウ 自転車等の駐車方法は、平置式とすること。	
エ 照明設備を設けること。	
オ 場内の見通しがきくこと。	
カ 場内の分かりやすい位置に案内板等を設けること。	

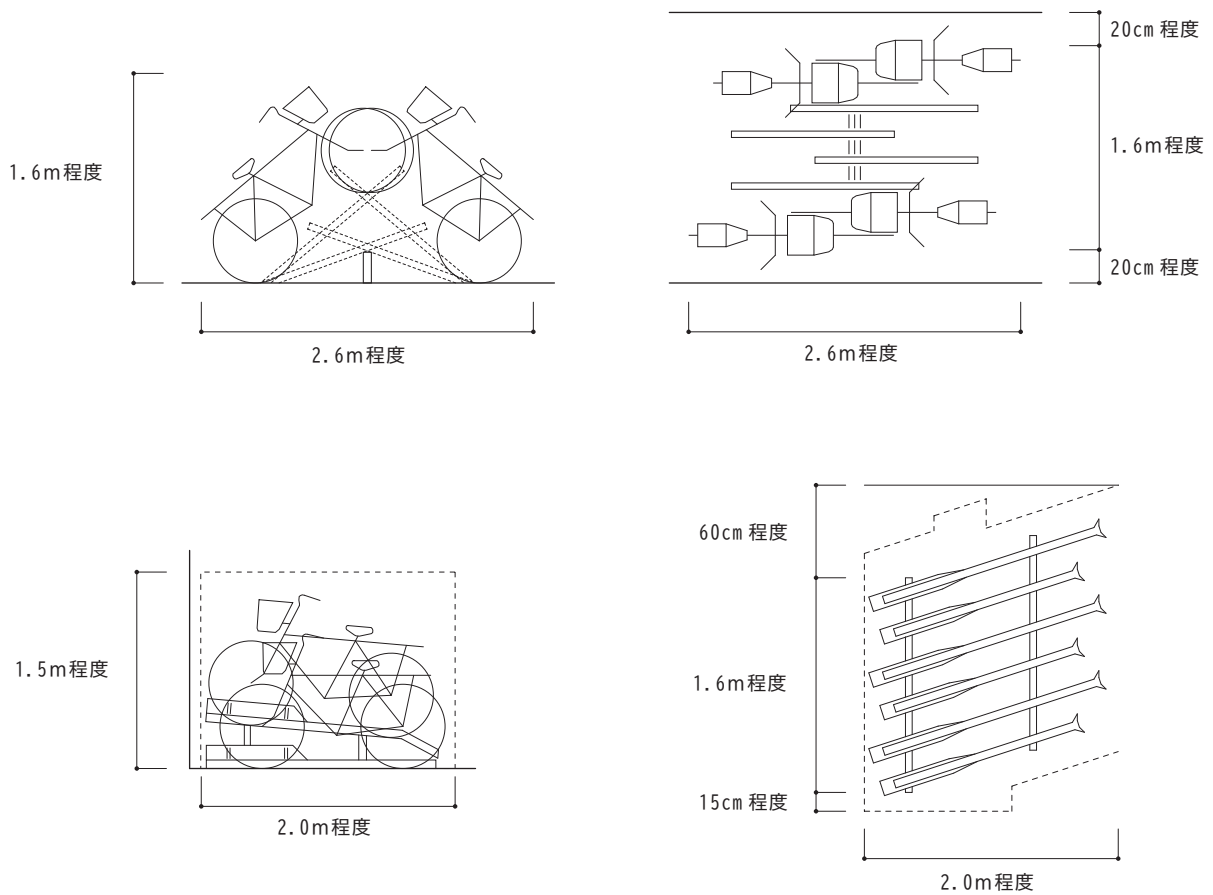
■基準の解説		凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備	
自転車等の駐車方法	◇やむを得ず二段式ラックを使用する場合は、誘導員による介助、下段を優先的に高齢者、障害者等が利用できるような工夫、ラックのない部分を高齢者、障害者等の専用スペースにする等の利用上の配慮をする。		
案内誘導	◇自転車駐車場の位置を示す案内誘導板等を必要に応じて設ける。		→【図 21-3】

■望ましい整備		凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備	
	☆自転車等駐車場の利用時間は、24 時間とする。		

【図 21-1】 平面で駐輪する場合の目安



【図 21-2】 平置式ラックの例



【図 21-3】 表示例



22 こ線橋

【基本的考え方】

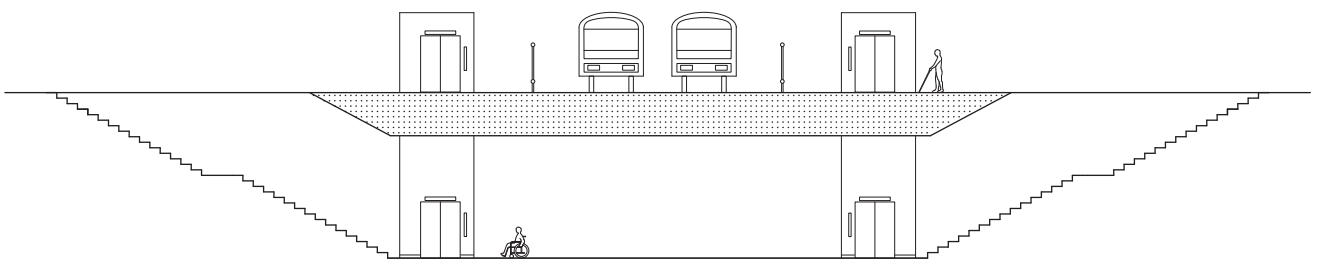
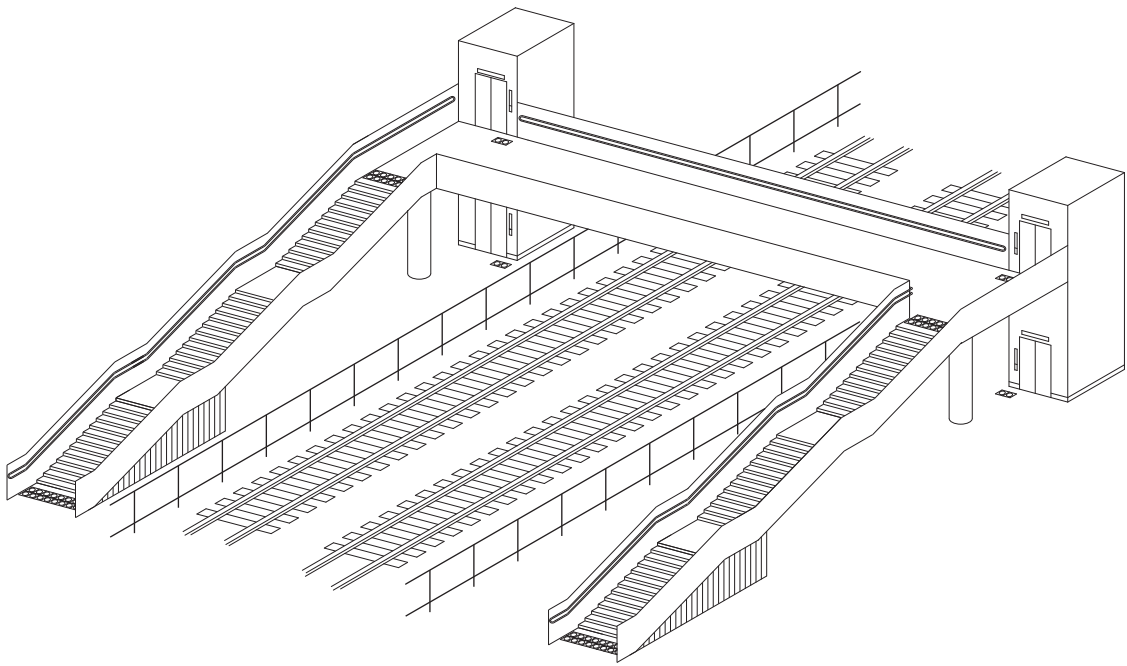
鉄道及び軌道の敷地を横断するためにやむを得ずこ線橋を設ける場合は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に移動できる機能及び空間を確保する。

整備基準
こ線橋は、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動に配慮した構造、配置等とすること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

構造	◇構造は、「7 駅舎等の階段」及び「8 駅舎等の傾斜路」、道路編「13 立体横断施設」を参照する。	→【図 22-1】
----	---	-----------

【図22-1】こ線橋の例



23 踏切

【基本的考え方】

全ての人が安全に踏切を渡ることができるように、歩行者空間を確保する。

整備基準

踏切は、次に掲げる構造とすること。

ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。

イ 踏切の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。

ウ 踏切内は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。

エ 歩道等の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導すること。

オ 踏切道内には、視覚障害者が車道及び線路に誤って進入をすることを防ぐとともに踏切の外にいて誤認することを回避するため、表面に凹凸のついた誘導表示等（歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

踏み切り前の待機スペース	◇歩行者が安全に留まることができる空間は、道路編「16 歩行者広場」を参照する。	
視覚障害者誘導用ブロック	◇踏切道内には、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいて誤認することを回避するため、視覚障害者誘導用ブロックとは違う表面に凹凸のついた誘導表示等を設ける。整備にあたっては、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）」を参照すること。	

24 鉄軌道駅の改札口

【基本的考え方】

高齢者、視覚障害者、車椅子使用者等を含む全ての人が支障なく利用できる構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90cm以上とすること。	
(2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

有効幅	◆改札の1以上は有効幅90cm以上の有人改札口を設ける。ただし、駅舎の改造時に短期間設けるような臨時の改札口等で、有人改札の設置が不可能な場合は、駅長事務室等へつながるインターホンを改札口付近の分かりやすい位置に100cm程度の高さで設ける。	→【図 24-1】
視覚障害者誘導用ブロック	●視覚障害者誘導用ブロックは、有人改札口を経由して敷設する。 ◆ICカードのみ使用できる自動改札の場合、切符利用者が使用できないため、視覚障害者誘導用ブロックは、切符とICカードが使用できる併用型の改札口に誘導する。また、特定のICカードのみに対応した改札を設けることは避ける。	→「15 駅舎等の視覚障害者誘導案内装置等」参照
その他の注意事項	●無人改札口・無人駅とする場合は、駅長事務室等につながるインターホンを改札口の分かりやすい位置に設ける。 ◆改札口には音響誘導装置（誘導チャイム等）又はこれに代わる設備を設ける。なお、音声誘導装置については、「20 駅舎等の案内装置等」を参照する。 ●有人改札口には、筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を備え、聴覚障害者等とのコミュニケーションに配慮するとともに、筆談用具等がある旨を表示する。	→改札口内外に設けることが望ましい。 →乗換専用改札口はこの限りではない。 →「6 駅舎等の出札、案内所等」参照

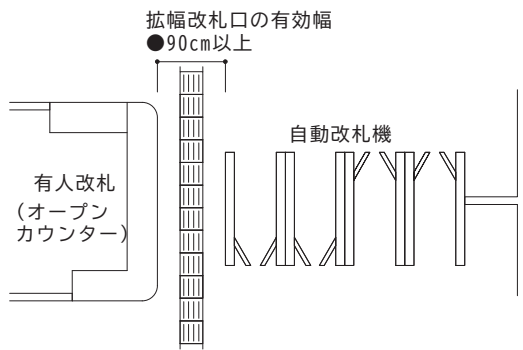
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

拡幅改札口	◎有人改札口を拡幅改札口にした場合には、さらに自動改札口の1ヶ所を拡幅改札口とする。 ☆自動改札口については、出入りの方向を固定した改札口を各々1以上設け、その旨を表示する。	
進入案内表示	◎色弱者の利用に配慮した配色の案内表示とする。	→資料編 P2-21～2-23 参照
コミュニケーションボード	◎言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者、外国人等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。	→ICT 機器の活用も有効である。
カウンター	◎有人改札口のカウンターの一部は、車椅子使用者にも配慮した構造とする。 ◎車椅子使用者等に配慮したカウンターを設置した場合は、車椅子使用者等の利用に配慮した場所に設ける。	→「6 駅舎等の出札、案内所等」参照

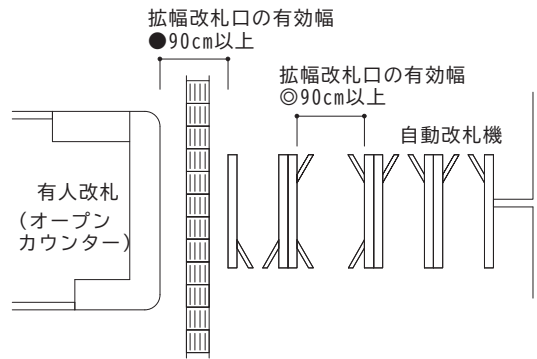
<p>その他の 注意事項</p>	<p>◎手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。 ◎案内所を兼ねている等、有人改札口に戸が設置されている場合、有人改札口の戸外側、もしくは戸内側に車椅子使用者同士がすれ違うことができるスペースを設ける。 ◎無人改札口・無人駅とする場合は、視覚障害者、聴覚障害者等からの問合せに対応できるよう措置を講ずる。 ☆改札口にインターホンを設ける場合は、テレビモニター等と連動させ、必要に応じ駅係員等が視覚的に対応できる設備とする。</p>	
----------------------	---	--

【図24-1】改札口の例

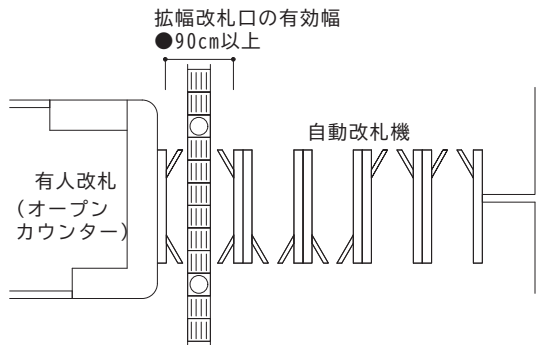
■一般的な改札口の例



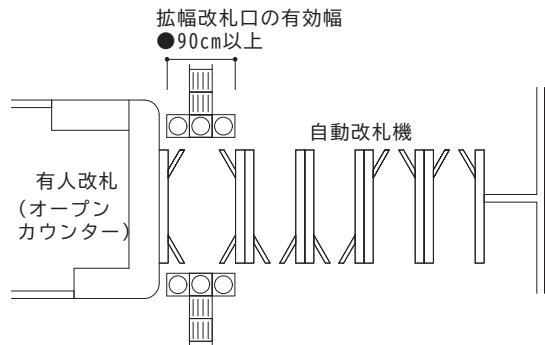
■改札脇の改札以外にも拡幅改札を設けた例



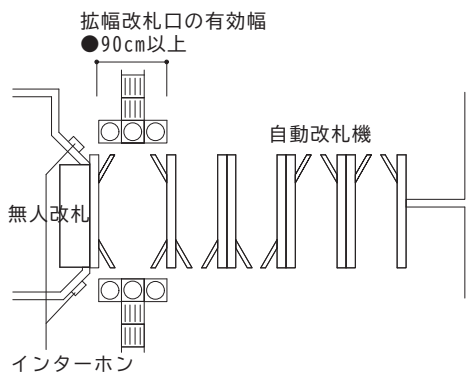
■一般的な改札口の例 ① (自動開閉機がある場合)



■一般的な改札口の例 ② (自動開閉機がある場合)



■無人改札口の例



25 鉄道駅の乗降場

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が安全に安心して車両へ円滑に乗降できる構造とする。特に、視覚障害者の転落防止措置等の配慮を必要とする。

遵守基準	整備基準
鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 床面の水勾配は、1/100程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。	ア 同左
イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	イ 同左
－	ウ ホーム先端のノンスリップタイルの材料を選択する場合には、ホーム縁端警告ブロックとの対比効果が得られるように配置すること。
ウ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。ただし、ホームドア、ホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。	エ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック（以下これらを「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。
エ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。	オ 同左
オ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。	カ 同左
－	キ 乗降に係る部分については、上屋を設けること。
カ 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。	ク 同左
キ カに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。	ケ クに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。
ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。	コ 同左
ケ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。	サ 同左
コ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。	シ 同左

■基準の解説	凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備	
床面の水勾配	◆1/100 程度とされているが、できるだけ平坦な仕上げとし、ベビーカーや車椅子使用者等の安全性が確保できるようにする。	→【図 25-1】 【図 25-3】
点状ブロック等	●ホーム縁端警告ブロックは、乗降場（プラットホーム）の線路側の縁端部を警告するために設ける。形状は、乗降場（プラットホーム）の内側であることを認識できるように、点状ブロックの内側に内方線が位置するものとし、JIS T 9251 にあわせたものを基本とする。 ◆乗降場の縁端からの離隔は 80～100cm 程度とし、線路に並行して連続的にホーム縁端警告ブロックを敷設する。形状は、点状ブロックのホームの内方を表示する線状突起を 1 本追加する。 ◆ホームドア又はホームゲート（「可動式ホーム柵」を指す。以下、この解説において同じ）が設置されている場合は、乗降口の部分に点状ブロック等を敷設する。	→「16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック」参照 →【図 25-2】 資料編 P2-8～ 2-11 参照
転落防止設備	◆転落防止のための柵、壁などをいい、高さ 100～150cm 程度（柵の場合は足掛かりからの高さ）を設ける場合は、高さ 110cm 以上とする。	
ホーム先端ノンスリップタイル	◆「ぬれても滑りにくい仕上げ」については、建築物（集合住宅以外）「29 床の滑り」を参照し、安全性に配慮する。 ●ホーム先端ノンスリップタイルの材料を選択する際は、高齢者、障害者等に配慮して、ホーム縁端の点状ブロック等との明度差等の対比効果が発揮できるものとする。また、視覚障害者が線状ブロックと誤認しないよう区別ができるものとする。	
すき間・段差	●車椅子使用者等に配慮して、すき間・段差が解消できる設備（渡り板等）を速やかに使用できる場所に配備する。 ●乗降場と車両とのすき間・段差が大きい箇所には、光や音声等により警告を行う。	
ホームドア等	◆音声で開閉の案内するなど、車両ドアとホームドア等との間の閉じ込めやはさみこみ防止措置を図る。 ●ホームドア等の各開口部の全幅にわたって、奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30cm 以下とする。 ●ホームドア等が設置できない場合は、非常押ボタン又は転落検知マットやホーム下に列車を避ける退避場所等を設ける。	→「16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック」参照
列車接近情報	●案内の内容は、列車の接近、その列車の停車・通過、乗車の可否、列車種別、行き先、次の停車駅名等とする。 ●案内の仕方は、音声、音響、光、文字等とする。	
照明	●乗降場（プラットホーム）の両端部まで、又は両端部が識別できるように採光や照明に配慮する。	
その他の注意事項	◆乗降部分には上屋を設けること。 ●ホーム上の壁面や柱などに取り付ける看板、休憩設備等は、旅客の通行の支障にならないように設ける。	→「5 駅舎等の通路等」参照

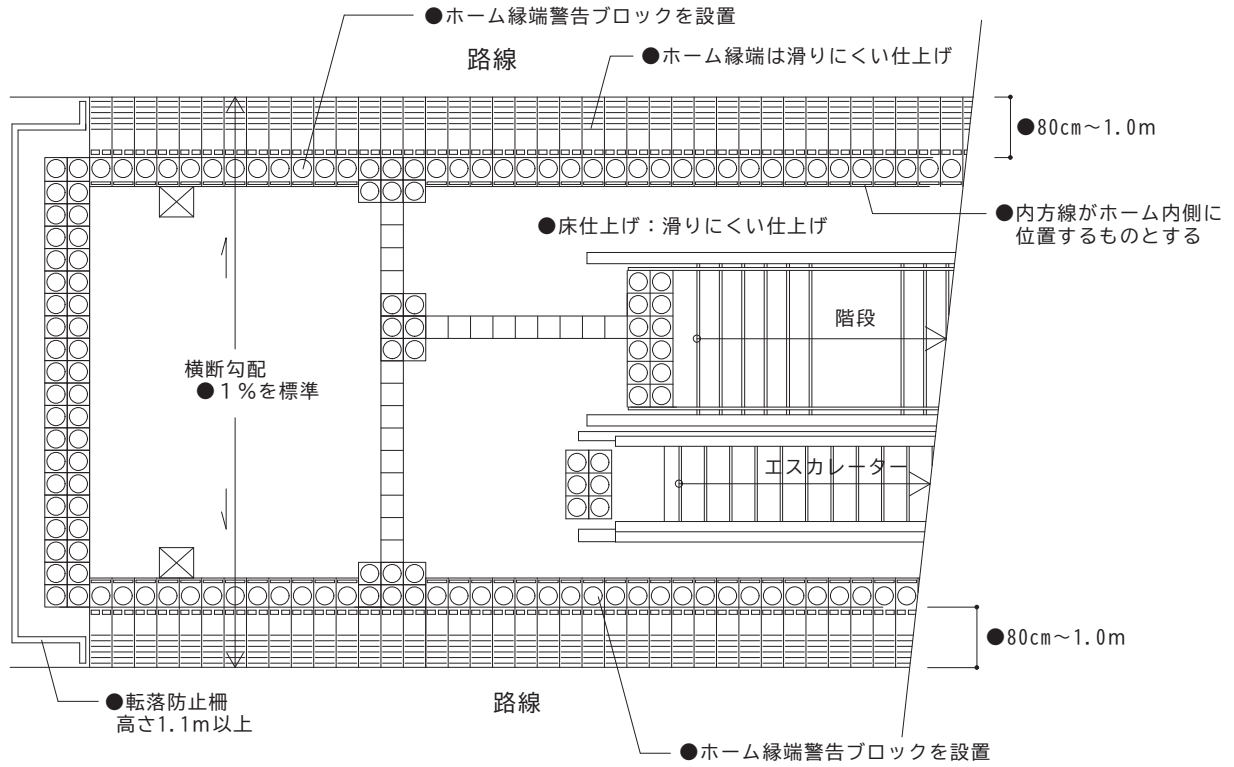
■望ましい整備

凡例：◎都と同等望ましい整備

☆区で追加した望ましい整備

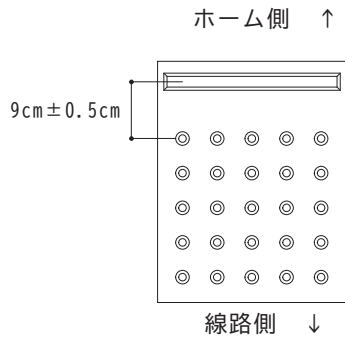
すき間・段差	<p>◎渡り板等の設備を使用しなくても、車椅子使用者が単独で乗降できるよう措置を講ずる。</p> <p>☆すき間及び段差が大きく危険な箇所には注意表示を行うとともに、最もすき間のない位置にその旨を表示する。</p>	
ホームドア等	<p>◎ホームドア等の開閉を音声や音響で知らせる。</p> <p>◎ホームドア等は、乗降部への徒列ライン敷設、案内板の設置又は固定部と可動部の色を変えるなど、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、乗降位置を容易に識別できるものとする。</p>	
案内表示	<p>◎到着する駅名を車内で表示する場合を除き、車内のどの位置からも視認できるよう駅名標を配置間隔に配慮して表示する。</p> <p>◎駅構内案内図等により当該駅施設の案内を表示する。</p> <p>◎列車種別ごとの停車駅等、路線案内等の列車の乗車に関する情報を表示する。</p>	<p>→「14 駅舎等の案内板等」、「15 駅舎等の視覚障害者誘導案内装置等」参照</p>
乗降位置表示	<p>◎旅客搭乗口の位置が一定している場合は、整備基準のオ以外の一般乗降口、優先席その他列車種別に応じた乗降口の位置等を表示する。</p> <p>◎車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、車椅子使用者本人が当該乗降口において単独で乗降できるか判断できるよう、当該乗降口に関する案内を行う。</p>	
音声案内	<p>◎列車到着時に降車した駅が旅客に分かるよう、駅名の音声案内を行う。</p>	
ホーム上の設置物	<p>☆壁面や柱などに取り付ける看板などは通行の支障にならないように設ける。</p> <p>◎ホーム上の設置物や柱等は、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、乗降場（プラットホーム）の床面と容易に識別できるものとする。</p> <p>☆売店・ベンチ・ごみ箱等を設ける場合は、障害者等の通行の支障にならないよう配慮し、安全な幅が確保できるように設ける。</p>	
乗降場の有効幅	<p>☆乗降場の有効幅は、乗降場の柱から縁端までの離れを 150cm 以上、階段その他の施設と縁端までの離れを 170cm 以上として、乗車待ち及び通行者の安全性を確保し、旅客の流動に支障を及ぼすおそれのないものとする。</p>	
待合室の設置	<p>☆乗降場（ホーム）には、待合室を設ける。</p> <p>☆待合室には、自動ドア（有効幅 90cm 以上）、ベンチ、車椅子使用者等用スペース、冷暖房設備を設ける（「7 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備」を参照）。</p>	
その他の注意事項	<p>◎プラットホーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場合は、車椅子使用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する注意喚起の掲示とともに旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲で柵を設ける。</p>	

【図25-1】乗降場(プラットホーム)の例

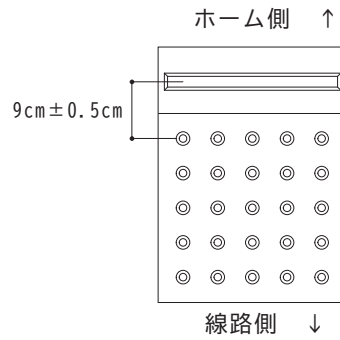


【図25-2】ホーム縁端警告ブロックの例

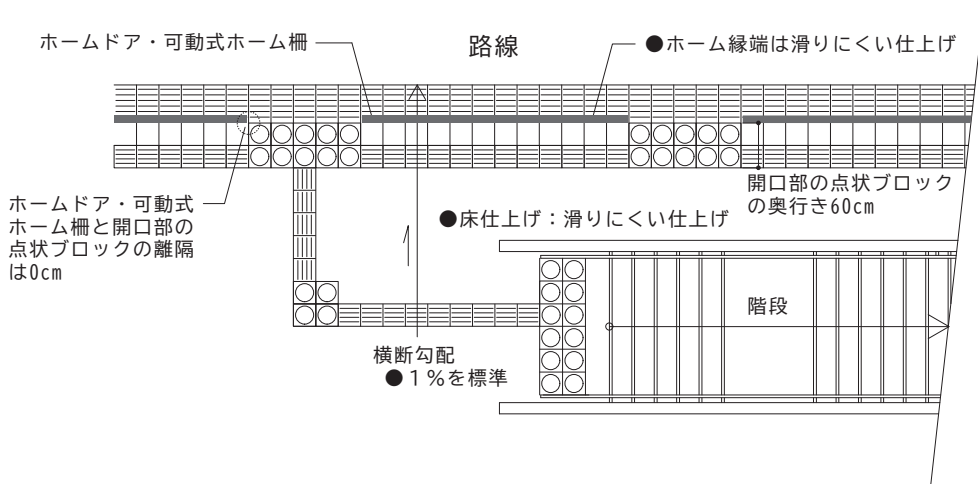
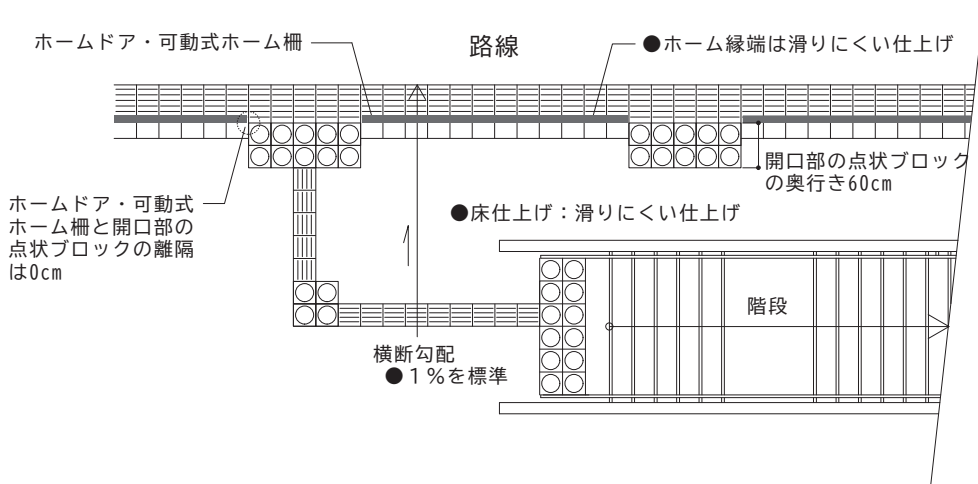
■一体化したブロックの例



■2枚のブロックに分けて敷設する例



【図25-3】乗降場（プラットホーム）の例（ホームドア・可動式ホーム柵の場合）



26 軌道の停留所

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が安全に安心して車両へ円滑に乗降できる構造とする。

遵守基準	整備基準
(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。	
(2) 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。	
(3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。	
(4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。	
(5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。	

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ◆車椅子使用者が回転できる幅である 150cm が必要である。 ◆乗降場は、「16 駅舎等の乗降場」に規定する構造とすること。 ◆接近案内表示器を導入する場合は、音声付とするなど視覚障害者に配慮した装置とする。 	
乗降場に至る経路	<ul style="list-style-type: none"> ◆段差を設けない。段差がある場合は、「13 傾斜路」に規定する構造の傾斜路を設け、乗降場に通ずる経路を 1 以上確保すること。 ◆通路幅は 200cm 以上とする。ただし、構造上やむを得ない場合は、140cm 以上とする。 ◆改札口を設ける場合は、「8 改札口」を参照する。 ◆傾斜路を設置した 1 以上のルート以外において、構造上やむを得ず 1 の傾斜路が設置できない場合は、「12 階段」に規定する構造の階段を設けること。 ◆誘導案内板等は、高齢者、車椅子使用者等の利用に配慮した構造とすること。 	
点状ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ◆乗降場の縁部から 80cm 以上の位置に点状ブロックを敷設する。 	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

視覚障害者誘導用ブロック	◎乗降場に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設する。	→「16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック」参照
上屋	◎防風及び雨天を考慮し、上屋や背面部等に風雨よけ板等を設ける。	
案内板等	<ul style="list-style-type: none"> ◎屋外照明設備は、高齢者、障害者等に配慮して、十分な明るさを確保した照明設備とする。 ◎周辺の道路等からのアクセスが分かりにくい停留場は、周辺の道路上等に誘導のための案内板等を設ける。 	

27 バス停留所

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造とする。

遵守基準	整備基準
—	(1) 分かりやすい場所に停留所の位置等を示す表示をすること。
—	(2) 行き先、経由地、運行予定表等を表示すること。
—	(3) 駅前広場等におけるバスターミナルには、全体の運行系統、バス停留所等を表示する総合的な案内板を設けること。
(1) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	(4) 同左
—	(5) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
(2) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。	(6) 同左
(3) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。	(7) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造とすること。

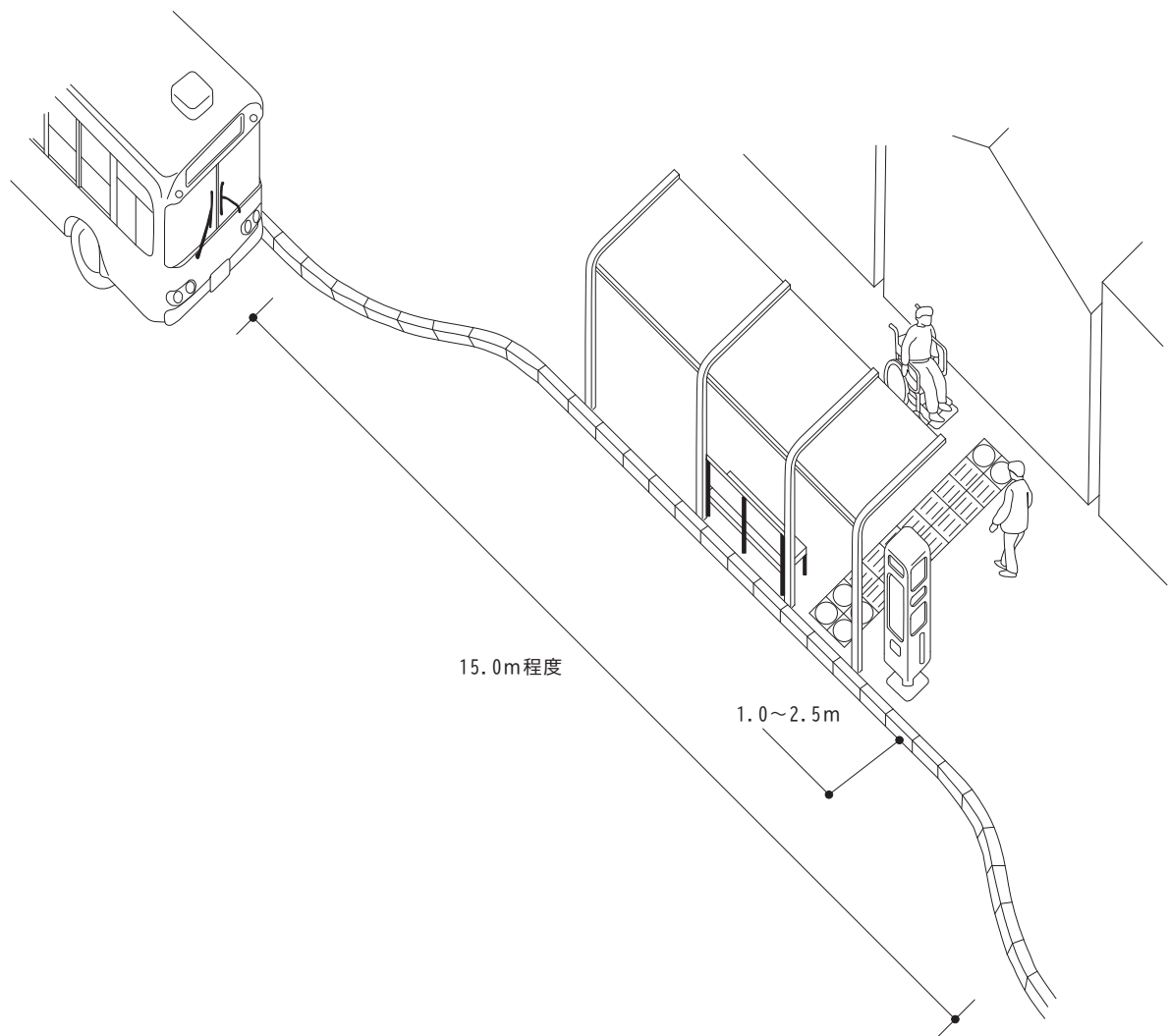
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

表示	◆行き先、経由地、運行予定表等の表示、総合的な案内板の表示内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とする。
----	---

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

バス専用停車帯	☆バス停留所には、1.0～2.5mの奥行きを持ったバス専用停車帯を設ける。	→【図 27-1】
案内板等	◎停留所には、バスの行き先、運行系統、時刻表などを標示する案内板を設け、点字による表示も併せて行う。 ◎バスの運行情報（現在位置等）を表示する装置を設ける。 ◎外国人観光客の利用が多い公共交通施設周辺にある停留所は、多言語表記した案内板を設ける。	→「14 駅舎等の案内板等」参照 →多言語とは、英語、中国語、韓国語を基本とする。
照明設備	◎屋外照明設備を設ける場合は、高齢者、障害者等に配慮して、十分な明るさを確保した照明設備とする。	
時刻表	◎ノンステップバス、リフト付きバス等が運行している路線には、その旨を乗降場の時刻表等にピクトグラム等の利用により、分かりやすく表示する。 ☆運行便が決まっている場合は、その情報を分かりやすく表示する。	
上屋	◎旅客の利用が多い停留所や公共交通施設周辺の停留所で、歩道幅員が広いところには高齢者、障害者等に配慮して上屋を設ける。また、上屋を設ける場合は以下のことを配慮する。 ・防風及び雨天を想定して設ける。 ・バスの乗降口を配慮して設ける。 ・歩行者の通行に支障がない場合には、休憩のためのベンチを設ける。	→【図 27-2】 風雨よけ板も設けることが望ましい。

【図27-1】バス停留所の整備例

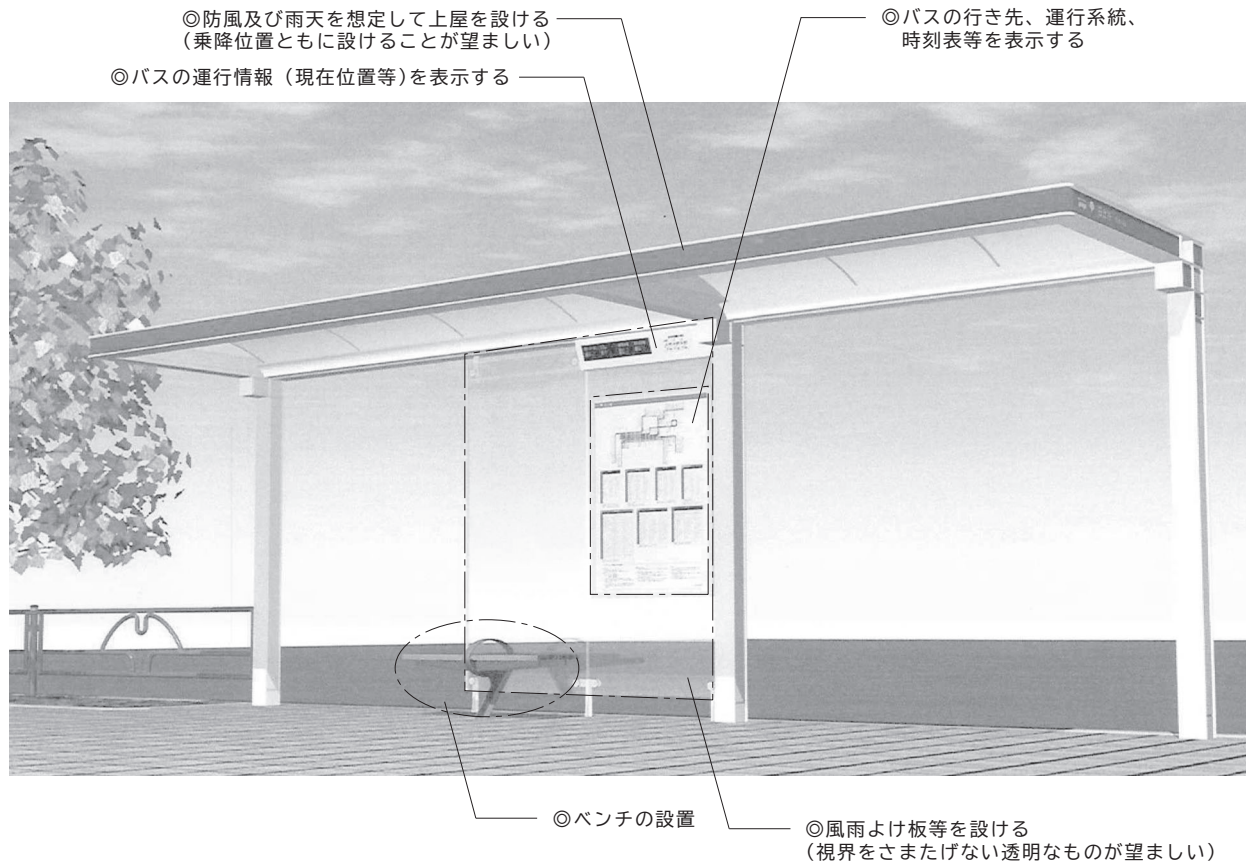


《 参 考 》

■バス停留所での乗降時の手すり（江戸川区の整備例）



【図27-2】バス停留所の例



28 タクシー乗り場

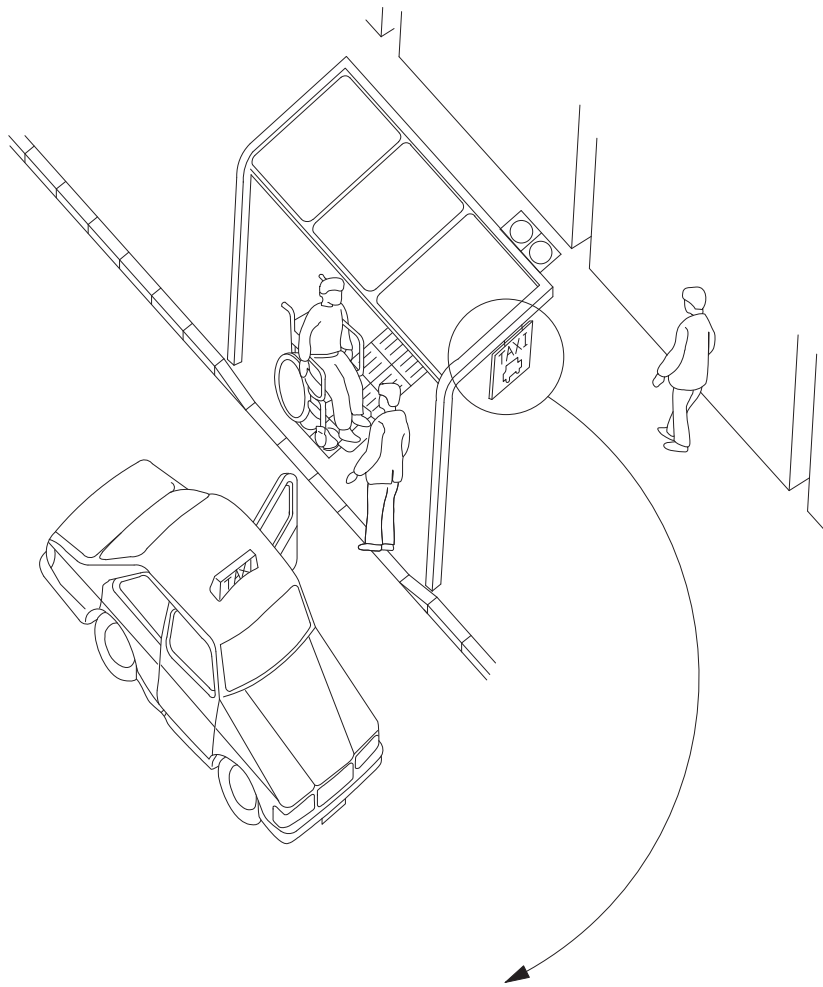
【基本的考え方】
 全ての人が、安全かつ円滑に利用できる表示をする。

整備基準
(1) タクシー乗り場である旨を表示すること。
(2) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
 段差 ◇車道と歩道の段差を設けない（2cm 以下）。 →【図 28-1】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備	
スペース	☆後部乗降の車両と側方乗降の車両への対応を考慮した幅、長さ、高さ、縁端部の構造とすることが望ましい。
上屋	☆タクシー乗り場には上屋を設ける。 ☆乗降部分の上部にも上屋を設ける。

【図28-1】 タクシー乗り場の整備例



タクシーのりば

29 水飲み・構内売店

【基本的考え方】

水飲み、構内売店はできるだけ計画的に配置し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とする。

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

水飲み	☆水飲み台の高さ・奥行き等の形状及び給水栓については、車椅子利用者等の利用に支障のないよう、次に定める構造とする。 <ul style="list-style-type: none">・高さ 70～80cm とし、下部に車椅子使用者のひざが入るスペースを確保する。・給水栓は光電式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のもの手動式のもの併用する。なお、使用の始めに勢いよく水が出ないものとする。	
構内売店	☆売り場前面には、車椅子使用者が回転できる十分なスペースを確保する。	